

ヲ取扱フ業務

- 二 「ボツタシウム」ニ「ソヂウム」ニ過酸化曹達ニ「エーテル」ニ石油「ベンゼン」ニ「アルコホル」ニ
- 二 硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ發火性又ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務
- 三 火藥爆藥又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務
- 四 金屬鑛物土石骨角襪襪獸毛棉麻藁等ノ塵埃粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務
- 五 砒素水銀黃磷鉛「シアン」水素酸「フルオール」ニ「アニリン」ニ「クローム」ニ「クロール」ニ又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵蒸汽若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務
- 六 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬鑛物土石類ノ熔融若ハ煨燒ヲ爲ス場所高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務
- (乙) 女子ノ就業ヲ禁止スル業務
- 甲ノ第五號及第六號ニ掲クル業務

參照

工場法第十條 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ毒藥劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

同 第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

答申

- (一) 列記業務ノ外尙他ノ業務ヲ追加スヘシト爲シタルモノ 七件
- (二) 列記業務中削除スヘキモノヲ舉ケタルモノ 二件
- (三) 列記業務中有害ノ度甚シキモノニ限ル様書キ表ハス様答申シタルモノ 五件
- (四) 高熱有害ノ程度ヲ明示スヘシト爲シタルモノ 二件

第六號

病者産婦ノ就業禁止ノ件(工場法第十條參照)

(第一) 工業主ハ左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニシテ傳染豫防ノ處置ヲ爲シタル場合及第六號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ病症増悪ノ虞ナキ業務

ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 精神病

二 肺結核、喉頭結核

三 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準スヘキ急性熱性病

四 癩、微毒性發疹、疥癬

五 急性「トラホーム」、膿漏性結膜炎其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

六 急性泌尿生殖器病、肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎其ノ他就業ノ爲病症

増悪スルノ虞アル疾病

工業主ハ傳染性病其ノ他重大ナル疾病ニ罹リタル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖、健康ノ回復セサル者ヲ就業セシムルコトヲ得ス。但シ醫師ノ意見ニ依リ輕易ナル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス。

(第二) 工業主ハ産後五週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後三週日ヲ經過シタルトキハ、醫師ノ意見ニ依リ輕易ナル業務ニ就カシムルコトヲ得

參照

工場法第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設タルコトヲ得

答申

- (一) 列記以外ノ疾病ヲ追加スヘシト爲シタルモノ 三五件
- (二) 列記疾病中削除スヘキモノヲ擧ケタルモノ 二件

第七號

工場法第二十四條ヲ適用スル場合ニ於テハ左記原動機ヲ用フル工場ヲ指定スルコト

蒸汽機關、瓦斯機關、石油機關、熱氣機關、「タービン」水車、「ベルト」水車、電動機

參照

工場法第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

答申

- (一) 列記ノ外日本形水車、又ハ汽鐘ノミヲ使用スル工場ヲ加フヘシト爲シタルモノ 五件

職工扶助令規定事項

- 一 職工負傷シタルトキハ遲滞ナク醫師ノ診斷ヲ受ケシメ、次項以下ニ定ムル所ニ依リ扶助ヲ爲スヘキコト、職工疾病ニ罹リ又ハ殆亡シタル場合亦同様タルヘキコト
- 二 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ、其ノ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘキコト
- 三 職工療養ノ爲休業ヲ必要トスル場合ニハ、其ノ休業中賃金ノ二分ノ一以上ヲ支給スヘキコト。但シ治療後三箇月ヲ經過シタルトキハ、之ヲ三分ノ一ニ減スルコトヲ得ヘキコト
- 四 不具廢疾者扶助料ハ大體左ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘキコト
 - (イ) 終身自用ヲ辨スル能ハサル者 賃金百七十日分以上
 - (ロ) 終身業務ヲ營ムコト能ハサル者 賃金百五十日分以上
 - (ハ) 自用ヲ辨シ業務ヲ營ミ得ルト雖身體健康ヲ傷害シ舊ニ復スルヲ得ス退業シタル者 賃金百日分以上

(ニ) 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルヲ得スト雖引續

キ從來ノ業務ニ服スル者

賃金三十日分以上

- 五 職工死亡シタルトキハ遺族扶助料トシテ賃金百七十日分以上及葬祭料トシテ十圓以上ヲ遺族ニ支給スヘキコト
- 六 遺族ノ範圍ハ職工死亡ノ當時死者ト同一戸籍内ニアル配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹トシ、又扶助料ヲ受クヘキ遺族ノ順位ハ前掲ノ順位ニ依リ、同順位内ニ於テハ男ハ女ニ、長ハ幼ニ、嫡出子ハ庶子ニ、庶子ハ私生子ニ先チ家督相續人ヲ最先トスヘキコト
- 七 負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル職工治療ニ至ラスシテ退業シタルトキハ退業後一箇年内ニ限リ其ノ治療ニ至ル迄休業手當ヲ除ク外前數項ノ範圍内ニ於テハ之ヲ職工ト看做スコト
- 八 前數項ニ掲クル扶助金ハ之ヲ給與スヘキ事由ノ發生シタル時ヨリ三箇月内ニ其ノ請求ヲ受ケナルトキハ、工業主ハ其ノ支拂ノ義務ヲ免ルヘキモノタルコト

- 九 稼高ニ依リ賃金ヲ定メタル場合ニ於テハ、前掲ノ賃金ノ計算ニ付テハ、事故發生前三十日間ノ賃金ノ平均額ニ依ルヘキコト
- 十 療養費及休業中ノ手當ハ毎月一回以上ニ分チテ之ヲ給與シ不具癈疾者扶助料、遺族扶助料及葬祭料ハ一時ニ之ヲ給與スヘキコト
- 十一 工業主ト職工トノ共同ノ出捐ヲ以テ共済ニ關スル仕組ヲ立テタル工場ニアリテハ、農商務大臣ノ認可ヲ得タル場合ニ限り、工業主ハ休業中ノ手當不具癈疾者扶助料、遺族扶助料及葬祭料ニ關スル規定ニ依ラサルコトヲ得ルコト

參照

工場法第十五條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

答申

- 第一項 一 業務上ノ負傷ナリヤ疾病ナリヤニ付裁定機關ヲ定ムルコト 二件

- 二 工場醫ト他ノ醫師ト意見ヲ異ニスル場合ニハ工場監督醫ニ依ラシムルコト 一件
 - 三 不可抗力ノ場合ヲ除ク 一件
 - 四 相當事由アルトキ職工ハ工業主指定以外ノ醫師ノ診斷及療養ヲ受ケ得ルコトヲ明記スルコト 一件
 - 五 診斷及應急手當ヲ施サシムルコト 一件
- 第二項
- 一 療養ノ期間ヲ定ムルコト、一時金ヲ支給シテ打切ヲ爲シ得ルコト 二件
 - 二 療養ニ必要ナル費用ノ支給方法ハ行政管廳ノ認可ヲ經テ豫メ之ヲ定ムルコト 一件
 - 三 療養ヲ治療ニ改ム 一件
- 第三項
- 一 「二分一」ヲ「三分二」ニ増加スヘシト爲シタルモノ 六件
 - 二 二分一ヲ三分一ニ三分一ヲ五分一等ニ減額スヘシト爲シタルモノ 六件
 - 三 支給期間ヲ三ヶ月若ハ六ヶ月等ニ制限スヘシト爲シタルモノ(一時金ヲ支給スルコト) 八六件
 - 四 傳染病發生ノ爲メ隔離セラレタル場合ハ疾病ト見做シ手當ヲ給與スヘシト爲シタルモノ 一件

第四項

- 一「百七十日以上」ヲ「二百日以上」又ハ「一年以上」等ト爲シタルモノ 六件
- 二「百七十日以上」ヲ「百日以上」又ハ「六十日以上」等ト爲シタルモノ 五件
- 三(ロ)(ハ)ニ付キ原案ヨリモ増加スヘシト爲シタルモノ 一四件
- 四(ロ)(ハ)ニ付、原案ヨリ減額スヘシト爲シタルモノ 一二件

第五項

- 一原案以上ニ増額スヘシト爲シタルモノ 六件
- 二原案以下ニ減額スヘシト爲シタルモノ 四件

其ノ他

- 一扶助料ヲ支給スルニ當リ勤続年限ニヨリ増額セシムヘシトナスモノ 七件
- 二最高限度ヲ定ムヘシト爲スモノ 二件
- 三終身定期金ヲ給スヘシトナスモノ 一件

第六項

- 一内縁ノ妻ヲ遺族トスルコト 七件
- 二遺族ナキトキハ工業主ヲシテ葬祭ヲ行ハシムルコト 三件

第七項

- 一本項ヲ削除ス 二件
- 二退業者ニハ一時金ヲ支給シ扶助ヲ打切ルコト 二件

三本籍地迄ノ旅費實額以上ヲ支給スルコト 一件

四退業六ヶ月以内トス 四件

第八項

- 一三ヶ月ヲ一月ニ改ム 一件
- 二三ヶ月ヲ六ヶ月ニ改ム 五件
- 三三ヶ月ヲ一年ニ改ム 六件

第九項

- 一三十日ヲ百八十日ニ改ム 一件
- 二算定不能ノ場合ノ指定ヲ設クルコト 三件

第十項

- 一傷害保険ヲ認ムルコト 一件

第五節 餘論

工場法規制定ニ關スル沿革ノ大略ハ前數節ニ陳フルカ如シ、今之ニ對スル二三ノ評論ヲ試ミ、尙工場法カ法案ノ儘ニテ經過シタル各年代ノ狀勢ニ付前節ニ悉ササル所ヲ補ハントス。

四期ヲ通覽スルニ工場法規ノ内容ハ其ノ第一期ニ於テ最モ嚴密ナルモノナリシナリ。即チ明治二十年六月ニ於テ一ト先ツ脱稿シタル職工條例案ハ(一)雇傭ニ關シ特殊ノ規定ヲ設ケタルコト(二)未丁年職工及徒弟ニ關スル使用上若ハ收容上ノ制限ヲ付シタルコト及(三)婦女及十四歳未満ノ者ヲ夜間使用スルコトヲ禁止シタル外、十四歳未満ノ者ハ六時間、十七歳未満ノ者ハ十時間以上ノ使役ヲ禁スヘキ旨ヲ規定セルコト等是ナリ。尤モ工場ノ設備ニ關スル取締ノ條項ハ全然之ヲ缺クト雖、大體ニ於テ獨逸等ノ營業條例ノ規定ニ準據シ起案セラレタルモノノ如シ。本案ノ起草セラレタル當時ニ於ケル民間經濟ノ狀況ヲ回顧スルニ、政府ノ不換紙幣ハ漸ク銀貨ヲ以テ交換セラルルコトトナリ、一般ノ商況將ニ回復シ各種ノ事業漸次勃興シ、明治十八年ニハ僅ニ五千餘萬圓ニ過サリシ諸會社ノ公稱資本ハ、二十三年ニハ一躍シテ二億二千餘萬圓ニ増加シタルノ時ニシテ、正シク我國工業カ初メテ興起セントスル初頭ノ時代ナリシナリ、而シテ當時工場及職工ニ關スル弊害ハ決シテ今日ノ如ク甚シカラサリシコトハ固ヨリ想像スルニ難カラス。然ルニ政府カ進ンテ職工條例ヲ制定センコトヲ企劃シタル動機如何ヲ察スルニ、當時

ノ政府ハ夙ニ事業上ニ於ケル率先者ヲ以テ自任シ、交通事業ハ勿論造船、紡績、製車、製紙、印刷抄紙其ノ他ノ事業モ亦自ラ工場ヲ起シテ之ヲ經營シ、或ハ機械ヲ人民ニ貸付シ、新事業ノ模範ヲ示シテ啓發誘導スルコトヲ努メタルモノナルヲ以テ、大凡外國ニ於ケル諸般工業上ノ施設ハ勿論、文物制度ニ關スル調査モ亦相當行届キ居リタルモノト見ルヘク、工業ヲ我國ニ移スト共ニ工業ニ關スル制度モ必然之ヲ我國ニ實施スヘキモノナリト思惟シタルカ爲ナルヘシ。是レ寔ニ然リ、今日工場法ノ制定セララル實ニ此ノ意ニ外ナラス、余輩ハ茲ニ至リテ工場法ノ淵源カ約三十年ノ遠キニ發スルヲ恠マサルナリ。

第一期ニ於ケル工場法案ハ工務局ノ運命ト相駢行シ、或ハ設置セラレ(明治十)或ハ廢止セラレ(明治二)更ニ復設置セラレ(明治三)此ノ間絶ヘサルコト縷ノ如キモノアリシナリ。政府ハ歐米諸國ノ如ク工場法ノ制定ヲ爲サント欲スト雖、我國民間工業ノ狀態ハ到底歐米諸國ニ比スヘクモアラス、而カモ工場法ノ制定ハ一時工業ノ發達ヲ阻止スルカ如キ觀アルヲ如何セン。是ニ於テカ案ヲ抱イテ之ヲ決行スルニ至ラス、或ハ商業會議所ニ諮リ(明治二)或ハ地方長官ニ問ヒ(明治二)或ハ農商工

高等會議ニ付議セリ。然レトモ或ハ意見ヲ發表セサルモノアリ、又之ヲ發表シタルモノノ中ニハ相當理由アル反對意見アルヲ如何セン。然レトモ明治三十年工務局復活後ハ調査材料モ稍整頓シ、政府ハ相當ノ自信ヲ以テ法律ヲ制定セント決意スルニ至リタルモノ、如シ。

當時ノ經濟界ノ狀況如何ヲ見ルニ、日清戰役以後ニ於ケル巨額ナル償金ノ收受ト戰勝ノ名譽トハ著シク人心ヲ鼓舞シ、事業ノ勃興實ニ目覺シキモノアリ。即チ鐵道、海運、其ノ他ノ交通ニ屬スルモノハ勿論、紡績、製糖、機械、水力、電氣、石油、採炭、船渠、車輛製造、保險、銀行等ノ事業相競フテ勃興シ、明治二十八年ノ頃ニハ全國ノ會社數二千四百有餘ニ過キサリシモノ、三十年ニ至リテハ六千有餘ト爲リ、三十三年ニ入りテハ八千五百ノ多キヲ算スルニ至レリ。當時政府カ愈工場法ノ制定ヲ以テ念トスルニ至リタルモノ洵ニ以アリト謂フヘシ。

第二期ノ劈頭農工商高等會議ニ諮詢セラレタル法案ハ第一期ノ法案ニ比シ實際ノ事情ヲ參酌シテ着實ノモノト爲レリ。今之ヲ四十四年公布ノ現行工場法ニ比較スルニ、(一)同法案カ原則トシテ五十名以上ノ工場ニ適用スト規定セルノ點ハ

工場法カ十五人以上ノ工場ニ適用ストアルニ比シテハ寛大ナリ。(二)同法案理由書中ニハ先ツ工場ノ設備カ完全ヲ缺クトキハ往々人命ヲ危ウシ、比隣ニ重大ノ損害ヲ與フヘキコトヲ論シ、法案モ亦其ノ第二章ニ於テ工場建設ニ關スル取締ノ規定ヲ設ケタルハ、工場法ハ第一ニ公益ヲ保護スル爲必要ナルコトヲ標榜セントスルノ用意ナリシカ如シ。同章ノ規定ハ現行法第十三條ニ該當スルモノニシテ規定ノ精神及其ノ實施上ノ効果ニ於テ大差ナシト謂フヘシ。若シ夫レ(三)第三章職工ニ關スル規定ニ至リテハ、工場法ノ規定ニ比シテ較、嚴ナルモノアリ。即チ(イ)十四歳未満ノ者ニハ原則トシテ十時間以上ノ使役ヲ禁シタルコト(工場法ハ十二(ロ)工業主ハ義務教育ヲ終ラサル職工ニ自己ノ費用ヲ以テ相當ノ教育ヲ與フヘキコト(工場法ハ小學校令ノ規定ニ讓リ)ヲ規定シタルカ如キ是ナリ、然レトモ(ハ)徹夜業禁止ノ規定ナク、又(ニ)病者產婦ノ使用制限ナク、(ホ)危険又ハ衛生上有害ナル業務ニ婦女幼少者ノ使用制限ヲ設ケサルハ比較的寛大ナル點ト見ルヘシ、(ヘ)然レトモ同法案カ雇傭契約ニ關スル事項及職工規則ニ關スル事項、職工證並徒弟ニ關スル事項ヲ詳規シタルハ工場法カ命令ニ讓リタル事項ヲ法律中ニ規定シタルモノニシテ、用

意親切ナリト謂フ可シ。當時實業家ノ多クハ此ノ法案ニ反對シ、農商工高等會議ニ於テモ反對論相當多數ニシテ一時ハ同法因果シテ通過スヘキヤ否ヤヲ懸念セシメタリト雖、大體ニ於テ立案者ノ精神ヲ變換セサル程度ニ於テ修正案ノ通過ヲ見ルニ至リタリ。此等ノ事情ハ當時政府ノ決意ニ對シテ、民間ノ輿論モ亦眞摯ニ本問題ヲ攻究スルニ至リタルコトヲ證明シテ餘アリ。而シテ同會議ノ少數意見トシテ職工及労働者ノ有様ニ付テハ未タ十分ノ調査ヲ得ス云々トアルニ對シテ、政府モ亦慎重ニ本案ノ調査ヲ進ムルコトトナリ、明治三十三年ヨリ臨時工場調査費ヲ豫算ニ計上シテ、之ニ關スル專務官吏ヲ特設スルニ至リタルハ、洵ニ措置ノ宜シキヲ得タルモノナリト謂ヒ得可シ。

其ノ後現任行政裁判所評定官前内務省衛生局長窪田靜太郎氏カ商工局工務課長トシテ、當時ノ囑託法學博士桑田熊藏氏、學習院教授久保無二雄氏、故法學士廣部周助氏等ト共ニ、專心工場及職工ノ調査ニ盡瘁セラレタルハ、工場法案ノ沿革ヲ叙スルニ當リテ特筆スヘキ事蹟トス。氏ハ一方ニ於テハ列國工場法ノ制定沿革及現行規定ヲ調査シテ翻譯シ之ヲ印刷ニ付スルト共ニ、他方ニ於テハ各地ニ出張シ

テ表裏ヨリ工場及職工ニ關スル精細ノ調査ヲ進メ、時ニハ私費ヲ抛テ數々職工等ト會食シテ其ノ談話ヲ聴取シ、悉ク之ヲ輯録シテ職工事情數篇ヲ編纂シタル等稱スヘキ事蹟少カラス。余輩ハ工場法ノ制定セラレタルノ今日ニ於テ、氏等カ献身的大調査ノ成果カ其ノ基礎ヲ爲シタルノ事實ヲ永ク紀念セン事ヲ欲スル者ナリ。臨時工場調査職員カ立案シタル明治三十五年案ハ、三十一年案ニ比シテ一層著實穩健ノモノナリシナリ。即チ歐米ニ行ハルルカ如キ比較的嚴密ナル規定ヲ急ニ實施スルノ不利ナルヲ觀取シ、深ク本邦工業ノ現狀ニ鑑ミ、總テ漸定主義ニ依リテ案ヲ立テタリ。例ヘハ(一)職工年齢ノ如キモ工場法施行後二箇年間ハ滿八歳以上ノ者ノ傭使ヲ許シ、次ノ三箇年間ハ九歳以上、次ノ五箇年間ハ十歳以上ヲ許シ、遂ニ原則ニ立戻リ十一歳以下ノ者ノ傭使ヲ全禁スルニ至ラシメントシタルカ如キ、其ノ他(二)徹夜業ニ關スル年齢ノ制限(三)就業時間ノ制限ノ如キ、皆此ノ主義ニ出テサルハナシ。然レトモ本案規定ノ内容ハ四十四年公布ノ現行工場法ノ規定ニ比シテ較寬大ナルモノ少カラス、即チ(一)二組交替ノ制ヲ採ル場合ニハ十三歳以上ノ者ニ限り徹夜業ヲ爲サシムルコトヲ認ムルコト(施行後五年間ハ十) (二)婦女幼少者

ノ就業時間ハ十二時間ヲ原則トセルモ一定事業ニ限り一定期間内ハ十五時間迄ヲ認メタルコト(三)産婦及病者ノ使用制限ニ關スル規定ヲ缺クコト等是レナリ。斯ノ如ク成ル可ク先例又ハ理論ニ趨ルコトヲ避ケ、専ラ實際ヲ主トシテ立案セラレタルヲ以テ、本案カ諮問ニ付セララルヤ、民間ノ工業主ハ政府カ如何ニ法律ノ施行ヲ圓滑ナラシムル爲メ周到ナル用意ヲ拂ヒツツアルヤヲ諒トシ、少數ノ者ヲ除クノ外皆著實ナル意見ヲ答申セリ。

爾テ當時及其ノ以前ニ於ケル經濟ノ狀況如何ヲ見ルニ、日清ノ戰勝ニ伴フ事業ノ勃興ハ幾許モナクシテ忽チ反動ノ激浪ヲ迎ヘ、一時旭日冲天ノ勢ナリシ新設會社中基礎薄弱ナルモノハ悉ク糊塗彌縫ノ病的狀態ヲ呈シ、症狀甚シキモノハ遂ニ解散ノ止ムヲ得サルニ至ルモノ多ク、企業心冷却シテ經濟界ハ萎靡沈滞ヲ極メ、政府及日本銀行ノ特別ノ施設ニ依リテ、辛ウシテ一般ノ恐慌ヲ避ケ得タル狀況ニシテ、本案ノ諮問セラレタル明治三十五年ノ交ハ漸ク此ノ狀態ヲ脱シ、復舊恢復ノ緒ニ就キタル頃ナリシナリ。經濟界ノ狀況斯ノ如ク薄弱ナリシヲ以テ、法案既ニ成レリト雖、未タ之ヲ議會ニ提出スル迄ノ決心ヲ見ルニ至ラス。時ナル哉日露ノ風

雲ハ日ヲ逐フテ益、急ヲ告ケ、遂ニ國運ヲ賭シタル大戦役ノ開始セララルアリ、經濟界ハ警戒ヲ極メ、新事業ハ總テ中止セララル、コトハナレリ。幸ニシテ此ノ戰役ハ二年ナラスシテ光榮アル戰勝ノ榮譽ヲ以テ終局ヲ告ケ、三十九年ニ入りテハ、日清戰役ノ例ニ違ハス、一大奔騰ノ時代ト爲リ、四十年ニ入りテハ反動ノ時代ト變シ、經濟界ノ波瀾ハ一起一伏沈靜スル所ヲ見ス。政府ハ斯ノ如キ狀態ノ間ニ處シテ工場法案ヲ議會ニ提出スルハ時機ヲ得タルモノニ非ストシ、靜カニ形勢ヲ觀望シツツアリシカ、議會ノ議員中本法ノ制定ニ意アル者ハ數次政府ノ所信如何ヲ質問シタリ。又社會政策學會ハ四十年十二月ヲ以テ東京ニ第一回大會ヲ開キ、經濟ニ關係アル十數人ノ學者ヲ網羅シ、工場法ヲ議題トシテ連日労働者保護ニ付討議又ハ講演ヲ爲シ、大ニ世上ノ耳目ヲ聳動シタル等、沈滞ノ間自ラ一道ノ生氣動クモノアルヲ覺エタリ。

明治四十一年七月、桂内閣西園寺内閣ノ後ヲ襲ヒテ政柄ヲ承ク、大浦子爵農商務省ヲ攝掌ス、子爵ハ夙ニ勞働問題ノ忽ニスヘカラサルヲ確信セララル人ナリ。内相平田子爵亦社會政策ニ思ヲ潛メラル、人ナリ。世人カ工場法ノ制定ハ將ニ此

ノ時ニ成ルヘシト期待シタルモノ蓋シ所以ナキニ非ナルナリ。果然大浦農相ハ就職後直ニ工場法案ヲ決定公表スヘキ旨ヲ命セラレ、翌年七月商工局ヲ割キテ工務局ヲ置キ、專任局長ノ下ニ本案ノ解決ヲ企劃セラルルコトナレリ。

明治四十二年十月公表諮問セラレタル工場法案ハ、大體三十五年案ニ準據シタルモノナレトモ、其ノ規定ノ内容ハ之ニ比シテ較、嚴ヲ加ヘタリ。即チ(一)適用範圍ニ於テ使用職工ノ員數ヲ制限セス、原動力裝置又ハ「危險不衛生ヲ以テ法律適用ノ標準トナシタルコト、(二)十二歳未滿者ノ傭使ヲ禁シタルコト、(三)許可ヲ得タル場合ハ(十歳以上ノ者ノ傭使ヲ認ム) (三)病者產婦ノ使用制限ヲ規定シタルコト、(四)職工ノ雇入周旋ノ外解雇ニ關スルコト竝徒弟ニ關スル一切ノ事項ヲ命令ニ委任シタルコト等是レナリ。次テ第二十六議會ニ提出セラレタル案ハ、百尺竿頭更ニ一步ヲ進メテ、十年後ニ於ケル婦女幼少者ノ徹夜業禁止ヲ規定スルニ至レリ。本來婦女及幼少者ノ夜業禁止ノコトタル既ニ明治二十年ノ法案ニ現ハレタル事項ナリト雖、本邦ニ於ケル工業中最モ長足ノ進歩ヲ遂ケ、又巨額ノ資本ヲ投下セル紡績業ハ晝夜連續ノ作業ヲ爲スノ習慣ヲ馴致セルヲ以テ、之ニ對シテ夜業ヲ廢止セシムルハ其ノ產額ヲ約半減セ

シムル結果ヲ生シ、會社ノ經濟ハ勿論社會經濟ニモ亦多大ノ影響ヲ及ホス可キ事ヲ顧慮シ、爾後立案セラレタル工場法案ニハ本問題ノ解決ヲ他日ニ讓ルノ趣旨ヲ以テ何等規定ヲ設ケサリシナリ。然カモ此ノ間ニ於テ歐洲各國ニ在リテハ職工保護萬國會議ヲ開キテ千九百六年ヲ以テ「ベルン條約」ヲ締結シ、批准期間ノ終期タル千九百八年十二月末日迄ノ間ニ於テ獨逸國外八箇國ノ批准交換ヲ了スルアリ、次テ以太利外二箇國ノ之ニ加入スルアリ、夜業禁止ハ漸ク先進諸國ニ於ケル國際常規タラントス。加之本邦ニ於ケル徹夜業ノ成績ハ技術上ハ勿論、職工ノ健康上ニモ亦省慮スヘキモノ頗ル多キヲ以テ、農商務大臣ハ斷然中央衛生會ノ議ヲ容レ、禁止ノ施行期限ヲ十年後ト爲シ、之ヲ第二十六議會ニ提出スルニ至リタルモノトス。夜業禁止ノ規定ヲ設ケタルハ、工場法案トシテハ實ニ龍眼點睛ノ感ヲ爲サシムルニ足ル、然レトモ此ノ點睛コソ實ニ第二十六議會ニ於ケル本案撤回ノ重ナル原因ト爲リシモノナルコト前ニモ陳ヘタル如シ。然レトモ政府ハ飽迄徹夜業禁止ヲ遂行スル目的ヲ以テ第三期ニ入ルニ及ンテハ一部禁止ヨリ全禁ニ入ルノ順序方法ヲ立ツルコトニ腐心セリ。而カモ其ノ順序方法ハ遂ニ大日本紡績聯合會

生産調査會等ニ於テ否決スル所ト爲リタリト雖、徹夜業禁止ハ主義トシテ是認セラルルコトトナリ、十五年ノ後ニ於テ一時ニ之カ實行ヲ約スルコトト爲レリ。要スルニ第二十六議會以來工場法ニ對スル世上ノ論議ハ法案ノ可否如何ヲ去リテ徹夜業禁止問題ニ移リタルカ如キ觀アルハ適々以テ時勢ノ進運カ本法ノ制定ヲ甘受スルニ至リタルコトヲ示セリ。又徹夜業ノ禁止ヲ敢行セントシタルコトハ直接間接ニ本案ニ於ケル其ノ他ノ規定ノ制定上良好ナル成果ヲ生シタルモノアリト謂フヲ得ヘシ。然レトモ商業會議所ニ又生産調査會ニ又帝國議會ニ於テ法案ノ修正ヲ議シタルノ士ハ概ネ當業者ノ聲ニ耳ヲ傾ケ、規定ヲ寛大ニスル方面ノ議論多クシテ法案ノ内容カ寛大ニ過クルコトヲ論難シタル者ハ一部ノ學者ヲ措テ他ニ殆ント之レナカリシナリ。

本邦ニ於ケル工場法制定ニ關スル沿革ヲ泰西諸國ノ夫レニ比スルトキハ、余輩ハ茲ニ幾多特色ノ存スルモノアルヲ認ム即チ左ノ如シ。

(一) 本邦ニ於ケル工場法制定ノ必要ハ主トシテ政府及學者ニ依リテ提唱セラレタルモノニシテ、此ノ間何等勞働者又ハ其ノ團體ノ交渉スルモノアルナク、又本間

題ハ嘗テ政治上ノ黨派問題トシテ取扱ハレタルコトナク、純正ナル勞働保護ノ意義ニ於テ一貫シタルコト。

(二) 工場法ノ制定問題ハ本邦ノ工業未タ著シク發達セサル明治十五年ノ昔ヨリ工業ノ發達ニ附隨スヘキ必然ノ制度トシテ工業主ノ眼前ニ懸ケラレタルモノナルヲ以テ、偶、英佛流ノ自由放任主義ニ倚據スルノ人士ハ工場法ノ制定ヲ尙早ナリト論唱セリト雖、其ノ干涉ヲ以テ絶對的ニ不可ナリト論定シタル者少カリシコト。

(三) 工場法ニ絶對反對ノ意見ヲ有スル人士少キト同様ノ程度ニ於テ之カ必要ヲ絶對且積極的ニ論唱スル實業家及政治家モ亦尠カリシコト。

(四) 工場勞働カ婦女幼少者ノ健康ニ及ホス影響ニ付テハ、嘗テ歐洲諸國ニ於テアリタルカ如ク、著シク世人ノ注意警戒ヲ惹起セサリシコト。

我工場法ハ斯ノ如キ空氣ノ中ニ、約三十箇年間ノ長日月ニ亘リテ其ノ出生ヲ用意シ、茲ニ明治四十四年三月ヲ以テ目出度呱呱ノ聲ヲ舉クルニ至リタルモノナリ。斯ノ如クニシテ工場法ハ生レタリ、然リ工場法ハ生レタリト雖、其ノ歩行シ得サル

状態ニ在ルコト四十四年三月ヨリ大正五年九月迄實ニ五ヶ年半ノ永キニ亘リタルハ全ク何人モ當初ニ於テ豫想セザリシ所ナルヘク、若シ斯ノ如ク長月日ヲ施行迄ニ費スヘキコトヲ初メヨリ豫期シタランニハ彼ノ中夜業廢止猶豫期間ノ如キモ工場法公布ノ日ヨリ十五ヶ年ト爲ス可カリシナリ、然レトモ吾人ハ今ニ於テ死兒ノ齡ヲ數フルノ愚ヲ學ハサルヘシ。

工場法カ明治十四年ヲ以テ初メテ調査ニ著手セラレテヨリ明治四十四年迄約三十ヶ年間ノ經過ハ實ニ一波動キテ一瀾生シ、一鬱ヲ越ヘテ又他ノ一峯ヲ望ムカ如ク、迂餘曲折決シテ尋常一樣ノ徑路ヲ辿リタルモノニ非ス、而カモ斯シテ出來セル法律自身ハ先進國ノソレニ比シテ決シテ日ヲ同クシテ語ルヘカラサル粗笨ノモノナリシナリ。左レハ有識者ノ間ニハ勞働保護ノ程度低クシテ法律ノ目的ヲ達成シ得サルモノナリトノ批難サヘ傳ヘラレタリ、然レトモ過去ニ於テハ何等統一シタル法規ノ下ニ取締リヲ受ケザリシ我工業界ノ過去及現狀ニ照シ、之ニ適用スヘキ法律ノ内容カ充實セサルハ、法律施行ノ周到ヲ期スル上ニ於テハ却テ有利ナリシヲ疑ハス、余輩ハ繁密ナル法規カ散漫ニ行ハルルヨリモ粗略ナル法規カ嚴

正ニ行ハルルヲ以テ可ナリト信スルモノナリ。

法律ノ成リタル後其ノ施行ノ經費ヲ調達シ得ザリシハ、新事業一律否認ノ財政方針ト屢次ニ亘ル政變ノ結果ニシテ事情已ムヲ得サルモノナリトスルモ、其ノ漸ク實施ノ彼岸ニ達セムトスル刹那ニ於テ、又々施行期日ヲ延期シタルノ事實ハ、吾人ヲシテ工場法規ノ徑路ハ最後迄艱嶮ナリシコトヲ想ハシムルモノアリ。

勅令省令ノ規定ノ内容ハ法律ノ内容ニ比準ヲ執リ、必シモ理論上ノ要求ノミニ重キヲ置カス、主トシテ實地ニ適應シテ遺憾ナキ運用ヲ見ンコトニ留意セリ。工場法ハ其ノ規定ヲ勅令其ノ他命令ニ譲リタルモノ多キヲ以テ、命令ノ制定ハ事實ニ於テ工場法其ノモノノ内容ノ大部分ヲ決定スルモノナリト云フモ溢辭ニ非ス、故ニ之レカ立案ニ際シテハ前ニ述ヘタルカ如ク地方長官、商業會議所、社會政策學會其ノ他中央衛生會等ニ諮詢シ、且閣議決定後更ニ周到綿密ナル樞密院ノ審査ヲ經テ茲ニ公布ノ運ニ至リタルモノナリ。然リ而シテ此等ノ勅令及省令ハ必シモ法律又ハ勅令カ委任シタル事項ノ全部ヲ包含スルモノニ非ス、委任事項中其ノ制定ノ期間ヲ他日ニ譲リ又ハ訂正修補ヲ將來ニ期シタルモノナシトセス、即チ令第

二條末號ニ依ル指定命令法第十三條ニ依ル工場ノ設備ニ關シ詳細ナル基準ヲ定ムル命令法第十七條ニ依ル募集周旋人ノ取締命令第二十四條ニ依ル工場法ノ一部適用ニ關スル命令ノ如キハ其ノ制定ヲ他日ニ期シタルモノナリ。然レトモ應府縣令中嘗テ此等ニ關シ規定ヲ設ケタルモノニ付テハ其ノ規定カ工場法ノ適用アル工場ニ關スル限り工場法ノ規定ニ配合シテ運用セララルモノトス。

尙令第一條ニ依ル適用除外ノ範圍ニ付テハ必シモ之ヲ以テ終極ノ決定ト爲スヘカラサルモノアルヘク、又令第二章ニ依ル扶助權利者ノ範圍竝其ノ金額ノ大小程度ノ如キ、又工業主ノ扶助義務ト共濟組合ニ依ル扶助トノ關係ヲ如何ニ調和スヘキヤ、又工業主カ職工ヲ傷害保險ニ付シタル場合ニ於テ其ノ扶助義務ヲ如何ナル程度ニ於テ輕減若ハ消滅セシムヘキヤノ問題ノ如キ、及則第三條ノ時間延長ヲ認ムル特殊業務ノ範圍及則第五條及第六條ノ危險有害業務ノ範圍等ニ付テハ、必シモ之ヲ以テ最後ノ定案ト爲スヘカラサルモノアルヘシ。須ラク施行後ニ於ケル各地ノ實情ニ鑑ミ、今後ニ於ケル工場監督當務者ノ周到ナル研究ヲ俟テ、他日ノ玉成ヲ見ルヘキモノナラン乎。

惟ミルニ我國民カ他ノ列國ニ對シ誇ルヘキモノ頗ル多シ、國體ノ無比ナルハ言ハスモカナ、人種ノ統一セルカ爲異人種間ノ紛議又ハ爭鬪問題之レナキコト其ノ一ナリ、婦ハ夫ニ事ヘテ從順ノ美風ヲ生、ス克ク家ヲ守リテ男子ト抗衡スルコトナシ、即チ我國ニ婦人問題ナキコト其ノ二ナリ、宗教ニ三四ノ異ルモノアリト雖、之レカ爲ニ嘗テ婚縁ヲ妨ケス又私交上何等ノ障礙ヲ生スルコトナシ、是レ其ノ三ナリ、尙茲ニ其ノ第四トシテ經濟上ノ意義ニ於テ吾人ノ最大ノ誇リトスル所ハ即チ歐米諸國ニ於ケルカ如キ勞働問題ナキコトニシテ此ノ事ハ實ニ我社會ノ安寧及平和ノ爲ノミナラス、經濟帝國トシテ今後十全ノ發達ヲ遂クル上ニ於テ無比ノ特典ナリトス、古人曰ク必スヤ訴ナカラシメム乎ト、吾人ハ我國ニハ永遠ニ亘リテ勞働者ト資本主間ニ爭ナカラシメムコトヲ期セサルヘカラス。歐米ノ社會ハ之カ爲ニ吾人カ想像以上ノ弊竇ヲ受ケツツアルナリ、英國ノ勞働者ハ國運ヲ賭シタル大戰中ト雖其ノ賃金ヲ高メンカ爲ニハ一般的罷業ノ舉ニ出ツルコトヲ顧慮セス、又獨佛ノ社會黨ハ勞働者ヲ基礎トシテ往々國家ノ統一若ハ安寧ヲ害スルノ舉措言議ヲ敢テスルカ如キ、其ノ他米國ノ勞働者モ聯合シテ資本案ニ對抗シ動モスレ

ハ其ノ間ノ圓滿ヲ缺カントスルカ如キ、又最近露國ノ革命ハ勞働者ト兵士トノ緋盟ニ成リタルカ如キ、我邦人トシテハ嘗テ夢想タモ及ハサル怪現象ヲ惹起シツツアルニアラスヤ、歐米ノ社會政策ハ既ニ發シタル勞働病(若シ斯克名ケ)ニ對スル治療法ヲ研究スルニ至リ、我國ノ社會政策ハ斯ノ如キ病症ノ發スルヲ豫防スルニ在リ、彼ヲ以テ醫業ノ方面ニ對スル研究者ナリトスレハ我ハ衛生ノ方面ヨリスル施設者ナリ、我國先進諸國カ我國ノ有セサル諸種ノ病症ノ爲假令外部ノ文明ハ燦然タル光華ヲ發シツツアルニセヨ、内部ニ於テハ甚大ノ苦惱ヲ嘗メツツアルニ際シ、我社會ハ無病息災ニ最モ堅實ナル發達ヲ遂ケ、國民ノ熱誠ト不斷ノ努力トニ依リ經濟上ノ發展ヲ圖ルニ於テハ、國土ノ貧弱ニシテ天然資源ノ足ラサルハ必シモ之ヲ以テ深キ憂トスルニ足ラサルナリ、況ンヤ此ノ世界的大變亂ニ際シ我國ハ其ノ地理上ノ好地位ニ因リ戰爭ノ殃禍ヨリ免レ得タルニ於テラヤ、若シ我資本家ニシテ克ク我國古來德風ノ基本タル儒教ノ主義ヲ體シ、人ノ子弟ヲ見ルコト猶自己ノ子弟ニ對スルカ如ク、恩ヲ推シ愛ヲ博クシ、春風靄胎タル仁慈ノ主義ハ秋霜烈日ノ如キ工場ノ規律ト駢ヒ行ハレ、工場及其ノ設備ノ安全ト衛生上ノ完備トハ、勞働能

率ノ増進ト相俟テ克ク生産ヲ高ムルコトヲ得ハ、彼先進諸國ノ富力財力如何ニ大ナリト雖、何ヲ以テ我邦特有ノ「人和」ニ加フルヲ得ンヤ、民ノ求メスシテ與ヘラレタル欽定憲法ノ美果ハ、勞働者ノ聲ナクシテ實施セラレタル工場法其ノ他襲テ制定セラルヘキ社會政策的法令ト共ニ熾灼トシテ萬邦ノ上ニ映發セムトス、果シテ克ク然ルヲ得ハ、我工業界ハ之ニ依リ恒久的ニ健全ナル發達ヲ遂クルヲ得可ク、我帝國ハ萬古淪ラサル泰平ヲ享受シ國民ノ康寧、國運ノ隆昌亦奚ソ疑ハンヤ。

第二章 工場法制定以前ニ於ケル工場取締

第一節 緒言

工場法制定ノ問題ハ明治十五年ノ昔ヨリ其ノ端ヲ發シ、爾來幾多ノ變遷ト波瀾トヲ經テ漸ク明治四十四年ヲ以テ其ノ結末ヲ見ルニ至リタルモノナリ。而シテ從來工場ノ取締ニ關スル法令トシテ明治四十一年内務省令第十六號警察犯處罰令アリ、又工場ニ於ケル負傷者届出其ノ他取締方ニ關スル明治三十二年内務省訓令第十九號アリ、以テ一般警察ノ目的ノ爲ニ其ノ一部ハ既ニ實施セラレ、又道府縣ニハ夫々地方警察令アリ、以テ部分的ニ之カ取締ヲ實行シタリ。此等ノ事柄ハ本邦工場法論ヲ叙スルニ際シテハ逸スヘカラサル事實ナルヲ以テ、本章ニ於テ其ノ大綱ヲ記述スルコトトセリ。

道府縣令ヲ以テ工場及職工ニ關スル取締規定ヲ設クル法律上ノ根據ハ一般ノ警察命令ト異ル所ナシ、即チ(一)憲法第九條(二)明治八年三月達行政警察規則(三)明治二十三年法律第八十四號命令ノ條項違犯ニ關スル罰則(四)明治三十三年法律第八

十四號行政執行法ノ一部(五)明治三十三年法律第三十六號治安警察法ノ一部是ナリ。憲法ハ勿論此等法規ノ多クハ固ヨリ特ニ工場及職工ニ關シテ地方長官ニ取締ノ權能ヲ附與シタルモノニ非スト雖、一般ニ安寧秩序ヲ維持シ、公共ノ危害ヲ防制シ、善良ナル風紀ヲ維持スルカ爲必要ナル命令ヲ發シ、又ハ處分ヲ爲サシムヘキコトヲ認メタルモノナルヲ以テ、地方長官ハ隨時ノ須要ニ應シ工場及職工ニ關スル取締規程ヲ發布シ專ラ警察官吏ヲシテ之ヲ執行セシメタルモノトス。

警察犯處罰令ハ唯一般警察ノ目的ノ爲ニ規定セラレタルノミニシテ偶々以テ其ノ一、二ノ項目カ工場工業及職工ニ對シテ適用アルノミ、反之、特ニ此ノ工場及職工ニ關スル取締ヲ目的トシテ規定セラレタル前記道府縣警察命令ノ精神ハ大體ニ於テ左ノ二種ニ大別スルコトヲ得。

(甲)工場法第十三條ノ所謂行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建物竝設備カ危害ヲ生シ、又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ、必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルヲ得トノ規定ニ該當スルモノ。

(乙)同第十七條ノ「職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トノ規定ニ略該當スルモノ。

然リ而シテ(甲)ニ該當スルモノハ又地方令發布ノ態様ニ於テ自ラ二種ニ區別セラルルヲ見ル、即チ

(一)工場其ノモノノ建設ニ關スル規程

(二)汽機汽罐ノ取締ニ關スル規程

蓋シ工場ニ關スル事項中最モ警察上ノ注意ヲ要スルハ汽機汽罐ナルヲ以テ、工場其ノモノノ建設ニ關スル取締ヲ行ハサル地方ニ於テモ、汽機汽罐ニ對シテハ先ツ取締ヲ行フヲ常トス。而シテ汽機汽罐ハ工場以外ノ建設物ニモ之ヲ据エ付クルコトアルヲ以テ、此ノ兩者ハ自ラ分立シテ制定セラレタルモノ多シ。依テ以下節ヲ分テ(一)及(二)ヲ論シ、次ニ(乙)ニ該當スル職工ノ雇入、傭使ニ關スル事項ニ及ハントス。

第二節 工場ノ建設

工場取締ニ關スル規定ヲ設クルノ必要ハ、自ラ工場數ノ増加ニ促サルモノナリコトハ故ラニ論スルヲ要セサル所ナリ。然リ而シテ其ノ之ヲ取締ルノ必要ハ

(一)工場ノ外部ニ及ホス危害、其ノ他ノ公益事項ニ起因スルコトアリ。

(二)工場内部ニ於ケル危害、其ノ他ノ衛生事項ニ促サルコトアリ。

(三)此ノ兩者相俟テ工場ノ物的取締ノ基礎ヲ爲スコトアリ。

斯ノ如ク必シモ其ノ事情ヲ一ニセスト雖(一)ノ原因カ其ノ主因ト爲ル場合多キ

コトハ各地方ニ於ケル規定ノ内容ニ於テ歴々之ヲ徵スルニ難カラサル所ナリ。

我國ニ於テ最先ニ工場建設ニ關スル取締規則ヲ發布シタルハ大阪府ニシテ、明治十年五月ノ昔ニ於テ既ニ製造場取締ニ關スル規則ヲ設ケタリ。而シテ同二十年九月二月之ヲ改正シ、爾來幾多ノ改正増補ヲ經タル現行ノ製造場取締規則ハ實ニ同三十九年七月ニ完成セラレタルモノナリ。大阪府ニ次クハ東京府(警視廳以下倣之)ニシテ明治十四年八月警視廳布達甲第三十五號ヲ以テ、製造所管理ニ關スル布達ヲ發布セリ。現行ノ製造所其ノ他ニ關スル取締ノ件ハ、同三十九年七月改正セラレタルモノナリ。又京都府ニ於ケル現行製造場取締規則ハ、明治三十一年九月ノ改

正ニ係ルモノナリ。其ノ他ノ府縣中一般的ニ工場取締規則ヲ設ケタルハ神奈川兵庫、埼玉、群馬、山梨、青森、廣島、和歌山、徳島、高知、鹿兒島ノ十一縣ニシテ、爾餘ノ諸縣ハ總テ特種ノ工場ニ對シテ特種ノ取締規則ヲ發布セリ。即チ火工場取締規則、黃磷摺付木製造取締規則、化學場取締規則、危險物製造取締規則等是ナリ。汽機、汽罐ニ關スル取締規則ヲ發布セル外、特ニ工場ニ對シ一般的ニモ又ハ特別のニモ何等取締規則ヲ發布セサルハ滋賀、富山、愛媛、大分、熊本及沖繩ノ六縣ニ過キササルナリ。單行特別規則ノ中最先ニ發布セラレタルハ、山形縣ニシテ明治十六年十二月火工場取締規則ヲ發布セリ。福岡縣ニ於テハ明治十九年十二月摺付木製造取締規則ヲ設ケタリ。之ニ次クモノハ明治二十年警視廳令ヲ以テ發布セラレタル煙火取締規則トス。而シテ明治二十三年ノ交ニ入りテ最モ多ク設ケラレタル取締規則ハ、黃磷摺付木製造取締ニ關スルモノナリ。

工場建設ノ取締ニ關スル規定ヲ一覽スルニ、一般的工場取締規則ヲ設ケタル府縣中稍完全ナルモノハ、現實ノ必要ニ動カサレテ幾多ノ改正増補ヲ經タル大阪府ノ製造場取締規則ニシテ、之ニ次クモノハ京都府ノ製造場取締規則ナリ、東京府ハ

前二者ニ比スレハ完備セリト謂フヘカラス、其ノ他ノ地方ハ大體此等ノ取締規則ニ準據シテ規定セラレタルモノナリ、然レトモ其ノ程度範圍ニ於テ自ラ多少相異ルモノアリ、今左ニ一般並特別取締規則ノ内容ニ付其ノ概要ヲ一言スヘシ。

(一) 取締規則ノ適用ヲ受クヘキ工場ノ範圍

之ニ關シテハ列舉主義ヲ採ルモノト、原則主義ヲ採ルモノトノ兩者アリ、東京、京都、愛知、兵庫等ハ前者ニ屬シ、大阪府ハ後者ニ屬ス。

(二) 建設許可ノ申請

規定セラレタル工場ヲ建設セントスル者ハ左記ノ書類及圖面ヲ添附シテ當該地方廳ニ許可ノ申請ヲナスコトヲ要ス。

(一) 摘要書、本書ニハ事業ノ種類、敷地坪數、各建物ノ名稱及坪數、煙突ノ高及徑、原

動力機ノ種類及馬力、原料、製品、製造又ハ作業ノ方法、有害物ノ排除方法、防火及

避難設備、燃料ノ種類及數量、就業者數、作業時間、竣工期日ヲ明記ス

(二) 建物ノ圖面、該圖面ニハ三十間以内ノ地形見取圖及敷地建物ノ配置圖、建造物ノ平面圖、斷面圖、正面圖、背面圖、側面圖等ヲ含ム

(三) 他人所有ノ土地建造物ニ係ルトキハ其ノ承諾書(又ハ連署ヲ要ス)尙第一號及第二號ニ變更ヲ加ヘタルトキハ其ノ都度届出ルコトヲ要ストセリ。監督官應ニ於テハ前記ノ願書ニ接スルヤ、(一)其ノ建造物ハ周圍ニ在ル他人ノ住家等ニ對シ相當ノ距離ヲ有シ公害ナキヤ否ヤ、(二)其ノ建設地ハ特種工場ノ設置ヲ禁止シタル地方ニ非サルヤ否ヤ、(三)危害豫防装置ヲ有スルヤ否ヤ、(四)煙突ノ高さ及汽罐ノ地位ハ規定ニ違反セサルヤ否ヤ等ヲ調査ノ上建設ノ許可ヲ與フルモノトセリ。

(三) 検査ノ届出

建設ノ許可ヲ得タル後ト雖左記ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ都度届出検査ヲ受クルコトヲ要ス。

- (一) 基礎抗打ヲ爲シ又ハコンクリートヲ組成シタルトキ
 - (二) 避雷針ヲ取付ケタルトキ
 - (三) 一部又ハ全部ノ工事落成シタルトキ
- 工事ノ全部落成ヲ告ケタル場合ニ於テモ検査證ヲ受クルニ非サレハ就業スル

コトヲ得ストシ、

(四) 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ當該官應ニ届出ヘシトシ

- (一) 事業ノ廢止休止
 - (二) 事業者ノ住所、氏名又ハ名稱ノ變更
 - (三) 事業者ノ死亡又ハ解散
 - (四) 他人ノ所有建造物ナルトキハ其ノ所有主ノ變更
 - (五) 罰則規定
- 事業者ハ家族同居人又ハ雇人ノ所爲ト雖其ノ事業上ノ事件ニ關スルトキハ其ノ責ニ任スヘキコトヲ規定セリ。
- 次ニ參考ノ爲現今ノ一般の規定ノ事例トモ見ルヘキ大阪、京都、東京三府ノ製造場取締規則並ニ三單行特別規則ノ大綱ヲ掲クヘシ。

第一項 一般規程ノ事例

東京府ニ於テ發布シタル「製造所其ノ他ニ關スル取締ノ件」ハ十七箇條ヨリ成ル、其ノ取締ヲ爲ス製造場ノ種類左ノ如シ。

(一) 設置ニ付警視廳ノ許可ヲ要スルモノ

一 瓦斯製造場及貯藏場、一 コークス製造所、一 石炭タール木タール石油蒸餾
産物又ハ其ノ残渣ヲ原料トスル製造所及貯藏場、一 魚油精製所及貯藏場、一
肥料製造所、一 マツチ製造所、一 アルコール、エーテル其ノ他引火シ易キ化合
物ノ製造所及貯藏場、一 金屬精煉所及鍍金場、一 硝子製造所、一 煉瓦陶磁器
埴埴製造所及珫瑯燒付場、一 セメント、石灰製造所及生石灰貯藏場、一 洋紙、板
紙、壁紙及擬革紙製造所、一 石鹼製造所、一 鉛又ハ鉛化合物ヲ原料トスル製造
所、一 荏油亞麻仁油類ノ植物性油ヲ原料トスル護謨引防水布等ノ製造所、一
染料製造所及染色場日本藍染場ヲ除ク、一 護謨製造所、一 セルロイド(人造ゴ
ム)製造所及火綿ヲ原料トスル製造所、一 被覆電線製造所、一 綿類漂白所、一
砂糖精製所、一 黒鉛及鉛筆製造所、一 硫酸類、醋酸、硝石、硫黃、硫酸鐵、硫酸銅、昇汞、
鹽素酸加留、護格魯兒加爾基、沃度、炭酸曹達、食鹽其ノ他有臭有害ノ瓦斯及排液ヲ
生スル製造所、一 礫石類、硝子、煉瓦陶器屑等ノ粉碎場及粉塵又ハ騒響、震動甚シ
キ製造所、一 以上列記以外ノ製造所ニシテ多量ノ石炭ヲ使用スル諸製造所

(二) 設置ニ付所轄警察官署ノ許可ヲ要スルモノ

一 テレピン油製造所貯藏場及テレピン油又ハ樹脂ヲ原料トスル物品製造所
一 明骨製造所及鱈鮫乾燥場、一 古罐、油糸、襪襪洗場及火氣ヲ使用スル古罐漬場
一 マツチ軸木製造所、一 燒酎製造所、一 白墨製造所、一 日本紙製造所、一 印
刷墨汁及靴墨製造所、一 砂糖蜜製造所、一 魚鳥獸肉罐詰製造所、一 蠟及封蠟
製造所、一 漬練餡糖及豆糟干場、一 石炭置場、一 澱粉製造所、一 煉炭製造所
一 青昆布製造場、一 蠅油製造所、一 革染場、一 電氣用製炭場、一 土器、瓦及炭
燒場、一 煙草莖灰製造所、一 魚鳥獸骨毛皮貯藏場

此等ノ工場ハ其ノ設置ニ付總テ官廳ノ許可ヲ必要トスルモノナルカ、許可ヲ受
ケタル後ト雖建物業カ破損朽腐シ、又ハ震動騒響其ノ他發生物ノ爲危険若ハ妨
害ノ虞アリト認ムルトキハ除害ノ裝置ヲ命シ、又ハ其ノ建設物ノ使用ヲ停止シ、若
ハ廢止スヘキコトヲ規定シ、又一定ノ事由アルトキハ許可ヲ取消シ、又ハ建設物ノ
廢止ヲ命スヘキコトヲ定メタリ。其ノ他東京府ニ於テハ工場中汽機汽罐ヲ設置
スルモノハ別ニ定ムル所ノ汽罐汽機取締規則ニ依リ特殊ノ取締ヲ受クヘキモノ

トナリ居レリ。

京都府ノ製造場取締規則ヲ見ルニ、其ノ第一條ニ於テ、本則ハ蒸汽力、電動力、水力、石油發動機關、火爐、吹子、竈類ヲ使用シ又ハ惡臭、劇響ヲ發シ、其ノ他危害ヲ生シ、健康ヲ害スル製造場ニ適用ス。ト規定シ、警視廳令ノ如ク製造場ノ種類ヲ舉示セス。其ノ範圍頗ル廣濶ナルヲ以テ同規則施行手續第一條ニ於テ製造場ノ種類ニ付其ノ主要ナルモノヲ列舉セリ。即チ左ノ如シ。

蒸汽力、電動力、水力、石油發動機、蒸氣使用ノ工場竝紡織、製綿、製絲、製油、襪、襪、化學洗滌、製紙、燐寸、煙火、銅吹、鑄物、製罐、鍛冶、線條、硝子、陶器、煉化石、瓦、亞鉛、鍍金、瓦斯、石鹼、採草、石灰、コークス、セメント、煉炭、精米、精粉、染物、革、染、坩堝、蠟、護謄類、有害藥品、危險物使用及之ニ類スル各種ノ製造場

此等ノ製造場ヲ新設シ又ハ増設變更セントスル者ハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘキモノトシ、又製造場設置區域ヲ限定スル爲、左記ノ場所ニ在リテハ煤煙、粉塵、劇響又ハ有害惡臭ノ氣體ヲ發散スル製造場ノ設置ヲ許可セサル旨ヲ明ニセリ。

一 皇宮離宮及御用邸御料地ヲ離ル三百間以内ノ土地

一 御陵ヲ離ル百八十間以内ノ土地

一 御墓ヲ離ル六十間以内ノ土地

一 京都市内土地

一 建造物、河川、道路等ニ對シ害アリト認ムル土地

其ノ他同規則ハ工場ノ構造ニ關シ、紡織、製綿、製油、燐寸等火災ノ虞アル製造場ニ在リテハ相當ノ防火法ヲ設ケ且發火ノ虞レ多キ作業場ト其ノ他ノ場所トニ於ケル境界ニ防火壁ヲ設クヘシト定メ、製造場ノ建造物及汽罐、汽機又ハ火爐、竈、吹子等ノ損傷若ハ其ノ他ノ事由ニ依リ害ヲ醸スヘキ虞アルモノニ付テハ特ニ修理又ハ改造ヲ命シ且其ノ命令ノ履行ヲ了ル迄作業ヲ停止スルコトアルヘシト規定セリ。大阪府ニ於ケル製造場取締規則ノ適用範圍ハ左ノ如シ。

(一) 原動機ヲ使用スル製造場

(二) 火氣ヲ使用スル製造場

(三) 有害瓦斯又ハ惡臭、音響ヲ發スル製造場

(四) 就業者五十人以上ヲ有スル製造場

(五) 前各號ノ外危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害シ若ハ其ノ虞アル製造場

此等ノ製造場ハ何レモ許可ヲ得ルニ非レハ設置スルヲ得ストセルモ作業ノ種類ニ依リ設置許可ノ權能ヲ府ニ屬セシメタルアリ、又所轄警察署ニ屬セシメタルアリ、此ノ點ハ東京府ノ事例ト類似セリ。又製造場設置ノ範圍ニ付テハ、製造場ハ其ノ建造物ヨリ周圍他人ノ住家等ニ對シ相應ノ距離ヲ有シ危害ナシト認ムルモノニ限ルコトヲ原則トセリ。尤モ許可後ト雖危害ヲ生シ若ハ其ノ虞アリト認ムル事實ヲ生シタルトキハ許可ヲ取消スヘキ旨ヲ定ム。又工場ノ設置區域ヲ制限シテ特定ノ地方(之略)ニ在リテハ煤煙又ハ粉塵ヲ飛散シ、又ハ有害瓦斯ヲ發散スル製造場ノ設置ヲ許ササル事ヲ定メタリ。其ノ他危害豫防ニ付、危害ヲ生シ健康ヲ害スル虞アル製造場ニ在リテハ適當ナル危害豫防ノ構造設備ヲ命スヘシ、又製造場ノ建造物及汽罐汽機又ハ火爐、竈、火床等ノ損傷、若ハ其ノ他ノ事由ニ依リ、危害ヲ醸スヘキ虞アルモノニ付テハ、當該官廳ニ於テ特ニ修理ヲ命シ、且其ノ命令ノ履行ヲ終ル迄作業ヲ停止スルコトアルヘシト規定セリ。

以上東京、京都及大阪ノ製造所取締ニ關スル規則中、京都及大阪ノ二府ハ製造所

取締規則中ニ汽罐汽機取締ニ關スル條項ヲ規定セリ。

第二項 特別規程ノ事例

山形縣

- (一) 左ノ營業者ハ此ノ規則ヲ遵守スヘシ
 - 鍛冶職、硝子師、鑄物師、陶器師、白絞油製造職
 - (二) 人家稠密ノ場所ニ於テ營業ヲ爲ス者ハ所轄警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ
 - (三) 火焚所及天井裏煙筒ハ石又ハ煉瓦漆喰壁土等ノ不燃質物ヲ以テ築造スヘシ
 - (四) 火焚所及煙筒ハ時々掃除ヲ爲スヘシ
- 右ハ極メテ簡明ナル者ノ事例ナルカ左ニ稍詳細ノ規定ヲ設クル者ヲ示スヘシ。
- 北海道廳
- (一) 本則ニ於テ火工場ト稱スルハ左ニ記載スルモノヲ謂フ
 - 一 鍛冶工場、一 鑄物工場、一 金吹工場、一 銅吹工場、一 硝子製造場、一 板金製造場、一 針金製造場
 - (二) 火工場ヲ設置セントスル者ハ其ノ位置及構造方法ヲ記シ所轄警察署ニ願出

許可ヲ受クヘシ、其ノ改造變更ヲ要スルトキ亦同シ

(三) 火工場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ、但シ人家遠隔ノ場所ニ在リテハ此ノ制限ニ依ラサルモ許可スルコトアルヘシ

(一) 火焚場ノ周圍及ヒ天井裏トニハ石煉瓦漆喰又ハ鐵板等ノ不燃質物ヲ用ツヘシ

(二) 烟筒ハ石煉瓦又ハ鐵管等ノ不燃質物ヲ以テ建設シ屋根ヲ六尺以上突出セシムヘシ、

但シ所轄警察官署ハ特ニ其ノ高サヲ指定スルコトアルヘシ

(三) 鐵管ニシテ壁又ハ屋上ヲ貫出スル烟筒ハ燃質物ト五寸以上離隔セシムルカ、又ハ石若ハ漆喰等ノ不燃質物ヲ以テ其ノ部分ヲ嵌塞スヘシ

(四) 屋根ニ烟筒ヲ貫出セシムル場合ニハ烟筒ノ周圍十尺以上ハ瓦鐵板其ノ他不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ

(五) 烟筒ヲ距ルコト十尺以内ニ燃質物ノ建物アルトキハ、其ノ模様ニ依リ所轄警察署ハ燃質物ノ部分ヲ不燃質物ヲ以テ覆ハシムルコトアルヘシ

(四) 火工場ハ新築改造トモ落成ノ上所轄警察署ニ届出検査ヲ受クヘシ、其ノ検査ヲ受クルニ非レハ使用スルコトヲ得ス

(五) 検査ヲ經タルモノト雖破損其ノ他ノ事情ニ依リ危険ト認ムルトキハ、警察官署ニ於テ修繕改造若ハ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

(六) 火焚場天井裏、烟筒等ハ毎月三回以上掃除スヘシ、但シ掃除ノ日時ハ豫メ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

同一規則ニシテ地方ヲ異ニスルニ依リ、其ノ間ニ大ナル寬嚴アルハ上記ノ如シ。尙多數地方ニ於テ行ハルル黃燐摺付木製造取締規則ニ付、左ニ大阪府及兵庫縣ノ事例ヲ掲ク。

兵庫縣

(一) 黃燐ヲ用キテ摺付木ヲ製造セントスル者ハ製造所ノ圖面ヲ添へ、地主、隣地主、隣地主、連署ノ上所轄警察署ヲ經テ其ノ許可ヲ本廳へ願出ツヘシ

(二) 黃燐製摺付木製造所ハ石又ハ煉瓦ヲ以テ之ヲ築造スヘシ、但シ周圍ノ家屋六十間以上ノ距離アル場所ニ於テハ木造建築ヲ用フルモ妨ナシ

- (三) 調製室、製品貯藏室及原料室ハ各之ヲ區劃シ、又乾燥室ハ之ヲ別棟トナシ、瓦斯ヲシテ他室ニ飛散セシメサル様戶外ニ導ク装置ヲ爲スヘシ
- (四) 工場内ハ常ニ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ
- (五) 齒牙及齒根ニ疾患アル者ヲシテ黃磷若ハ其ノ合劑ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得ス

(六) 工場内ニ於テハ一切飲食ヲ爲サシムヘカラス

(七) 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付黃磷十分以上ヲ含マシムヘカラス

大阪府(明治二十三年十月)

- (一) 黃磷摺付木ハ免許ヲ得タル製造所ノ外ニ於テ製造スヘカラス
- (二) 黃磷摺付木製造所ヲ設置セントスル者ハ、左ノ諸件ヲ具シ當廳ノ允許ヲ受クヘシ
 - (一) 製造所ノ位置及番地、反別若ハ坪數ヲ記シタル圖面
 - (二) 場内各室ノ配置及構造方法書
 - (三) 製造所ノ周圍ヨリ四隣三十間以内ノ地主、家主、現住者ノ承諾書

(四) 防火及避難ノ装置

(五) 廢棄物ノ處置方法並廢棄所ヲ設クルトキハ其ノ構造方法

(六) 汚水排除ノ方法

(三) 製造所ハ石又ハ煉瓦石ヲ以テ築造スヘシ但シ周圍家屋トノ間ニ六十間以上ノ距離ヲ保ツモノニ限り木造建家ヲ用ウルコトヲ得

(四) 調製室、製品貯藏室及原料室ハ各之ヲ區劃シ、又乾燥室ハ之ヲ別棟ト爲シ、瓦斯ヲシテ他ニ飛散セシメサル様戶外ニ導ク装置ヲ爲スヘシ

危害豫防上必要ト認ムルトキハ製造所ノ全部又ハ一部ノ改修ヲ命スルコトアルヘシ

(五) 製造所ヲ改修又ハ増設セントスルトキハ更ニ允許ヲ受クヘシ
新設改修又ハ増設工事落成シタルトキハ管轄警察署又ハ分署ニ届出検査ヲ受クヘシ

(六) 製造主自ラ製造所ヲ監理シ能ハサルトキハ、相當ノ代理者ヲ定メ豫メ認可ヲ受クヘシ

- (七) 工場内ハ常ニ窓戸ヲ開放シ空氣ノ流通ヲ良クスヘシ
黄燐摺付木ノ裸賣ヲ爲シ、又ハ許可ヲ得タル場所外ニ於テ其ノ箱詰ヲ爲スヘカラス
- 藥品類ヲ取扱フ職工ノ上衣、前掛等ハ時々交換又ハ洗濯セシムヘシ
工場内ハ常ニ清潔ニシ藥品類ノ取扱ヲ爲ス場所ノ床壁及使用器具等ハ特ニ洗濯又ハ拭淨スヘシ
- 工場内ノ廢棄物ハ一定ノ場所外ニ投棄又ハ堆積スヘカラス
- (八) 齒牙及齒根ニ疾患アル者ヲシテ黄燐若ハ其ノ合劑ノ取扱ヲ爲サシムルヘカラス
- (九) 製造主及代理者ハ特ニ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - (一) 原料室ニハ原料取扱者ノ外濫リニ他人ヲ入ラシムヘカラス
 - (二) 助燃性藥品ト可燃性藥品トハ同一ノ場所ニ貯藏スヘカラス
 - (三) 合劑中ニハ合劑ノ量百分ニ付黄燐十分以上ヲ含マシムヘカラス
- 以上ノ規則ヲ比較スルモ其ノ取締上自ラ寬嚴ノ差大ナルモノアルヲ見ルヘシ。

第三項 工場ノ臨檢

汽罐汽機ノ臨檢ニ關シテハ通常定期及臨時ニ分チ之ヲ爲ス旨ヲ規定シタルモ多キモ、工場其ノ他ノ建設物ニ對スル檢査ニ付テハ規則中規定アルモノ少シ、其ノ之レアルモノニ付一二ノ事例ヲ掲ク。

大阪府ハ製造場取締規則施行心得(明治二十九年二月)中ニ製造場ハ毎月二回以上、警部又ハ巡查部長ノ内一回以上、巡回臨檢シ、左ノ事項ニ注意スヘシト規定セリ。即チ

- (一) 許可ヲ得スシテ増設又ハ變更スルモノナキヤ否ヤ、
- (二) 場内ハ清潔ナルヤ否ヤ、
- (三) 非常口非常階段等ハ急變ニ際シ支障ナキヤ否ヤ、
- (四) 有害瓦斯ヲ發散スルモノハ其ノ防除ノ方法宜シキヤ否ヤ、
- (五) 汚水ヲ生スルモノハ其ノ排除ノ方法宜シキヤ否ヤ、
- (六) 汚物ヲ生スルモノハ其ノ除却ノ方法宜シキヤ否ヤ、
- (七) 發火ノ虞アル製造場ニ在テハ防火ノ方法備ルヤ否ヤ、
- (八) 製品燃料等ハ許可部内ノモノナルヤ否ヤ、
- (九) 建造場其ノ他火爐等崩壞ノ虞ナキヤ否ヤ、
- (十) 機關手油差火夫又ハ電機手ハ届出濟ノモノナルヤ否ヤ、
- (十一) 汽罐ノ最大汽壓發電機及電動機ノ最大電壓又ハ電流ヲ超過セサルヤ否ヤ、
- (十二) 安全瓣ノ封鎖ハ異狀ナキヤ否

ヤ又秤錘ノ重量ニ異狀ナキヤ否ヤ (三)汽罐ノ給水ハ驗水硝子管ノ中央ニアリヤ否ヤ、(四)汽機ノ運動圓滑ナラス又ハ非常ノ音響ヲ發スルコトナキヤ否ヤ (五)汽罐ノ各部又ハ汽機ノ諸部ヨリ蒸汽又ハ水ノ漏洩スル等ノコトナキヤ否ヤ (六)煙突ノ掃除ハ行届居ルヤ否ヤ又黒煙繼續噴出スルコトナキヤ否ヤ (七)電線ハ積極消極ノ二線相混交スル等ノコトナキヤ否ヤ、(八)電線ハ水氣ニ浸潤シ又ハ金屬ニ接觸スル等ノコトナキヤ否ヤ、(九)電線ニ取付アル安全器(ローセツト)ハ固著シ居ルヤ否ヤ、(十)電線ニ取付アル開閉器ハ半開閉ニナリ居ル等ノコトナキヤ否ヤ、(十一)電線ノ安全器(ローセツト)又ハ開閉器ニ塵芥等著シク附着シ居ラサルヤ否ヤ、(十二)職工ノ寄宿舎ハ清潔ナルヤ否ヤ、

以下直接建造物ニ關係ナキモ參考ノ爲掲記ス。

(十三)職工ノ寄宿舎ノ夜具食物等ハ衛生上有害ナラサルヤ否ヤ (十四)寄宿職工ノ風儀狀態及雇主トノ關係 (十五)一般職工ノ風儀狀態及雇主トノ關係 (十六)職工ト他ノ雇主トノ關係 (十七)職工ノ集會又ハ秘密ノ運動ヲ爲スモノナキヤ否ヤ、(十八)職工ノ流行性疾病其ノ他業務上ノ死傷者ナキヤ否ヤ、(十九)製造場ニ對シ近隣故障

ノ有無アレハ其ノ理由、(二十)其ノ他一般ノ危害衛生秩序ニ關スル事項

愛知縣ニ於テハ工場及寄宿舎取締規則施行手續中左ノ事項ハ毎月二回以上臨檢視察スルヲ要スト規定セリ。

- (一)工業主ハ異動ナキヤ否ヤ、(二)非常用器具ノ種類員數ノ不足破損又ハ使用ニ堪ヘサルコトナキヤ否ヤ、(三)非常口及非常階段等ハ急變ニ際シ支障ナキヤ否ヤ、(四)發火ノ虞アル製造所ニ在リテハ防火ノ方法完備セルヤ否ヤ、(五)建造物其ノ他火爐煙筒等崩壞ノ虞ナキヤ否ヤ、(六)使用スル燈火ハ安全ナリヤ否ヤ、(七)寄宿舎寢室ハ二人ニ付一坪ナリヤ否ヤ、(八)寄宿舎内ハ清潔ナリヤ否ヤ、(九)汚物汚水ノ生スルモノハ其ノ除却掃除ノ方法完備セルヤ否ヤ、

以下建造物ニ直接ノ關係ナキモ參考ノ爲掲記ス。

- (十)工場及寄宿舎ニ於テ猥褻ナル放歌又ハ風俗ヲ紊ル等ノ行爲ナキヤ否ヤ、(十一)工場主ハ毎月二回以上職工又ハ徒弟ノ健康診斷ヲ正當ニ施行スルヤ否ヤ、(十二)職工又ハ徒弟ヲ過度ニ酷使セサルヤ否ヤ、(十三)雇主ト職工間ニ於ケル關係、(十四)其ノ他一般ノ危害衛生ニ關スル事項

第三節 汽罐汽機ノ取締

汽罐汽機取締ニ關スル規則ハ各府縣周ネク之ヲ設ク、最先ニ此種ノ取締規則ヲ設ケタルハ長野(明治十九年三月)ニシテ東京(警視廳明治二十七年四月)之ニ次ク、其ノ他ハ和歌山、靜岡、大分、鳥取、北海道、愛知、大阪、神奈川及京都ノ順序ヲ以テ發布セラレタリ。何レモ明治二十七年乃至三十年ノ交トス。而シテ其ノ最モ遅ク之ヲ設ケタルハ明治三十八年六月ノ山梨縣ナリトス。

各府縣ニ於ケル取締規則ノ内容ハ、略大同小異ナルヲ以テ、左ニ準則トモ見ルヘキ規程ヲ掲クヘシ。

- 一 汽罐汽機ヲ設置セントスル者ハ其ノ定着ニ係ルモノハ据付前、其ノ可搬ニ係ルモノハ使用前、所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ願出認可ヲ受クルニ非サレハ工事ニ着手スルコトヲ得ス。其ノ増設變更ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由ヲ記載シ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- 一 汽罐竝汽機ハ据付又ハ使用前管轄警察署ヲ經テ届出ヲ爲シ、検査ヲ請ヒ検査

證及罐體ノ檢印ヲ受クヘシ、検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス。

一 正當ノ事由ナクシテ一定ノ事項(事項ハ略之)ニ觸ルルモノハ其ノ認可ノ失效ヲ命スヘシ

一 汽罐竝汽機ハ検査證ニ表示ノ期限及常用汽壓ヲ超過シ使用スルコトヲ得ス。
一 汽罐又ハ汽機ニ異狀ヲ生シタルトキハ其ノ使用ヲ中止シ、速ニ其ノ原因及模様ヲ詳記シ、管轄警察署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ、但シ此ノ場合ニ於テハ検査ヲ受クルニ非サレハ使用ヲ繼續スルコトヲ得ス

一 汽罐竝汽機カ製造所若ハ工場建物ノ毀損ニ依リ、又ハ煤烟騒響其ノ他ノ發生物ニ依リ、危険ナルカ若ハ公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ、除害ノ裝置ヲ命シ、若ハ其ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

一 汽罐竝汽機ノ検査ハ定期臨時ニ二種ニ分チ、定期検査ハ使用期限満期ノ際ニ於テ之ヲ行ヒ、臨時検査ハ必要ト認ムルトキニ於テ之ヲ行フ、但シ定期検査ノ日限ヲ豫メ通知スヘシ

汽罐汽機取締規則又ハ製造所取締規則ニ依リ、若ハ單行ノ煙突取締規則ヲ以テ

烟突ノ取締ヲ爲ス所尠カラス。殊ニ石炭ヲ使用スル烟突ハ他ノ燃料ヲ使用スルモノヨリ其ノ取締嚴重ナリ。例ヘハ京都府及大阪府ニ於テハ是カ制限ヲ設ケ石炭ヲ使用スル煙突ハ高六十尺以上普通四十尺以上ト制限スルモノ多シトシ其ノ材料ハ煉瓦石又ハ鐵板ニ限リ尙其煉瓦石造ニ係ルモノハ必ス避雷針ヲ裝置スヘシトセリ。又大阪府ノ如キハ烟突ヨリ十五分間以上黒烟ヲ續出セシムルコトヲ禁止シ其ノ責ニ任スル者ハ機關取扱主任者ト爲セリ。而シテ單行ニ烟突若ハ烟筒取締規則ヲ發布セルハ神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、静岡、福島、岡山、廣島及和歌山ノ十二縣ナリ。

第四節 職工ノ雇入及傭使

職工ノ雇入及周旋ニ關シテハ從來種々ナル弊害アリ。即チ無智ノ婦女幼少者ヲ甘言ヲ以テ誘ヒ工場ニ周旋シタル後工場ノ待遇賃銀等ノ豫期ニ反スル爲工女ノ意ニ滿タス歸國ヲ欲スルトキハ一切ノ手數料募集費ヲ負擔セシムル旨ヲ強ヒ遂ニ服務ノ止ムヘカラサルニ至ラシメ。又ハ職工ノ不足ヲ奇貨トシ甲工場傭使

中ノモノヲ誘引シ姓名年齢ヲ偽ハラシメテ乙會社ニ周旋シ多額ノ手數料ヲ得ルコトアリ。又ハ工女ノ老弱ナルモノト連合シ職工募集ノ際ニハ故ラニ遠路之ニ應セシメタル後暫時ニシテ之ヲ招還シ又更ニ他ノ會社ノ募集ニ應セシメ彼此ノ間ニ周旋料ヲ貪ルモノアリ。或ハ又惡辣ナル人事周旋業者ノ誘拐ニ逢ヒ少許ノ前借金ヲ得テ雇主不定ノ出稼ヲ爲シ其ノ郷里ニ於ケル父母ハ全ク其ノ子女ノ居所ヲ知ル能ハス不安ノ念ニ堪ヘスシテ警察ヘ保護願ヲ提出スル等ノ實例ニ乏シカラス。或ハ又其ノ雇傭契約ニ於テ徒弟契約ノ方式ニ從ヒ十箇年間業務見習ノ爲二十五圓位ノ給料ニテ雇ハルルコトヲ約シ初メ十圓位ヲ前借シ其ノ拾圓ノ金額ハ十箇年後ニ於テハ元利合計貳拾五圓ナリトシテ十箇年ノ只奉公ヲ爲シテ逐出サルル者等アリ。或ハ又學齡中ノ少女等ヲ誘拐スルモノ往々ナキニアラス。其ノ他職工ノ雇入解雇募集ニ伴フ各種ノ弊害底止スル所ヲ知ラス。此等ノ取締ニ付テハ既ニ各府縣ニ於テ職工募集取締規則若ハ周旋業取締規則ニ依リ相當矯正ノ途ヲ設ケタリト雖各府縣取締ノ寬嚴必スシモノナラサルノミナラス全ク斯ル規定ヲ設ケサル府縣アリ即チ東京、長崎、新潟、群馬、千葉、長野、福島、高知、福岡、熊本、宮

崎、及沖繩ノ一府十一縣是ナリ。其ノ他ノ府縣ハ名稱ヲ異ニスルモ何レモ取締規則ヲ設ケタリ、以下先ツ職工ノ雇入ニ付略述スヘシ。

第一項 職工ノ雇入

既述セル如ク職工ノ雇入、解雇及周旋ニ付テハ現今各府縣ニ於テ取締規則ヲ設ケテ、之カ取締ヲ爲スモノ多シ而シテ其ノ内容ニ至リテハ必スシモ一樣ナラス、其ノ適用ノ範圍ノ如キモ或ハ工場ノ規模大小ニ依ラサルモノアリ、或ハ十名以上ノ職工ヲ有スル工場ニ使用スル場合ニ限ルモノアリ、静岡、山梨、或ハ三十名以上ノ職工ヲ雇備スル工場ニ使用スル場合ニ限ルモノアリ、三重、或ハ他府縣ニ於テ使役スル職工ヲ縣内ニ於テ募集スル場合、宮城、青森、秋田、福井、石川、富山、島根、廣島、和歌山、香川、愛媛、大分、鹿兒島ニ限ルモノアリ。或ハ又職工ノ募集ノミナラス、鑛山坑夫、土木水利事業人夫、又ハ漁業労働者ノ募集等ヲモ併セテ取締ルモノ、(巖手、山形、秋田)アリト雖大體次ノ範圍ヲ出テサルモノナリ。

一職工ヲ募集セントスル者ハ所轄警察官署ヲ經テ願出許可ヲ受クヘシトス、其ノ願書ニ記載スヘキ事項左ノ如シ

(一) 募集區域及期間

(二) 豫定人員

(三) 應募者ノ應募及歸國旅費、宿舍並賄ニ關スル方法

(四) 工賃額及疾病死傷、保護ニ關スル方法

(五) 契約年限、就業時間、休日並年限内解雇ニ關スル方法

(六) 賞與、懲戒、貯金ニ關スル方法

(七) 教育ニ關スル方法

(八) 募集取扱人ノ本籍住所氏名

二 職工募集ニ對スル制限

(一) 募集者及募集取扱人ノ資格ニ付テハ各府縣ニ於テ一定ノ制限アリ、例セハ(一) 猥褻、姦淫、強盜、詐欺取財、又ハ略取誘拐罪等ノ破廉耻罪ニ處セラレ改悛ノ見込ナキ者、(二) 瘋癲白痴者、(三) 労働者募集規則、又ハ周旋業者取締規則ノ違反者ニシテ其ノ情重キ者等ニ對シテハ全然募集ノ許可ヲ與ヘサルト同時ニ募集取扱人タルコトヲ得ストシ

(二) 又他ニ雇傭契約中ノ者ニ對シテハ其ノ雇主ノ承諾ナクシテ募集又ハ勸誘スルコトヲ禁シ

(三) 又未成年者タル職工ヲ雇入レントスル場合ニハ法定代理人ノ承諾證ヲ要ストセリ

三 應募者名簿及募集事務所

募集事務所ハ各府縣ノ規定ニ依リテ見ルニ必スシモ之カ設置ヲ強要セサルモノアリ例セハ宮城縣ノ如キハ縣内ニ必ス一個ノ事務所ヲ置クコトヲ命シ其ノ事務所ニハ應募者名簿ヲ備付クルコトヲ要ストナセトモ秋田縣山形縣等ニ於テハ必スシモ之カ設置ヲ強要セス。應募者名簿トハ募集者及募集取扱人ノ備付クル帳簿ニシテ之ニ法定事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノナリ之モ募集事務所ト同シク必スシモ之カ備付ヲ強要セサル府縣アリト雖例セハ栃木三重靜岡山梨滋賀福井等ノ諸縣多クノ府縣ニ於テ之カ備付ヲ必要トセリ(石川宮城巖手等ノ諸縣)

四 出發届

相當ノ應募者數ヲ得タル時ハ募集取扱人ノ名ニ於テ所轄警察官署ニ向ツテ三日乃至五日前ニ出發届ヲ提出ス此ノ出發届ニハ未成年者ニ在リテハ法定代理人ノ承諾書有夫ノ女子ニ在リテハ夫ノ承諾書ヲ添付スルコトヲ要ストセリ。其ノ出發届ニハ應募者ノ生年月本籍地住所地出發前集合地等ヲ記載セリ斯クテ所轄警察官署ノ檢視ヲ經テ其ノ許可ヲ得タル後ニ非サレハ勞役地ニ出發スルコト能ハサル規定ナリ。

五 解雇ニ關スル規定

解雇ニ關シテハ規定ヲ設クルモノハ甚タ少シト雖正當ノ理由アルトキハ契約期間内ト雖當事者ノ双方ヨリ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ヘシト爲シ又當事者ハ職工ニ對シ正當ノ理由アルトキハ契約期間内ト雖歸郷ヲ拒ムコト得サル旨ヲ規定シタルモノアリ(大阪府)又出發届提出後募集契約ヲ解除シタルトキハ三日以内ニ出發届出ヲ爲シタル警察官署ニ届出且其ノ事由ヲ應募者名簿ニ記入スヘキコトヲ命シタルモノアリ。(宮城縣)

以上ハ勞役者募集取締規則ノ大要ナルカ神奈川縣埼玉縣茨城縣等ニ於テハ人

事周旋營業取締規則ナル名稱ノ下ニ、労働者募集ニ關スル取締ト労働者藝娼妓酌婦、奴婢等ノ口入紹介營業トヲ併セテ規定セリト雖、此ノ兩者ハ明確ニ區別スヘキモノナリ。即チ(一)労働者ノ募集ハ一時的の行爲ニシテ營業ト見ルヘキモノニアラス、然ルニ労働者奴婢等ノ口入周旋ハ永續的ニシテ營業ノ性質ヲ有シ現ニ府縣營業稅ヲ賦課シオレリ。(二)前者ハ傭者自身又ハ其ノ委任代理人之ヲ行フニ反シテ後者ハ傭者又ハ其ノ代理人之ヲ行フコトナク周旋業者カ職工奴婢等ヲ傭者又ハ其ノ代理人ニ口入周旋スル行爲ナリ。(三)前者ハ積極的ニ廣告其ノ他ノ方法ヲ以テ一時ニ多數労働者ヲ勧誘スルコトヲ其ノ本旨トナシ、後者ハ消極的ニ個々ノ労働者ノ要求ニ應ジテ之ヲ傭者ニ紹介スルニ止マルヲ普通トス。斯ノ如ク此等兩者ハ全然其ノ性質ヲ異ニスルヲ以テ全ク別個ノ規定ニ依リテ律スヘキモノナリ。各府縣ニ於ケル職工募集及周旋取締ニ關スル規定ハ大略叙上ノ範圍ヲ出テス、右ニ依リ略其ノ内容ヲ窺知シ得ヘシト信ス。

第二項 職工ノ傭使

職工ノ傭使ニ付テハ各府縣共特ニ之カ取締ニ關スル規則ヲ設クルモノナシ、唯

兵庫及奈良ノ二縣カ職工募集ニ關聯シテ一ニ傭使ニ關シ規定スル所アルモ、其ノ他ニ在リテハ一ニ工業主ノ自由契約ニ放任セリ。左レハ大工場ニ於テハ各自任意ニ工場規則ヲ設ケ、工場内ニ於ケル就業ノ順序、雇傭契約ノ要領、賞罰ノ方法、疾病負傷救済ノ方法、其ノ他職工ノ就業方法並其ノ心得ニ必要ナル事項ヲ定ムルヲ例トス。今左ニ兵庫奈良兩縣ニ於ケル職工傭使規程ノ大要ヲ記サン。

兵庫縣ニ於テハ明治二十九年十二月職工營業主及紹介人取締規則ヲ發布セリ其ノ要領左ノ如シ。

- 一 職工ハ營業主營業主トハ職工ヲ傭役スル各種製造場ノ營業主ヲ云フニ對シ族籍、住所、氏名、年齢ヲ詐稱スヘカラス、職工タラントスル者紹介人ニ對スルトキ亦同シ
- 一 職工ハ營業主ニ對シ同盟シテ休業若ハ罷業ヲ爲スヘカラス
- 一 職工ハ營業主若ハ之ニ代ルヘキ者ノ適當ナル命令ニ違背シ又ハ強迫ノ所爲アルヘカラス
- 一 有期無期ヲ論セス、被傭中ノ職工及雇人ハ其ノ傭使ヲ罷メタル後ニ非サレハ

- 一 濫リニ他ノ職工又ハ雇人ト爲ルコトヲ得ス
- 一 職工就業年限ノ契約ヲ爲ストキハ滿三年以内トシ、滿期後雇ヲ繼續スルトキハ毎回二年以内ニ限ルヘシ
- 一 警察官署ハ各工場ニ對シ必要ニ際シ期限ヲ定メ職工ノ名簿提出ヲ命スルコトアルヘシ
- 一 營業主ハ職工雇人ニ對シ過度ノ使役若ハ不當ノ取扱ヲ爲スヘカラス、職工雇人ヨリ契約又ハ慣行ニ違背セサル解雇ヲ求ムルトキハ營業主之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 一 八年未滿ノ兒童及麻疹、百日咳、疥癬、膿漏、結膜炎其ノ他多病ノ者ハ職工ト爲スヘカラス
- 一 十二年未滿ノ職工ニ拂渡ス日々ノ工賃ハ禁通用ト記シタル切符若クハ通帳ニ拂渡ス金額ヲ記入シテ交付シ置キ、父母、兄弟、後見人等兒童ノ保護者タル者ノ請求ニ從ヒ現金ト交換スヘシ、但シ保護者ヨリ毎日現金ニテ支拂ノ請求アルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 職工ヲ寄宿セシムル工場ニハ常任醫師ヲ聘用若ハ囑託シ、職工等ノ疾病ヲ治療セシメ且常ニ健康ヲ保護スルコトニ注意スヘシ
 - 一 營業主ハ職工雇人ノ死傷者又ハ家族ヲ救済スル方法、賞與貯金並教育ニ關スル方法ヲ設定スルヲ要ス
 - 一 寄宿舎ノ職工ニ對シテハ毎日相當ノ時間ヲ定メテ適當ノ運動ヲ爲サシムルコトヲ要ス
 - 一 男女ノ職工ヲ寄宿セシムルトキハ寄宿舎ノ區別ヲ嚴ニシ、男女ノ交通ヲ遮斷スヘシ
- 奈良縣ニ於テハ工場及紹介人取締規則中職工傭使ニ關スル規定ヲ設ケ紡績製絲、燐寸織布ノ工場主及職工ニ之ヲ適用セリ、大要次ノ如シ。
- 一 工場主ハ職工名簿ヲ調製シ職工ヲ雇入レタルトキハ其ノ原籍、身分、氏名、年齢及雇入ノ年月日ヲ記載シ置クヘシ
 - 一 滿十年未滿ノ幼者ヲ職工ニ雇入ルルコトヲ得ス、滿十年以上十六年未滿ノ幼者ヲ職工ニ雇入ントスルトキハ保育者又ハ後見人若ハ父兄ノ承諾ヲ要ス

- 一 滿十年以上十二年未滿ノ職工ハ一日八時間以上並夜間就業セシムルコトヲ得ス
- 一 疾病若ハ正當ノ事故ニ依リ休業又ハ解雇ノ請求アルトキハ濫リニ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 一 職工ニ宛テ工場又ハ寄宿舎ニ到着シタル信書ハ即時本人ニ傳達スヘシ
- 一 職工ヲ過度ニ使役シ又ハ之レヲ苛酷ニ取扱フヘカラス
- 一 職工寄宿舎ハ男女ノ區劃ヲ爲シ、季節相當ノ寢具類給與並取締ノ方法ヲ規定シ、夜間外出ノ門限ヲ定メ所轄警察署ヘ届出ツヘシ
- 一 職工寄宿舎ニハ男女トモ各取締人ヲ置キ其ノ氏名ヲ所轄警察署ヘ届出ツヘシ取締人不適當ト認ムルトキハ之カ改任ヲ命スルコトアルヘシ
- 一 工場ニハ使用スル職工數ヲ斟酌シ、相當ノ病舎ヲ設ケ醫師ヲ聘用シ、患者アルトキハ速ニ收容治療セシムヘシ
- 一 痲疹、百日咳、疥癬、感染性結膜炎、肺結核患者ハ病室ヲ區劃スヘシ
- 一 醫師ノ氏名ハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ改任シタルトキ亦同シ

- 一 職工保護及衛生上ニ關スル事項ニ付テハ警察官吏ノ命令ニ背クコトヲ得ス
- 一 雇役契約年限内ハ其ノ雇主ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ他ノ工場ニ雇ハレ若ハ募集ニ應スルコトヲ得ス
- 一 工場主ニ對シ、原籍、身分、氏名、年齢ヲ詐稱シ又ハ同盟シテ休業若ハ罷業ヲ爲スヘカラス
- 一 工場主若ハ之ニ代ハルヘキ者ノ適當ナル命令ニ違背シ又ハ強迫ノ所爲アルヘカラス
- 一 以上ハ工場主及職工、雇人ニ對シ其ノ僱使ニ關スル取締ノ内容ニシテ、或ル事項ニ付テハ殆ント工場法ニ規定スヘキ事項ニ關シ、尙之ヨリモ一層嚴重ニ取締ラレタルヲ見ルナリ。
- 一 惟フニ此等府縣カ既ニ明治二十九年、同三十二年ノ頃ニ於テ上記ノ程度迄、職工僱使ニ關シ取締ヲ爲スノ已ムヲ得サルニ至リタルハ、現實ノ状態ニ於テ默過シ難キモノアリタルニ甚クヤ疑ヲ容レズ。

第五節 道府縣汽罐、汽機、製造所及職工募集ニ關スル取締規則

工場取締ニ關シテハ一道三府四十三縣中一般の工場取締規則ヲ設ケタルモノ十一縣特種ノ工場ニ對シテ單行特別ノ取締規則ヲ設ケタルモノ三十縣汽罐汽機取締規則ノ外何等工場取締規則ヲ設ケサルモノ六縣ナリ。汽罐汽機ノ取締ニ關シテハ四十七道府縣中全ク其ノ規程ヲ設ケサルモノハ唯五縣ノミ、而シテ職工募集ノ取締ニ付テハ其ノ規程ヲ缺クモノ比較的多ク十四府縣ノ多キニ達セリ。今之ヲ一目瞭然タラシムル爲ニ左ニ表示セリ。

種目	汽罐汽機取締規則	製造所取締規則	職工募集取締規則
北海道	△同取締手續、汽罐汽機掘置場臺架製方ノ件	△工場取締規則、摺付木製造所取締規則、煙火及導火線取締規則、原石油貯藏所及石油精製所取締規則、化學場取締規則、製造所管井ニ關スル布達、煙火取締規則、同執行心得、鍛冶、鑄物掛工場取締規則、同執行心得、魚獸化學場取締規則	△同執行心得
警視廳	△同執行心得	△同執行心得、製造場取締規則第二條ニ屬スル製造場種類指定ノ件、煙火取締規則、同執行心得、黃燐摺付木製造場取締規則、同取締手續	△同執行心得
京都	△同執行心得	△同執行心得、製造場取締規則、同取締手續、煙火取締規則、同取締手續、石油取締規則、同取締手續	△同執行心得
大阪	△同執行心得	△同執行心得、製造場取締規則、同取締手續、煙火取締規則、同取締手續、石油取締規則、同取締手續	△同執行心得

種目	汽罐汽機取締規則	製造所取締規則	職工募集取締規則
神奈川	△	製造工場取締規則、煙突取締規則	人事周旋營業取締規則
兵庫	△同取扱内則	製造場設置出願方ノ件、黃燐摺付木製造場取締規則、同取締手續、化學場取締規則、摺付木製造場取締規則、石油摺置場、石油摺置場取締規則、死獸取扱及剥皮化學製革營業取締規則	職工營業主及紹介人取締規則
長崎	△	煙火取締規則、石油摺置場、石油摺置場取締規則、死獸取扱及剥皮化學製革營業取締規則	
新潟	△	煙火取締規則、石油摺置場、石油摺置場取締規則、死獸取扱及剥皮化學製革營業取締規則	職工周旋營業取締規則
埼玉		煙火取締規則、石油摺置場、石油摺置場取締規則、死獸取扱及剥皮化學製革營業取締規則	
群馬	△同執行手續	工場取締規則、危險物製造販賣取締規則、同取扱手續、煙火取締規則、煙筒取締規則施行ニ關シ注意ノ件、斃獸並化學製所	
千葉	△同施行心得	煙火取締規則、同施行心得	
茨城	△同施行手續	煙火取締規則、同施行手續、煙筒取締規則	紹介業者取締規則
栃木	△	煙火取締規則、同施行手續、煙筒取締規則	紹介業者取締規則
奈良	△	煙火取締規則、同施行手續、煙筒取締規則	紹介業者取締規則
三重	△	煙火取締規則、同施行手續、煙筒取締規則	紹介業者取締規則
愛知	△同規則準用ノ件	煙火取締規則、同施行手續、煙筒取締規則	紹介業者取締規則
静岡	△	煙火取締規則、同施行手續、煙筒取締規則	紹介業者取締規則
山梨	△	煙火取締規則、同施行手續、煙筒取締規則	紹介業者取締規則
滋賀	△同施行心得	煙火取締規則、同施行手續、煙筒取締規則	紹介業者取締規則

(一) 製造場取締規則

規則發布年月

明治十年五月(三十九年大改正ヲ行ヒテ現行法トナル)

明治十四年八月(二十九年七月改正シテ現行法トナル)

明治二十九年(三十一年九月改正)

明治三十一年

明治三十二年七月

明治三十二年十二月

明治三十三年四月

明治三十五年一月

(二) 火工場取締規則

明治十六年十二月

明治十九年十一月

明治廿一年五月(四十年二月改正)

愛	長	山	埼	愛	三	青	奈	京	東	大	府
知	崎	形	玉	知	重	森	良	都	京	阪	縣
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	府	府	府	名

(三) 燐寸取締規則

明治廿三年七月(二十四年七月改正)

明治廿四年二月

明治廿五年

明治廿七年十月

明治十九年三月

明治十九年十一月

明治十九年十二月

明治廿一年五月(四十一年二月改正)

明治廿三年八月

明治廿三年九月(廿七年七月改正)

明治廿三年十月(四十二年一月改正)

明治廿四年五月

靜	大	石	兵	岡	愛	福	長	岐	北	奈	佐	長
岡	阪	川	庫	山	知	島	崎	阜	海	良	賀	野
縣	府	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	道	縣	縣	縣

明治廿四年七月

明治廿四年九月

明治廿五年五月

明治三十一年七月(三十五年十二月改正)

明治三十二年九月

(四) 煙火取締規則

明治十七年六月

明治十八年(二十六年十二月改正)

明治十九年一月

明治廿年六月

明治二十年八月

明治二十年十一月

明治廿二年(二十九年七月改正)

明治二十四年九月

高知縣

長野縣

山形縣

岩手縣

新潟縣

山形縣

三重縣

岡山縣

東京府

靜岡縣

長崎縣

大阪府

長野縣

明治二十六年十一月

明治二十八年四月

明治三十一年十月

明治四十年十二月

(五) 石油取締規則

明治二十四年四月

明治二十七年六月

明治三十一年五月

明治三十二年四月

明治三十四年七月

明治三十八年五月

(六) 魚獸化製造取締規則

明治十七年四月

明治二十二年五月(三十五年五月改正)

福島縣

宮城縣

石川縣

新潟縣

東京府

兵庫縣

石川縣

新潟縣

岡山縣

大阪府

長崎縣

兵庫縣

明治二十三年二月

明治二十五年二月(三十六年九月改正)

明治二十八年四月

明治三十五年十二月

(七) 煙火取締規則

明治二十六年十二月

明治三十一年五月

明治三十三年三月

明治三十三年六月

明治三十三年十月

明治三十三年十一月

明治三十五年一月

明治三十八年五月

二 汽罐汽機ニ關スル規則

規則發布年月

明治十六年一月(三十三年一月改正)

明治十九年三月(三十四年三月改正)

明治二十一年十二月(三十三年七月改正)

明治廿一年十二月

明治二十四年十二月

明治二十六年三月(三十五年十二月改正)

明治二十七年四月

明治二十七年五月

明治二十七年六月

明治二十七年九月

明治二十七年十月(三十年十月改正)

明治二十七年(月不明)(三十四年六月改正)

明治二十八年二月

府	福	長	滋	廣	奈	島	東	大	和	香	高	鳥
縣	岡	野	賀	島	良	根	京	分	歌	川	知	取
名	縣	縣	縣	縣	縣	縣	府	縣	山	縣	縣	縣

愛	東	福	宮	靜	廣	福	新	神	千	崎	岡
知	京	島	城	岡	島	島	瀨	奈	葉	玉	山
縣	府	縣	縣	縣	縣	縣	縣	川	縣	縣	縣

- 明治二十八年五月
- 明治二十八年六月
- 明治二十八年十二月
- 明治二十九年二月
- 明治三十一年一月
- 明治三十一年五月
- 明治三十一年八月(三十四年六月改正)
- 明治三十一年九月
- 明治三十一年十一月
- 明治三十三年一月
- 明治三十三年二月
- 明治三十三年三月
- 明治三十三年五月
- 明治三十四年二月

愛知縣 北海道 愛媛縣 神奈川縣 兵庫縣 廣島縣 新潟縣 石川縣 岡山縣 熊本縣 宮崎縣 福島縣 富山縣 三重縣

- 明治三十四年五月
- 明治三十四年六月
- 明治三十四年九月
- 明治三十四年十月(三十六年四月改正)
- 明治三十四年十月
- 明治三十五年三月
- 明治三十五年五月
- 明治三十五年十二月

三 職工募集及紹介人取締規則

- 規則發布年月
- 明治十四年九月
- 明治二十四年九月
- 明治二十七年十二月(三十二年改正)
- 明治二十九年十二月(三十二年七月一部改正)

千葉縣 宮城縣 佐賀縣 福島縣 德島縣 茨城縣 岐阜縣 秋田縣 府縣 山口縣 山縣 岐阜縣 大阪府 兵庫縣

明治三十年一月(四十二年十一月一部補足)

明治三十年七月

明治三十年九月(三十三年十二月改正)

明治三十年十月(三十三年六月改正)

明治三十一年一月(三十一年五月一部補足)

明治三十一年三月

明治三十二年三月(四十年八月改正)

明治三十二年十二月

明治三十二年

明治三十三年二月(四十二年十二月改正)

明治三十三年三月

明治三十三年五月

明治三十三年十月

明治三十三年十一月

鹿兒島縣

鳥取縣

香川縣

石川縣

和歌山縣

愛媛縣

岡山縣

福井縣

奈良縣

德島縣

滋賀縣

京都府

愛知縣

大分縣

宮城縣

埼玉縣

山梨縣

静岡縣

枋木縣

岩手縣

三重縣

秋田縣

山形縣

青森縣

島根縣

第六節 汽罐、汽機、原動機各種工場及職工

取締ニ關スル職員及經費

一四十三年度ノ經費豫算

道廳及各府縣ニ於ケル汽罐、汽機、原動機、各種工場職工等ノ取締ニ伴フ四十三年度ノ經費豫算ハ全部ヲ通シテ

國庫支辨ノモノ 壹萬壹千六百貳拾七圓餘
地方費支算ノモノ 六萬六千五百六拾八圓餘
七萬七千八百九拾壹圓餘

總計

內

俸給 五萬參千九百六拾貳圓
應費 壹千參百七拾六圓餘
旅費 壹萬九千貳百四拾八圓餘
雜給及雜費 參千參百五圓餘

ニシテ更ニ之ヲ細別スルトキハ

俸給ノ内

十一人

壹萬貳千四百八拾圓

技手

八十八人

參萬八千七百七圓

其他

參千參百七拾五圓

雜給及雜費ノ内

雇員給三人

四百參拾貳圓

囑託手當

六人

千四百貳拾四圓

其ノ他

千四百四拾九圓餘

トナル(別スル旅費及雜費ハ細)又前記ノ總經費即チ國庫支辨及地方費支辨ノ總額ヲ合シ壹千圓以上ノ豫算ヲ計上セル地方ヲ舉クレハ左ノ如シ。

大 阪 府	一〇、六三〇、〇〇〇	警 視 廳(東京)	一〇、四四五、〇〇〇
兵 庫 縣	四、六六八、〇〇〇	愛 知 縣	三、五一九、〇〇〇
新 潟 縣	三、〇二二、〇〇〇	京 都 府	三、三八六、〇〇〇
靜 岡 縣	二、九二四、〇七〇	高 知 縣	二、五四〇、〇〇〇
愛 媛 縣	二、四三六、〇〇〇	滋 賀 縣	一、九八〇、〇〇〇
三 重 縣	一、九六六、五七〇	福 岡 縣	一、九二四、〇〇〇

神奈川縣	一、九一七、〇〇	長野縣	一、五六一、七五〇
宮城縣	一、四八一、一一〇	石川縣	一、四六〇、〇二〇
埼玉縣	一、四五七、〇〇〇	廣島縣	一、三四六、五〇〇
鹿兒島縣	一、二七二、〇九〇	長崎縣	一、一六三、六五〇
和歌山縣	一、一五五、二〇〇		

尙經費豫算ノ最モ少額ナルハ青森縣(六拾參圓)ニシテ宮崎及沖繩ノ二縣ハ此ノ種ノ豫算ヲ設ケス。

二職員ノ擔當事項及其ノ人員

職員ノ總數ハ專任百十人兼任百十六人合計二百二十六人ニシテ之ヲ擔當ノ事項ニ依リテ區別スルトキハ大要左ノ如シ。

汽罐汽機ノ取締ニ從事スル者	二六	人
技師	三五	人
技手	一三	人
雇員、囑託及其ノ他	一〇	人

建築ニ關スル取締ニ從事スル者

技師	兼專任	一	人
技手	兼專任	一	人
屬	兼專任	一	人
雇員、囑託及其ノ他	兼專任	一	人
工場及職工ノ取締ニ從事スル者		八	人

技師	ナシ	
技手	專任	三
雇員其ノ他	專任	六

職工募集ノ取締ニ從事スル者

特ニ本項ノ事務ヲ擔任セシムル爲ニ專任ノ職員ヲ置キタル府縣ナシト雖各府縣警察部保安課ニ於テ之レニ關スル一切ノ事務ヲ管掌シ保安課長ノ下ニ警察署長、巡查部長、巡查アリテ各其ノ管轄地方ニ於ケル出稼労働者全般ノ風紀衛生及統計等ニ關スル事務ヲ擔任セリ。

化學工業及電気ニ關スル事務ニ従事スル者

技師	兼任	三三	人
技手	兼任	二十一	人
屬	兼任	一	人
雇員其ノ他	兼任	二七	人

三職員ノ配置

職員ハ東京及大阪ヲ除ク外、凡テ各府縣警察部ニ之ヲ置キ、其ノ擔當事務ニ従事セシメ、取締上必要アル場合ニハ隨時當該地方ニ出張セシムルコトトセリ。而シテ東京及大阪ハ市部各警察署ニ之ヲ配置シ、概ネ警察官ヲシテ其ノ任ニ膺ラシム尙職員出張ノ爲旅費トシテ計上セル豫算額ハ各府縣ヲ通シテ一萬九千二百四十八圓餘ナリ。

四職員ノ履歷

- 一 人 (囑託技師)
- 六 人 (技師)
- 工學博士ノ學位ヲ有スル者
- 東京帝國大學工科大學卒業者

- 一 人 (同)
- 一 人 (同)
- 十七 人 (技師五人、技手十一人)
- 七 人 (囑託一人、技手六人)
- 一 人 (技手)
- 三 人 (同)
- 三 人 (技師二人)
- 一 人 (技師)
- 三十三 人 (囑託一人、技手三十二人)
- 九 人 (囑託一人、技手八人)
- 三十七 人 (技手)
- 百六 人 (其ノ他兼任者ヲ含ム)

第七節 鑛夫ノ傭使

鑛夫トハ鑛業法ノ支配ヲ受クル鑛業即チ鑛物ノ試掘採掘及之ニ附屬スル事業(精鍊選鑛等)ニ従事スル勞役者ニシテ、其ノ員數ハ約二十三餘萬人、之ヲ十五人以上ヲ傭使スル工場ニ勞働スル職工數約六十三萬人ニ比スルトキハ約三分ノ一強ニ該當ス。而シテ此等鑛夫ノ多數ハ十六歳以上ノ男子ニシテ女子及十六歳未滿ノ男女ハ總數ノ二割四分ニ過キス、此ノ割合ヲ十五人以上ノ工場職工中女子及十六歳未滿ノ男女カ約七割以上ヲ占ムルニ比スルトキハ數ノ上ニ於テハ保護ヲ要スルノ程度較々低シト雖、鑛業法ハ工場法制定以前ニ於テ既ニ其ノ勞働ニ關スル大體ノ規程ヲ設ケタリ、即チ工場法以前ニ於ケル一種ノ勞役法トモ見ルヘキヲ以テ左ニ其ノ大綱ヲ掲ク。

鑛業法ノ定ムル所ニ依レハ採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督署長ノ許可ヲ受ケサルヘカラス、又鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鑛夫名簿ヲ備ヘ置キ、且鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニ因リ雇傭ノ期間業務ノ種類、技能、賃銀及解雇ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ與フヘキ旨ヲ定メ、恰モ外國ニ於テ行ハル、職工證附與ノ義務ヲ規定セリ。其ノ他賃金支拂ニ付テハ毎月一回以上期日ヲ定メ、通貨ヲ以テ賃金ヲ支拂フヘキコト、又鑛夫自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘキコトヲ規定セリ。又同施行細則第六十四條ニ於テハ鑛業法ニ依リテ定ムヘキ鑛夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則ニハ左ニ掲クル事項又ハ之ニ相當スヘキ事項ヲ定メ、鑛山監督署長ノ許可ヲ受クヘキコトヲ規定セリ、其ノ事項左ノ如シ。

- (一) 業務ノ種類、等級
- (二) 雇傭及解雇
- (三) 各種類及等級ニ於ケル賃金
- (四) 賃金支拂期日
- (五) 各種類ノ就業時間並其ノ交替ノ方法
- (六) 休業日其ノ他休業ニ關スル事項

(七) 年齢及婦女幼者ノ勞役ニ關スル制限

(八) 賞罰ノ定メアルトキハ其ノ事項

尙礦夫名簿ニハ礦夫ノ氏名、生年月、本籍、履歴ノ要領、業務ノ種類、等級、雇備及解雇ノ年月日并雇備期間ヲ記載スヘキ旨ヲ定メ、鑛業法ニ依ル扶助ニ付テハ扶助規則ヲ定メ、鑛業ニ着手ノ日ヨリ三十日以前ニ之ヲ差出シ、鑛山監督署長ノ許可ヲ受クヘキ旨ヲ規定セリ、其ノ扶助ノ標準左ノ如シ。

(一) 診察費及治療費ハ其ノ實額

(二) 療養ノ爲休業中ハ其ノ日數ニ相當スル賃金ノ三分ノ一以上

(三) 葬祭料ハ十圓以上

(四) 遺族扶助料ハ死者ノ受ケタル賃金百分以上ニ相當スル金額

(五) 不具癈疾者扶助料ハ其ノ賃金ノ百分以上ニ相當スル金額

稼高ニ依リテ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ第二號第四號及第五號ニ記載シタル賃金ハ前三十日間ノ就業平均額ニ依リテ之ヲ定ムヘシ。

礦夫ノ雇使ニ關シ鑛業法ノ規定スル事項大體上記ノ如シ。而シテ其ノ礦夫ノ

年齢、就業時間ニ就テハ何等規定スル所ナク、現今ニ於テハ鑛業主ノ定ムル勞役規則中ニ之ヲ規定セシメ、鑛山監督署長之ヲ許可スルニ止マルモノナリ。然レトモ鑛業法第七十九條ニ於テ、農商務大臣ハ命令ヲ以テ礦夫ノ年齢及就業時間並婦女幼者ノ勞役ノ種類ヲ制限スルコトヲ得トノ規定アルヲ以テ、工場法ノ實施ニ伴ヒ權衡上右ニ關スル命令ヲ發布シ、工場法ト步調ヲ一ニシ、大體ニ於テ兩者ノ間齟齬ナキコトヲ期スルノ必要アルヘシト思考ス。

第八節 餘論

工場法制定以前ニ於ケル工場及職工ニ關スル規定ハ上述シタル所ニ依リ略其ノ大體ヲ窺フニ足ランカ。之ヲ要スルニ從來工場及職工ニ關スル取締ハ總テ之ヲ地方應ニ一任シ、地方應ハ時運ノ進歩ト各地ノ事情ニ依リ、須要ニ應シ警察令ヲ以テ便宜取締規則ヲ設ケタルモ、大凡東京、大阪、京都三府ノ規則ニ準據シタルモノ多シトス。而カモ其ノ地方ノ狀況ニ依リ頗ル斟酌シタル形跡アリ、其ノ寬嚴ノ程度必スシモ一ナラス、甲縣ハ極メテ峻嚴ナル取締ヲ爲スニ拘ハラズ、隣接シタル乙

縣ハ之ニ反シ極メテ寛大ナル取扱ヲ爲スカ如キ結果ヲ見ルニ至リ、彼是權衡ヲ保
タサルノ觀アルノミナラス、中ニハ工場又ハ職工ニ關シ何等ノ規程ヲ設ケサルモ
ノアリ、又各府縣ノ取締規則ヲ設クルニ至リタル時機ニモ非常ノ差異アリテ、既ニ
明治十四年ニ製造場ノ取締ヲ爲スモアルニ拘ハラズ、同一事項ニ付近々七八年
前ニ始メテ取締ヲ爲スニ至リタルカ如キモノアリテ頗ル錯雜シタル狀況ニ在リ。
然レトモ工場法發布以前ニ於テ主要ナル工業府縣カ夙ニ工場建設ニ許可主義
ヲ採リタル爲其ノ成績ノ歴々徴スヘキモノアリ。若シ初ヨリ此ノ事ナカラシカ
工場ノ内外ニ及ホス危害其ノ他公益問題ニ付到ル所苦情紛議ヲ生シタルモノア
ルヘキハ想見スルニ難カラス。固ヨリ許可其ノモノニ付テハ一定ノ標準、地域等
ノ定メナキモノアル爲、往々營業者ヨリ苦情ヲ申出ツルモノ尠カラス、更ニ又目下
警察ニ適當ナル機關ヲ完備セサル爲、許可ノ遲延其ノ他ニ關シテモ往々非難ノ聲
ヲ聞クコトアリト雖、工場ニ關スル取締カ一般警察ノ權能ニ屬シ、特ニ之ニ對シテ
經費人員ノ配付ナキ以上ハ免レサル所ナリト云ハサルヘカラス。而シテ今ヤ工
場法施行セラレ、其ノ第十三條及第十七條ハ從來廳府縣ニ於テ行ヒ來リタル各種

取締ノ權能ニ一層明確ナル法律上ノ根據ヲ與ヘタルモノニシテ同時ニ此等取締
ニ關スル事務ハ主トシテ農商務大臣ノ處管ノ下ニ行ハルルニ至リタルモノトス。
工場法ニ基キテ發布セラレヘキ命令ノ内容ハ其ノ工場ノ設備ニ關スルモノト、
又職工ノ雇入周旋ニ關スルモノトヲ問ハス各府縣特殊ノ事情アルモノヲ除クノ
外全國ヲ通シテ可成劃一ノ制規ニ依ラシムヘキハ固ヨリ其ノ所ナリト信ス、惟フ
ニ當局者ハ今後此ノ方針ニ從ヒ著々立法及行政上ノ統一ヲ實現スルナラン乎。

第三章 工場法制定ノ根據

第一節 總論

維新ノ改革ニ伴フ泰西文物ノ移入ハ、靡然トシテ社會ノ表裏ヲ改造セスンハ已マサラントス。工場法案ハ所謂歐化主義ノ最モ勢ヲ極メタル明治十五年ノ交ニ於テ始メテ我國ニ胚胎シタルモノニシテ、而カモ其ノ規定ノ内容ハ工業經營ノ自由ヲ羈束スルモノ多キヲ以テ、法律ノ制定ヲ憚ハサルノ徒ハ往々ニシテ「西洋盲倣」ノ名ノ下ニ之ヲ葬リ去ランコトヲ試ミタルコト一再ニ非サルナリ。其ノ斯ノ如ク甚シカラサル者ト雖、動モスレハ、則チ「西洋丸寫シ」ノ制度ニ非サルヤニ付檢討到ラサルナク、提案者カ這般先入ノ意見ニ對シテ疎通辯明ニ竭メタルコト前後十數年ヲ通シテ終始一貫、常ニ其ノ軌ヲ一ニスル所ナリ。先ニ第一章ノ結末ニ於テ述ヘタルカ如ク本法案カ「永年ノ宿題トシテ工業家ノ眼前ニ懸ケラレタル」ノ一事ハ、本法ノ制定ヲ圓滑ナラシメタル主要ナル原因ナリト雖、其ノ餘リニ早クヨリ論唱セラレタル一事ハ、世人ヲシテ本法自體ノ要不要ヲ疑ハシムル一種ノ慣行ヲ馴致

シタルコトモ亦疑ヲ容レサル所ナリ。然レトモ此等四圍ノ事情ハ相俟チ相輔ケテ本法制定ノ根據ニ付周到綿密ナル調査研究ヲ重テシムルノ動機ヲ爲シタルモノニシテ、從來ノ立法中稀ニ見ル調査ト手數トヲ要シタルノ理由モ亦茲ニ存ス。

工場法制定ノ必要ナル所以及反對意見ニ對スル駁論等ハ(一)明治四十年十二月社會政策學會ニ於ケル諸學者ノ報告及講演、工場法ト労働問題(二)桑田博士著「工場法ト労働保險」(三)關博士著「労働者保護論」及(四)戶田博士著「日本ノ社會」(五)關博士著「工業政策」等ニ殆ント網羅シ悉サレタルヲ以テ、今故ラニ茲ニ詳論スルノ必要ヲ見スト雖、法案ノ學會及實業團體等ニ諮問セララルニ當リ、法律制定ノ根據トシテ提唱セラレタル事項ノ梗概ヲ記録スルハ必スシモ徒爾ニ非スト信スルヲ以テ、左ニ之ヲ略説スルコトトセリ。

工場法制定ノ一般的理由。我國維新以後ニ於ケル工業ノ勃興ハ有史以來未ダ曾テ有ラサル所ニシテ之ニ依リテ我國民ノ物質的生活ノ程度ヲ昂進シタルコトモ亦實ニ顯著ナル事實ナリ。一時農業ノミヲ經營シテ薄利ノ收益ニ安堵シタル事業家及労働者ハ工業ノ有利ナルコト農業ノ比ニ非サルヲ發見スルヤ、資本ハ苟

モ捕捉スヘキ機會ヲ逸セス滔々トシテ工業ノ方面ニ投下セラルルニ至リ。從來家庭ニ在リテ平和ナル手工業ニ從事シタル女子ハ漸ク田園ヲ離レテ市街地ニ集リ、機械ノ震動騒響ノ中、或ハ塵埃粉末ノ飛散スル所又ハ有害瓦斯ノ發生スル場所ニ於テ群集的工場生活ニ就クコトトナレリ。明治四十二年末ノ調査ニ依ルニ我國ニ於テ十人以上ノ職工ヲ僱使スル私立工場ノ數ハ一萬五千四百二十六ニシテ職工總數六十九萬四千七百七十一人ナリ、而シテ女子人員ハ四十五萬二千六百八十七人、十六歳未滿ノ男子人員ハ二萬二千四百五十四人ナリ、即チ法律上ノ保護ヲ要スル職工ノ數ハ四十七萬五千四百四十四人ニシテ實ニ總數ノ七割弱ニ當ル。今此等ノ職工カ僱使セラルル實況ヲ觀ルニ工業主ノ多數ハ營業上ノ競争ニ依リ苟モ自己ノ生産ヲ多量且安價ナラシムル手段ニ付テハ苦心討究至ラサルナク、業務ノ經營上差支ナキ限リハ競フテ勞銀ノ低廉ナル婦女幼少者ヲ歡迎スルノミナラス中ニハ之ヲシテ身體ノ耐ヘ得ル限リ勞働ニ從事セシメンコトヲ試ミ、職工モ亦操業上自他ノ競争ニ剛マサレ心身ノ過度ノ疲勞ヲ顧慮スルノ逸ナキ状態ニ陷レルモノ尠カラス。願フニ過度ノ勞働ハ素ト職工ノ本意ニ非ス、然レトモ工場ノ規律

ト間斷ナキ機械ノ運轉トハ無意識ノ間ニ之ヲ除義ナクシツツアルナリ。工場ノ設備ヲ完全ニシ身體ヲ強健ニシテ業務ニ習熟セル職工ヲ永ク其ノ工場ニ勤績セシムルハ工業主ノ欲スル所ナルヘシ、然レトモ競争上目前焦眉ノ急ハ未タ工場主ヲシテ此ノ種ノ希望ヲ實行セシムル迄ノ餘裕ヲ存セサルヲ如何セン。是ニ於テカ職工ハ就職後數月ナラサルニ過度ノ勞働ニ依リ氣力漸ク衰ヘ健康ヲ損シテ豫定ノ期間工場ノ勞働ニ堪ヘサルニ至ル者多ク、更ニ又工場設備ノ不完全ナルト操業上ノ注意ヲ缺ク爲不慮ノ災害ヲ被リテ終身救治スヘカラサル不具者ト爲ル者尠カラス。其ノ他工業ニ従事スル婦女幼年者中、不知不識ノ間ニ疾病ニ侵サレ易キ體質トナリ、爲ニ結核性疾患ニ罹ル者ノ歩合頗ル多キヲ加ヘ、延テ恐ルヘキ病毒ヲ社會公衆ニ流布セントスルノ傾向アルヲ見ルニ至リテハ、之カ救治ノ方策ヲ講シ國民ノ健康ヲ保全スルト共ニ、秩序アル工業ノ發達ヲ強要スルハ已ムヲ得サルノ施設ト謂ハサルヲ得ス。

大凡工業經營ヨリ生スル弊害ハ其ノ種類一ニシテ足ラスト雖、其ノ主要ナルモノヲ二種ニ大別スルコトヲ得ヘシ即チ(一)工場設備ノ不完全ニ基クモノ(二)職工ノ

不當使役ニ基クモノ是ナリ。(一)ニハイ)或ハ工場ノ崩壊ノ如キ、或ハ避難設備ノ不完全ヨリ生スル遭難ノ如キ、或ハ機械裝置ヨリ生スル災害ノ如キ、或ハ又劇藥毒藥其ノ他ノ有害料品ノ取扱ヨリ生スル危害ノ如キ、一時的ノモノアリ(ロ)塵埃粉末飛散ノ防止設備行届カス氣容不足シ、又ハ換氣採光ノ設備ノ不良等ナルニ因リテ生スル危害ノ如キ、連續的ノモノアリ而シテ(イ)ハ危害ノ程度如何ニ拘ラス一時ニ激發スルヲ以テ世上ノ注意ヲ惹クコト多シト雖(ロ)ハ危害急速ニ發現スルコト稀ナルヲ以テ自ラ之ヲ等閑ニ看過スル傾ナキヲ得ス、然レトモ其ノ害毒ノ及フ所往々前者ヨリモ大ナルモノアリ。(二)職工ノ不當使役ニ伴フ弊害即チ婦女幼少者ノ酷使、深夜ノ勞働及時間ノ過長ナルコト等ニ基ク弊害モ亦(ロ)ト同シク世人ノ注意ヲ惹クコト比較的ニ少キヲ常トス、而シテ職工ハ機械ト異リ容易ニ之ヲ解雇シ無償又ハ僅少ノ費用ヲ以テ新規ノ者ヲ補充スルコトヲ得ルヲ以テ、工業主モ遽ニ職工待遇ノ改善ヲ迫ラルルコト鮮シ、然レトモ斯ノ如キハ國民ノ母タルヘキ婦女及人生ノ發育期ニ在ル幼少者ノ健康ヲ害シ、終生又恢復スルノ期ナキ心身上ノ缺陷ヲ生セシムルノミナラス、延イテ其ノ惡影響ヲ後世ニ波及シ軍國トシテ健全ナル壯

丁ヲ招募スルコト能ハサルカ如キ事實ヲ我國ニ現出スルコトアラハ工業ノ勃興モ輸出貿易ノ伸張モ却テ國本ヲ危クスルノ素因ト爲ルヘシ。

工業ニ伴フ危険ハ之ヲ豫防スルヲ得可シ、然レトモ之ヲ絶無ナラシムルコトヲ得ス、左レハ職工カ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキ之ニ或ル程度ノ扶助ヲ與フルハ工業主ノ當ニ爲スヘキ所ニシテ工業ノ經營ニ伴フ避クヘカラサル損失ト看做ス可キモノナリ。然ルニ工業主中何等ノ扶助ヲ爲サス此ノ種業務上ノ損失ヲ職工自身又ハ職工ノ親族友人其ノ他一般ノ公共經濟ニ轉嫁セシムルカ如キ者アリ不當ト謂ハサルヲ得ス、若シ此ノ轉嫁ニシテ行ハレサランカ無告ノ窮民ヲ増加スルノ因トナルノミナラス、勞働者ハ豫メ危険多キ又ハ衛生上有害ナル工場ノ勞働ヲ忌避シ工業ノ發達ヲ妨クルカ如キ結果ヲ來スノ虞ナシトセス。其ノ他職工ノ誘拐ヲ防止シ不正ノ周旋業者ヲ制裁シ、職工ノ雇入解雇ニ伴フ弊害ヲ未然ニ防キ徒弟ノ收容及就業等ニ關シ一定ノ規則ニ從ハシムルカ如キハ、工業ノ振興ニ伴ヒ其ノ必要益増大スヘキヲ以テ工場法ノ制定ハ洵ニ時運ノ急須ニ應スルモノト謂ハサルヲ得ス。

以上陳ヘタル所ニ依リテ之ヲ觀レハ工場法ハ單ニ消極的ノ目的ノミヲ有スルモノニ似タリト雖他ノ半面ニ於テハ積極的ノ目的ヲ有スルモノナリ。即チ(一)職工ヲシテ永ク其ノ健康ヲ保全セシメ、工場生活ニ對スル危懼ノ念ヲ去リ、一生之ニ從事シテ敢テ顧慮スル所ナク、其ノ家族モ亦家庭ノ事情ノ許ス限リ好テ工場勞働ニ從フカ如キ狀態ニ導キ本邦ノ工業ヲシテ多數ノ熟練職工ヲ有スルニ至ラシメシコト是ナリ(二)就業時間内ハ毫モ疲勞セサル十全ノ精力ヲ以テ專心業務ニ從事スルノ習性ヲ養ハシムルコト(三)其ノ他國民中ノ第三階級ヲシテ其ノ身體生命及幸福ヲ保全セシムルヨリ生スル社會上及政治上ノ利益ハ茲ニ多言スルヲ須キサル所ナリ。

工場法制定ニ關スル理由ハ大約以上陳フル所ノ如シ、然レトモ之ニ對スル反對論又ハ異論トシテ嘗テ論唱セラレタル重ナルモノニ付之レカ辨明ヲ掲クヘシ。

反對論ニ對スル辨明

(一)工場法ハ文明國トシテノ體裁ノ爲ニ制定スルモノナルヲ以テ反對ナリトノ論。工場法ハ體裁ノ爲ニスルモノニ非スシテ實際上ノ必要ニ促サレタルモノナ

リ試ミニ我國職工ノ現狀如何ヲ觀察スルニ左記ノ如キ狀態アルヲ如何セン。

(イ)罹病率。歸郷女工ノ健康狀態及死亡率調査ノ結果ハ甚タ慘憺タルモノアリ。又百人以上ヲ收容スル寄宿舎又ハ社宅ヲ有スル工場ヨリ徵シタル報告ニ依リテ之ヲ見ルモ我職工ノ罹病率ハ之ヲ歐洲先進國ニ於ケル職工ノ健康狀態又ハ我國在監人ノ健康狀態ニ比スルトキハ著シク不良ナルヲ見ル、如斯ハ單ニ職工自身ノ不幸ナルノミナラス工業主ノ側ニ在リテモ亦甚タシク不利ナリト謂フヘシ。何トナレハ熟練ナル職工一日ノ缺勤ハ一日ノ就業時間ヲ一時間宛十二日間ニ亘リテ減少スルヨリモ多クノ損失ヲ生スルヲ通常トシ、工業主トシテハ可成職工ヲ缺勤セシメス又少シニテモ永ク勤績セシムルヲ利トスルヲ以テナリ。

(ロ)罹災率。職工ノ災害ニ罹リテ負傷スル歩合モ遙カニ外國ニ比シテ大ナリ、我國ノ工場ヨリ報告シタル所ニ依リ職工ノ罹災率ヲ外國ニ於ケル歩合ニ比較スルニ是亦彼ニ幾倍スルモノアルヲ見ル、此ノ事モ亦直接ニハ職工及工業主雙方ノ不利ニシテ間接ニハ國家經濟上ノ損失タルヤ疑ナキ所ナリ。

(ハ)群居ノ弊害。元來多數群居スレハ健康上德操上其ノ他ニ付各種ノ弊害ヲ生

シ易キモノナリ。即チ市都ニ於ケル罹病者ハ遙カニ田園ヨリ多ク又市街地ノ警察事故ハ之ヲ田舎ニ比シテ其ノ歩合遙カニ大ナルニ徴シテ知ルヘシ。故ニ都市ニ對シテハ國家ハ特別ノ注意ヲ拂フノミナラス都市中多數群集スル場所ニ對シテハ夫々衛生及風紀上ニ於テ特殊ノ取締ヲ必要トス。今ヤ我國工場ノ數益増加シ四十年末ニ一萬餘ヲ算シタルモノ四十二年末ニ於テ一萬五千ヲ算スルニ至レリ。此ノ勢ヲ以テスレハ比年ナラスシテ數萬ニ達スヘキコト明カナリ。而シテ此等工場數ノ増加スルニ伴ヒ、弊害益、多ク發生スルト共ニ之カ取締法ヲ講スルコトハ愈困難ト爲ルヘキヲ以テ、今ニ於テ適當ナル矯正法ヲ立ツルノ必要ハ體裁論ニハ非スシテ實質上ノ基礎ヲ有スルモノナリ。

(二)主從ノ美風アルヲ以テ工場法ノ制定ヲ不要ナリトスルノ論。我國ニハ主從ノ美風存ス、法規ヲ以テ主從ノ關係ヲ定ムルハ不可ナリトノ論アリ。此ノ美風ノ存スルコトハ之ヲ認ムルニ吝ナラサルモ、今ヤ工業主中自己ノ使用スル職工ノ族籍身分ハ勿論其ノ氏名サヘ知ラサルモノ多數ヲ占メ、職工モ亦工業主ノ顔ヲスラ知ラサルモノ決シテ尠カラス。斯カル狀態ノ下ニ就業スル職工漸ク大多數ヲ占

ムルニ及テハ家族的關係アルノ理由ヲ以テ工場法ヲ否定スルハ基礎頗ル薄弱ナリ。

(三)工業ハ貧民ヲ救護ストノ論。就業ノ年齢又ハ就業時間ノ制限等ヲ以テ工業主カ行フ貧民救護ノ美舉ヲ制限スルモノナリト論スルモノアリ、然レトモ婦女幼少年ヲ一定ノ規律ト相互競争ノ下ニ機械ノ運轉ニ強要セラレツツ單調ナル労働ニ過勞セシムルコトハ救護ニ非スシテ事實其ノ天壽ヲ短縮セシメツ、アルナリ。今貧民階級ノ生活費用ヨリ重利的ニ積算シテ十五歳位ノ男女ノ經濟的價格ヲ見ルニ、大凡一千圓内外ト爲ルヘシ、彼等ハ從來國家ノ富ヲ消費スルノミノ人ナリシナリ。然ルニ今ヨリ成年者ト成ルニ從ヒ從來消費シタル富ヲ國家ニ返還シ更ラニ國家ノ爲ニ少シニテモ多ク生産スヘキ天職ヲ有ス(然ラサレハ國)假リニ國家ヲ以テ一ツノ大工場トスレハ彼等ハ新規ニ買入レラレタル機械ノ如シ、此ノ機械カ掃除ヲモ行ハス又油ヲモ與ヘサル人ニ濫用セラレ直チニ修繕ヲ要スルコトナリ又ハ遂ニ用フハカラサル廢物トナルカ如キコトアラハ之レ寔ニ忍ヒサル所タリ。無生ノ機械ハ放棄スルカ又ハ破碎シテ他ノ工業原料タラシメ得ルト雖職工

ハ全ク然ラス、彼ニシテ生産力ヲ失ヒタル時ハ單純ナル消費者トシテ殘存スルヲ以テ國家ノ生産効果ヲ減少セシメ國富ヲ消耗スルモノタリ、國家ヨリ觀ルニ壯年ノ男女ノ身體ヲ毀損セシムルハ國家ノ基礎ヲ動搖セシムルト同然ニシテ其ノ惡果ハ數代後ニ於テ顯著ナルヘシ。又人道ヨリ考フルモ、吾人ノ同胞カ職工タリシ故ヲ以テ天授ノ生ヲ短縮シツツアル慘事ニ對シ、彼等自ラニ於テ注意スヘキコトヲ警告スルト同時ニ、公力ヲ以テ國家ニ及ホス惡影響ヲ豫防シ置カサルヘカラス。婦女幼少者ニ關スル就業ノ制限ハ、夫又ハ父兄ノ勤勉心ヲ刺戟シ又一般ニ成年男子ニ對スル需要ヲ喚起シ其ノ賃銀ヲ幾分ナリトモ高ムルヲ以テ、之ニ依リテ職工階級ハ必スシモ困難ニ陥ルモノト斷定スルヘカラス、若シ夫レ婦女幼少年者ヲ濫用スルニ非サレハ成立セサルカ如キ工業ハ國家全體トシテハ其ノ存立ヲ希望セサル工業ナリト謂ハサルヲ得ス。

(四) 生産費ヲ過大ニストノ論。就業時間休暇等ノ制限ハ生産費ヲ大ニストノ論アリト雖モ、不活潑ナル長時間ノ労働ハ十全ノ精力ヲ以テ、短時間内ノ労働ヲ爲スニ劣ルコトハ何人モ首肯スル所ナリ。只工場法ノ制限ニ慣ルル迄多少ノ困難ヲ

感スル場合アルニ過キサルナリ、彼ノ婦女子又ハ少年者ヲ濫用シ其ノ身體カ羸弱トナリタル後、之ヲ解放シ直ニ新來ノ者ヲ招募スルカ如キ工業ノ經營法ハ、前ニモ陳フルカ如ク國家ニ損失ヲ與フルモノニシテ、公共經濟ノ基本ヲ殆クスルモノナリ、左レハ如何ニ生産費カ安價ナルモ吾人ハ斯ノ如キ工業經營法ノ矯正ヲ希望セサルヲ得ス。

工場法ハ職工ノ健康ヲ保全シ輸出貿易ヲ隆盛ニストノ例證ハ之ヲ舉クルニ難カラス、試ミニ之ヲ英獨ノ例ニ照スモ職工ノ罹病率ハ工業地方ニ於テ著シク減退シツツアルノ適確ナル數字ヲ舉クルコトヲ得ヘシ、又此等ノ諸國ニ於テハ各種ノ工業ハ皆永ク動續セル熟練職工ヲ有シ、品質ノ精巧ヲ以テ競争場裡ノ覇者タラント争ヒツ、アリ、若シ夫レ獨逸ニ於ケル労働者ニ對スル特殊ノ保護カ獨逸今日ノ工業ヲ隆盛ナラシメタリトノコトハ世上定論ノ存スル所ナリ。今ヤ我工業家ノ一部ハ學窓ニ在ル青年カ飽ク迄競争者ニ打勝タンカ爲ニ所謂寢食ヲ忘レテ勉強シツツアルカ如キ状態ナリ、餘リ無理ヲセヌ様ヲトノ忠言ハ却テ工業家ニ悅ハレサルノ觀アリ、然レトモ學生カ中學時代ニ餘リ無理ナル勉強ヲ爲シタル爲折角大

學ニ入りタル後頭ヲ惡クスルカ如キコトナキカ、夫レ國家ノ生命ハ永久ナリ國民トシテハ國家ノ一時的隆盛ヲ希圖スルノ餘リ、永遠ノ發達ヲ阻害スルカ如キコトナキ様注意セサルヘカラス、工場法ノ制定ノ必要ハ實ニ茲ニ在ルナリ。

(五) 工場法ハ却テ労働問題ヲ挑發スルモノナリトノ論。我國ニ於テハ歐米各國ニ於ケルカ如キ激烈且頻繁ナル同盟罷工アルニ非ス、職工ハ極メテ平穩ニ工場ニ於テ操業シツツアルニ拘ラス、今工場法ヲ以テ労働時間ヲ制限シ之ニ違反シタル工業主ヲ罰スト云フカ如キ制度ヲ樹ツルコトハ、即チ平地ニ波瀾ヲ起スモノナリト論スルモノナキニ非ス、我國ニ同盟罷工ノ頻繁ナラサルハ之ヲ認ム、又職工中何等團體ラシキモノスラ存在スルコトナク、從テ労働條件等ニ關シ團體ノ意見希望ヲ發表シタルコトナキコトモ亦之ヲ認ム。然レトモ是ニハ大ナル原因理由ノアルコトニシテ(一)外國ニ於テハ製鐵業其ノ他鐵關係ノ工業カ工業ノ中心タリ、此等ノ工業ハ纖弱ナル婦女ヲ使用スルコト極メテ少數ナルヲ以テ外國ニ於ケル男工ノ數ハ總職工ノ七八割ヲ占ムルヲ例トス、之ニ反シ、我國ニ於テハ此ノ種ノ工業極メテ少クシテ工業ノ中心點ト認ムヘキハ纖維工業ニ在ルヲ以テ女工ノ數ハ總職

工ノ六割三分ヲ占ムルヲ以テ見ル、而シテ製糸業又ハ紡績業ノ如キ羽二重其ノ他ノ織物業及燐寸業ノ如キハ最多數ノ女子ヲ僱使ス、之ヲ統計ニ徵スルニ製糸ハ九割三分、紡績ハ七割八分、織物ハ八割九分、燐寸ハ六割九分ノ女子ヲ使用ス。而シテ女工ヲ多數ニ使用スル工業ハ同時ニ多數ノ幼年工ヲ使用スルヲ例トスルヲ以テ、假令同盟罷工ヲ爲スヘキ原因アリトスルモ彼等ハ工場主又ハ工場監督ノ一睨ニ畏縮スル徒ナルヲ以テ、敢然起テ其ノ利益ヲ主張シ飽迄之ヲ爭フト云フカ如キコト稀ナリ、我國從來ノ例ヲ見ルニ同盟罷工ハ多クハ鑛山又ハ造船所ノ如キ多數ノ男工ヲ僱使スルモノニ多ク多數ノ女工ヲ僱使スル工場ニ少キハ實ニ之カ爲ナリ。事情果シテ然リトスレハ我國ニ於テハ歐米諸國ヨリモ一層政府ニ於テ此等ノ女子及幼少年者ヲ保護スル必要アリト謂ヒ得ヘシ。

(六) 労働保險ヲ同時ニ制定スルニ非サレハ不備ナリトノ論。工場法案中職工ノ扶助ニ關スル規定ノ代リニ労働保險ニ關スル制ヲ定ムルトキハ、小工業主ニトリテハ一時ニ大ナル負擔ニ任セサルカ故ニ頗ル利便ナリ、之ヲ規定セザリシハ不備ナリトノ論アリ。固ヨリ疾病又ハ負傷ノ如キハ職工ニ有勝ノコトナルヲ以テ工

業主ハ平素ヨリ之カ爲ニ一定ノ金銭ヲ積ミ置キ職工モ亦賃金ノ内ヨリ幾何カラ支出シ是等不慮ノ場合ニ備フルコトトセハ雙方共ニ安心シテ之ニ處スルヲ得ヘキカ故ニ一部ノ工場ニ於テ既ニ實行シツツアル一種ノ勞働保險又ハ共濟組合ノ組織ヲ一般工場ニ實施スルノ利益ナルハ毫モ疑ナキ所ナリ。然レトモ全國ノ工場ヲシテ漏レナク實施セシメンニハ如何ナル方策ヲ採ルヘキヤト云フニ、若シ之ヲ任意ニ放抛スルトキハ工業主中ニハ斯ノ如キ面倒ナル事務ヲ處理スルヲ好マサル者多數ナル可ク、又職工モ將來ニ對スル深慮ナキ者多キヲ以テ假令僅少ナリト雖賃金中ヨリ差引カルルヲ好マス、結局其ノ普及ハ至難ノ事ニ屬ス、故ニ我邦ニ勞働保險ノ制ヲ設クルトセハ強制的ニ之ヲ爲スニ非サレハ到底其ノ目的ヲ貫徹スルコト能サルヘシ。而シテ強制勞働保險ノ制ヲ施スニ際シ、先ツ第一ニ考慮スヘキハ職工ノ業態如何ニ依リ其ノ疾病ニ罹リ又ハ負傷スル歩合及其ノ經過ノ程度如何ヲ定メ、積金ノ程度ヨリ割出シテ掛金ノ金額ヲ定ムルコト是ナリ。此ノ事ハ理論トシテ極メテ平易ニ似タリト雖實際ニ於テハ我國ニ於ケル職工ノ罹病率又ハ災害率ヲ其ノ業態ニ依リテ區別決定スルハ決シテ容易ノ業ニ非ス、何トナレ

ハ工場職工ノ罹病又ハ災害ニ關シテハ何等精確ナル統計材料ノ存スルモノナキノミカ、同一ノ業態ニ在リテモ工場ノ設備就業時間ノ長短夜業ノ有無、職工ノ待遇如何等ニ依リ著シク危険率ヲ異ニスヘキカ故ニ、是等ノ條件カ大體ニ於テ統一セラレサル間ハ獨逸ノ如ク同業者相集リテ保險組合ヲ構成スルカ如キハ到底不可實行ノ事トス。或ハ各工場ニ於テ別異ノ標準ヲ立テ積立ヲ強制セハ可ナラントノ説アランモ、元來保險ハ成ル可ク多數者ノ間ニ危険ヲ分布スルヲ要スルヲ以テ我國ノ如キ小工場多キ處ニ於テ各工場ニ對シ一齊ニ之カ實行ヲ迫ルハ是亦行フ可ラサル所ナリト思考ス。今日ノ狀態トシテハ各工場中防キ得ヘキ危険ヲ防止セス、避ケ得ヘキ疾病ヲ豫防セサルカ如キモノ尠カラサルヲ以テ、罹災又ハ罹病ノ善後策トシテ保險ニ關スル制ヲ立ツル前、豫メ工場法ノ規定ニ依リ先ツ人爲的ニ避ケ得ヘキ丈ケ、此等ノ危険ヲ防制スルコトヲ努ムルヲ以テ當然ノ順序ナリト認ム。以上ノ理由ニ依リ、我邦ニ勞働保險ノ制ヲ立ツル必要アルハ毫モ疑フ餘地ナク、速ニ之ニ着手スルヲ必要トシ工場法ノ施行ハ其ノ實施ニ必要ナル前提條件ナリト思考ス。

第二節 健康障害

第一項 總論

大凡職業ノ種類多シト雖單純ナル衛生上ノ見地ヨリ之ヲ見レハ人體ノ健康ニ有益ナルモノハ尠キカ如シ就中工業ハ最モ健康ヲ害シ從業者ノ罹病罹災ノ率ヲ高ムルコト他ノ職業中稀ニ見ル所ナリ。又居所ノ關係ニ於テモ市部生活ハ郡部生活ニ比シテ健康ニ良好ナラサルコトハ周ネク世人ノ知ル所ナルカ工場ハ郡部ニ少ク市部ニ多キヲ以テ工業ニ從フ者ハ多ク市部又ハ其ノ附近ニ居住スルヲ例トス之レ工業從業者カ其ノ住所ノ關係ヨリ健康上ノ障害ヲ受クルコト多キ所以ナリ。其ノ他我國ノ現狀ニ於テ女子ノ死亡率高キ地方ハ概ネ所謂工業地方トモ目セラルヘキ所ナルコトモ亦注意ヲ要スル事項ナリ依テ先ツ以上二三ノ事實ニ付之ヲ略說シ尙工業カ健康ニ及ホス影響如何ニ付總括的ノ解明ヲ試ントス。

一工業者ノ肺結核罹病率高キコト。大凡健康ノ良不良若ハ衛生上ノ適不適等ヲ考查スルニハ肺結核ニ對スル罹病率若ハ死亡率ヲ檢案スルヲ以テ最モ捷徑ト

ス今日本帝國死因統計表ニ就キ明治三十九年及四十年ノ二箇年平均ヲ見ルニ男女各性死亡者千人中肺結核死亡者ハ有業者ノ百十五人五分ニ對シ無業者ハ五十八人二分ニシテ僅カニ有業者ノ二分ノ一ニ滿タス之ニ依リテ何レノ職業ト雖衛生上多少ノ影響アルヲ知ルヘシ。然リ而シテ農業牧畜養蠶並林業狩獵ニ從事スル者ハ八十六人九分(男八三、七、六)ナルニ拘ラス金屬ニ關スル製造業ハ二百二十六人七分(男二二、三、九)機械器具製造業ハ二百三十八人六分(男二〇、三、九、六)ト爲リ綿糸織物編物製造業ニ於テ三百〇五人二分(男三三、〇、三)ニ増加シ印刷活字製版寫真等ニ至リテハ一躍四百三十九人四分(男四二、四)ニ激進スルヲ見ルナリ。更ニ本邦纖維工業ニ従事スル者ヲ見ルニ其ノ大多數ハ女工ニシテ而モ二十歳未滿ノ者ハ實ニ其ノ七割ヲ占ム斯ノ如ク若キ女子ノ肺結核ニ因リテ死亡スル者多キハ日本帝國死因統計ノ明示スル所ニシテ統計上纖維工業ニ限リ肺結核甚タ多シト稱スルヲ得サルカ如キ觀アルモ事實ハ斯ノ如キ單純ナル觀察ニ依リテ判斷セラルヘキモノニアラス纖維工業ニ従事セル者ノ出入甚タ頻繁ニシテ疾患タルノ故ヲ以テ又ハ疾患ニ罹ルヘキ豫想ヲ以テ退場セシメラレ又ハ自ラ退場シタル者多シ而シテ

此等疾患ノ多クハ肺結核ナリ、然ルニ退場歸郷後死亡セシ者ハ殆ント總テ農業者ノ死亡員數中ニ算入サルルヲ以テ職工死亡統計ヲ解スル上ニ於テ之ヲ參酌セサルヘカラス。要スルニ工業ナルモノハ工場内ニ於ケル空氣ノ化學的汚染及塵埃等ニ依リ或ハ身體ノ過勞ニ依リ、肺結核ニ關スル罹病率ヲ増進スルモノナルコトヲ見ルニ足ルヘシ。

二市部生活ノ不健康ナルコト。市部生活ノ郡部生活ニ比シテ健康ニ不良ナルコトハ故ラニ茲ニ論證スル必要ナキモ、四十年年度ニ於ケル、全國壯丁體格檢査成績表ニ依リテ之ヲ見ルニ、甲種合格者ハ市部ニ在リテハ三割二分六厘、郡部ニ在リテハ三割九分六厘ニ該當スルヲ見ル、此ノ事ハ獨リ我國ノミナラス外國ニ於テモ亦同様ナリ、即チ獨逸ノ例ヲ見ルニ何レノ職業ヲ通シテモ郡部ノ合格者ハ市部ヨリモ合格ノ率多シ、即チ市部ノ五六割ナルニ對シ、郡部ハ七八割ノ合格者ヲ出スヲ見ルナリ。其ノ他市街地ノ發達シタル府縣ニハ肺結核ノ死亡者多キコトモ亦事實ナリ、即チ道府縣別各性死亡千中肺結核ノ比率ヲ調査スルニ全國ヲ通シテ男子ノ肺結核ニ斃ルル平均率ハ七十一人ニシテ女子ハ七十七人六分平均七十四人三分

ナリ、而シテ最多數ノ率ヲ示セルハ東京府ノ百三十七人六分(東京市ハ百六十三人六分)大阪府ノ百一十一人(大阪市ハ百三十六人五分)神奈川縣ノ百〇五人五分(横浜市ハ百四十九人三分)京都府ノ百〇三人一分(京都市ハ百七十五人二分)ニシテ沖繩ノ百〇二人二分ヲ例外トシ兵庫縣ノ八十七人四分(神戸市ハ八十七人二分)福井ノ八十四人八分(福井市ハ百三十四人)等以下準之之ニ次ク此等地方ハ孰レモ皆市街地ノ發達シタル府縣ナリ。而シテ市街地其ノモノノ存在カ此等府縣ノ率ヲ高ムルモノナルコトハ勿論ニシテ、人口五萬以上ノ二十九市區ノ平均ハ百四十二人四分(男百三十六人三分、女百四十八人七分)ニシテ遙カニ平均率ヲ超過セルヲ見ル、夫レ斯ノ如ク市部ノ衛生狀態ハ郡部ニ比シテ不良ナリ、然ルニ工業ノ發達ハ田園ノ子女ヲ驅リテ市部又ハ其ノ附近ニ集合セシムル傾向ヲ有スルモノトスレハ、市部ニ於ケル職業中特ニ健康障害ヲ惹起シ易キ工業ニ對シ、職工ノ濫使ヲ戒メ其ノ待遇ヲ改善セシメ以テ勞働力ノ保全ヲ確保スル必要アルコトハ自ラ明カナルヘシ。

三女子ノ肺結核死亡率カ比較的高キ地方ハ工業地方ナルコト、尙道府縣別各性死亡千中肺結核ニ因ル者幾人ナルヤヲ見ルニ女子ハ男子ニ比シテ一般ニ死亡率高キコトハ爭フヘカラサル事實ナルカ、其ノ率ニ於テ女子平均肺結核死亡率七

十七人六分ニ對シ十人以上高キ府縣ハ大阪兵庫、群馬、奈良、三重、岐阜、長野、福井、富山、鳥取、廣島、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛ノ十六府縣ニシテ此ノ中奈良、鳥取、山口、香川ノ四縣ヲ除キ他ハ我國ニ於ケル主要ナル工業府縣ナリトス。我國ニハ纖維工業最モ多ク職工總數ノ六割四分ハ之ニ從事シ而モ其ノ八割強ハ女子ナルヲ以テ、纖維工業ト女子勞働者トハ離ル可カラサル關係ヲ有ス、果シテ然ラハ工業府縣ニ於テ女子ノ肺結核死亡率カ男子ニ比シテ高キ原因ニ付テハ大ニ注意スヘキ價値アルヘシ。

尙右ニ關シ外國ノ事例ヲ調査スルニ、英獨佛共ニ市街地ノ死亡率ハ女子ハ男子ニ比シテ低キニ拘ラス、女子ノ多ク工業ニ從事スル地方例ヘハ絹工業地タル佛國ノ里昂市ノ如キハ女子ノ死亡率ハ男子ヨリ高シ。又普國ニ於テモ女子ノ結核死亡率率ハ市街地ニ於テ著シク多ク、ライン州ノ如キハ肺結核ノ死亡率ハ一般ニ工業ノ景氣如何ニ比例スル事實アリ。要スルニ、内外ノ事實ハ工業ト死亡率殊ニ結核死亡率トニ最モ密接ノ關係アルコトヲ示セリ。

四健康障害ノ原因 前段ニ述ヘタル健康障害ノ事實ハ如何ナル原因ニ依ル者

ナルヤ、固ヨリ工業ノ健康ニ及ホス影響ノ程度如何ハ(一)工場ノ設備(二)就業ノ條件(三)生活ノ狀況等ニ依リテ夫レ等ヲ同クセスト雖、今一般的ニ衛生學者ノ調査シタル所ニ依リ左ニ之ヲ略述スヘシ

(一)空氣ノ汚染 工場内ニ於テハ呼吸、炭火又ハ燈火等ニ依リ炭酸ノ量著シク増加シ、又一酸化炭素、炭化水素等ノ有害瓦斯ヲ發生ス、斯ル氣中ニ於テハ呼吸困難、頭痛、眩暈、惡心、嘔氣ヲ感セシムルヲ例トス、或ハ習慣ニ依リテ之ニ堪ヘ得ル場合アリトスルモ、其ノ久シキニ涉ルトキハ頑固ナル頭痛ヲ生シ、又顔面及粘膜ノ蒼白、消化障害等ヲ來タスモノナリ。換氣不良ナル小工場ニ於テ職工群集スルトキハ此ノ種ノ危害特ニ多ク、其ノ他、セメント、陶磁器、印刷、礦石、製紙、烟草、獸毛、紡績織物等ノ工場ニ在リテハ塵埃ヲ發生ス、尤モ塵埃ハ其ノ性又ハ量ニ依リテ有害ノ程度ヲ異ニスト雖、最モ危険ナルハ銳利ナル衝角ヲ有スル金屬塵埃及鑽石塵埃ニシテ器械的ニ當該臟器ヲ刺戟ス、斯ル刺戟反復スルトキハ遂ニ急性若ハ慢性ノ炎症ヲ惹起シ、其ノ臟器ノ抵抗力ヲ減殺スルニ至ルモノナリ、植物性又ハ動物性ノ塵埃ト雖、其ノ量多キトキハ同一ノ結果ヲ生ス。吸入セル塵埃ハ漸次氣管支及肺臟内ニ沈着シ

又氣管支腺、肋膜、肝、脾等ノ臟器内ニ達スルコトアリ、肺臟内ニ於ケル塵埃ノ種類ニ依リ、矽肺(シデロージス)、石肺(カリコージス)、炭肺(アントラコージス)、木綿肺(ブノイモニエ、コトスーゼ)等ノ稱アリ、是故ニ塵埃ノ發生ヲ伴フ工業ニ在リテハ、肺炎、肋膜炎、氣管支炎等多數ニシテ肺結核ノ發生亦尠カラサルハ固ヨリ其ノ所ナリ。

(二) 工業中毒、或ル種ノ工業ニ於テハ、毒性物ノ瓦斯蒸氣又ハ其ノ粉末ニ依リテ中毒ヲ發ス、其ノ性狀如何ニ依リテ血中ニ吸收セラレ全身症病ヲ發シ、又ハ中樞神經系、心臟、腎臟等主要ナル機官ノ疾患ヲ生スルアリ、或ハ直ニ觸接シタル局所ヲ侵スモノアリ、鉛中毒ハ活版工、鉛白工、塗色工等ニ多ク、磷中毒ハ白磷ヲ取扱フ燐寸工ニ、砒素中毒ハ砒素含有ノ燐石又ハ色素ヲ取扱フ業ニ、又水素中毒ハ鏡、檢温器、バロメーターノ製造業、渡金工、製帽工等ニ發ス、硫酸、亞硫酸、鹽酸、硝酸、フルオール、水素酸、硫化水素、硫化炭素、クロール等ノ瓦斯又ハ蒸氣ハ中等度ノ發生ニ於テ既ニ著シク粘膜ヲ刺戟シ其ノ多量ナルニ至リテハ危險ナル健康障害ヲ惹起スモノナリ。

(三) 身體ノ過勞、過勞ニ因ル病的變狀ハ工業ノ種類ニ依リ、或ハ筋肉ニ、或ハ五官器又ハ呼吸器ニ發生ス、而シテ幼少者又ハ身體ノ抵抗力薄弱ナル婦女ニ在リテハ

其ノ害殊ニ顯著ナルヲ例トス。通常過勞ハ筋肉ノ疲勞弛緩ヲ起スノミナラス、屢其ノ機能ノ持續的障害即チ筋ノ強直、關節強直、髓鞘炎又ハ姿勢ノ變化ヲ呈シ、急激ナル激働ハ筋肉ノ傷害又ハ下腹脱腸ヲ惹起スルコトアリ、其ノ他、過勞ハ血行器、視官、聽官、皮膚ノ病變ヲ誘發スルコト稀ナラス。次ニ繼續セル立業ハ靜脈血ノ歸流ヲ妨ケ下肢ノ鬱血腫脹ヲ來タスヲ以テ、紡績、織、印刷等ノ起立工業ニ在リテハ足關節又ハ下脚ノ腫大ヲ伴フナリ、通常之ヲ工場浮腫(足腫)ト稱シ、最モ多ク年少工ニ頻發スル一種ノ工場病ナリ。又繼續セル坐業ハ腰推ヲ前屈セシメ爲ニ胸腹ヲ壓迫シテ深呼吸ヲ妨ケ肺尖ヲシテ慢性貧血ニ陥ラシメ、延テ結核病變ノ發生ヲ容易ナラシム、其ノ他痔核、便秘又ハ消化障害ヲ生シ、婦女子ニ在リテハ屢々子宮ノ病變、白帶下、月經異常、妊娠力減退等ヲ發ス、製紙工場ノ如キ氣濕大ニシテ塵埃ノ發生少キニ拘ハラズ肺結核ノ發生尠カラズ、又消化器子宮等ノ疾患多キハ之ニ基因スルモノトス。

(四) 熱氣ノ影響 火夫又ハ窯業ニ從事スル職工其ノ他高温ノ室ニ於テ就業スル者ハ體温ノ調節ヲ害ヒ呼吸器病、神經痛、レウマチスムス、腎臟炎等ノ感冒性疾患ヲ

發シ腦及腦膜ノ疾患ヲ生シ、或ハ水又ハ酒精飲料ノ過飲ニ因リ消化器病ヲ誘發スルコトアリ。

(五) 濕度ノ過不足 濕度ノ過不足ハ、體溫調節ヲ不能タラシムルモノニシテ感冒、關節、リウマチス呼吸器疾患熱射病ヲ起シ爲ニ罹病ノ素因トナルモノナリ。

(六) 採光ノ不充分 採光不充分ノ爲物體ヲ近視スル等ニ依リテ、視力ノ調節ヲ失シ途ニ近視眼トナリ又ハ眼球ノ機質的障害ヲ惹起スコトアリ。

(七) 喧噪ナル雜音 繼續セル喧噪ナル機械ノ音響ハ、聽官ヲ鈍ナラシメ甚シキハ全聾ニ陥ラシムルコトアリ。

(八) 有害原料ノ取扱 工業原料ノ刺戟ニ基因スル皮膚ノ濕疹ハ、之ヲ工業、エクトツエームト稱シ、又發疹ノ狀況ニ依リ一般ニ之ヲクレツエ又ハ疥癬(寄生蟲ニ寄ル疥癬ト異ル)ト稱シ、水、クレツエハ硝子眞珠等ノ磨工ニ、機那、クレツエハ機那皮、キニトネ、鹽類ヲ取扱フ職工ニ、テール、グレッツエハ、テール油又ハ粗製、バラフヒンヲ取扱フ職工ニ、セメント、クレツエハ壁工ニ見ル所ノモノナリ、又、クローム、鹽類ヲ取扱フ職工ハ皮膚ニ潰瘍ヲ生シ、フルオール、水素酸亦類似ノ病變ヲ發セシムルモノナリ。

(九) 傳染病ノ傳播 工場ハ傳染病傳播ノ一源泉ニシテ結核菌含有ノ喀痰乾燥シ塵埃ト共ニ飛揚シ肺結核ヲ傳播スルノ危険アリ、此ノ事實ヲ證明スルハ至難ナリト雖、各工場ニ於ケル唾壺ノ配置普カラス、假令普及スルモ職工ノ之ヲ使用スルモノ少數ニシテ往々床上ニ喀痰ヲ散見スルコトアリ、之ニ依リテ推考スルニ病毒ノ傳播アルコトハ確實ナリ。又、繒纒ノ選別、打綿等ノ工場ニ於テハ結核、疥癬、痘瘡、ペスト、トラホーム、脾脫疽等ノ病原ヲ傳播スルコトアリ。

之ヲ要スルニ工業ト健康障害トハ最モ密接ナル關係ヲ有スルヲ以テ、人力ノ及フ限り成ル可ク其ノ危害ヲ減少スルハ、工業主及職工カ各自ニ努ムヘキ所ナリト雖、各種ノ事情ニ妨ケラレ到底其ノ實行ヲ望ムコト能ハサルモノ多シトスレハ、一定ノ法現ヲ制定シテ工業上ノ規則ト節制トヲ強要スルハ、政府ノ當ニ爲スヘキ所ナリト謂フ可シ。

第二項 罹病及其ノ原因

各國工場法制定ノ沿革ヲ見ルニ工業地方ニ於ケル過度ノ労働其ノ他工場設備ノ不完備等ニ起因スル不衛生ノ狀態ヲ改善シ、其ノ之ニ原因シテ發生スル社會上

ノ慘禍ヲ豫防セントスルノ動機カ法律制定ニ至ル主要ナル原因ナリシコトハ茲ニ絮説スルヲ須キサル所ナリ工業上ノ競争激甚ニシテ其ノ操業ノ狀態亦甚タ集約的ナル歐洲ノ工業社會ニ若シ今日ニ至ル迄工場法ノ制定莫カリシナラハ假令職工組合等カ如何ニ自家防衛ノ爲資本主ニ對抗シテ自家ノ利益ヲ留保スルコトヲ努メタリトスルモ職工階級ノ衛生狀態ハ今日ニ比シ一層不良ナルヘキコトハ想像スルニ餘リアリ。翻テ我國ニ於ケル工業ノ狀態ヲ見ルニ輸入工業(輸入品防起リタル外)ノ側ニ在リテハ、水火ノ力ヲ以テ機械ヲ運轉セル場内ニ在リテ塵埃粉末若ハ有害瓦斯ノ間ニ日夜操業セシムル事實アリト雖、我在來工業ノ側ニ在リテハ寒暑ノ調節ニハ遺憾アルモ通風ノ關係ハ比較的良好ナル木造家屋内ニ在リテ半ハ手工業若ハ家内工業ニ準スヘキ狀態ニ於テ操業スルモノ多キニ居ルヲ以テ、之ヲ其ノ外觀ヨリ判斷スルトキハ、我工業狀態ハ彼先進國ニ比シテ決シテ急調過激ナリト謂ヒ難キモノノ如シ、然ルニ我國職工ノ罹病率ハ一般ニ歐洲諸國ニ比シテ高キ事實アルハ何ソヤ、今左ニ統計的基礎ニ依リテ其ノ大綱ヲ叙述スヘシ。

職工ノ罹病 之ニ關シテハ兩方面ヨリ調査ヲ試ミタリ其ノ一ハ工場ヲシテ自

ラ之ヲ届出テシムル方法ニシテ其ノ二ハ工場生活ヲ離レ歸郷シタル女工ニ付其ノ歸郷ノ原因ノ何レニ在ルヤヲ裏面ヨリ調査スル方法はナリ

第一ノ方法ニ依ル調査 明治三十九年ヨリ四十一年ニ至ル三箇年間平均ニ付之ヲ見ルニ平均一年ニ病者ハ男工千人ニ付八百五十七人女工千人ニ付千八十人通計千六十一人ト爲ルナリ、而シテ病者ノ多數ナルハ紡績毛斯倫、木綿絨麻ノ織物工業及陶磁器、セメント等ノ工業ニシテ、比較的少數ナルハ製絲絹織物ノ工業ナリ而シテ二三ノ工業ヲ除クノ外ハ女工ニ多キヲ常トス。

其ノ病類ハ一般ニ消化器病其ノ他營養器病最モ多ク之ニ亞クハ呼吸器病、眼病、脚氣、皮膚病、泌尿生殖器病、レウマチス等ニシテ、結核性諸病ハ紡績工場ニ於テ僅ニ一、プロセント、内外ヲ算シ表面少數ナルカ如シト雖、多クノ工場ニ於テハ慢性諸病及豫後ノ疑ハシキ者ハ成ル可ク速ニ解備スル傾アルヲ以テ之ヲ罹病表中ニ編入セサルモノト認メサルヘカラス。

工場内職工死亡者及未治解雇者ニ就テ其ノ原因ヲ調査スルニ其ノ約半數ハ肺結核、肺結核ノ疑アルモノ其ノ他ノ結核性疾患ニシテ之ニ亞クハ脚氣、神經系疾患

等ナリトス

如上ノ調査ハ内務省令ヲ以テ各工場ヨリ届出テシメタル結果ヲ綜合シタルモノナルカ(第一參照)如何ナル程度ニ於テ此ノ數字ヲ信據ス可キモノナルヤハ別ニ考慮ヲ要スルモ、罹病ノ事實ハ休業又ハ病室收容ニ至ルヘキモノ又ハ服藥若ハ受療四日乃至七日以上等ノ標準ヲ以テ計上セルモノト認メテ差支ナカルヘク、又工場ヨリスル届出ハ其ノ多キニ出ツルヨリモ少キヲ裝フノ傾向アルハ事實ナルヲ以テ、實際ニ於テハ尙是以上ノ罹病者アルヘキハ推測スルニ難カラス

調査吏員等ノ現場ニ就テ調査シタル所ニ依レハ紡績織物等ニ在リテハ、職工千人ニ付甚シキハ一箇月間ニ四百人以上ノ病者ヲ出ス所アリ、而シテ職工千人ニ付一日ノ診察數七八十人ヲ算スルモノ稀少ナリトモス、故ニ前記ノ推定ハ小ニ失スルモ大ニ失スルコトナカルヘシ。

比較ノ基礎ト爲ル可キ罹病ノ標準又ハ之ヲ表示スル數字ハ必シモ其ノ適實ナルコトヲ豫斷スルヲ得サルモノアリト雖、假リニ此ヲ以テ實數ト看做シ(一)全國ノ監獄ニ於ケル在監者罹病率並(二)公衆罹病率及(三)外國工場ニ於ケル罹病率ト比較

スレハ次ノ如シ

一 在監人トノ比較 明治三十七年ヨリ四十一年ニ至ル五箇年平均ニ依レハ全國ノ在監人千人中一年間ノ病者ハ休役患者及病監患者千人中四百二十四人ニシテ、之ヲ工場ノ罹病率ニ比スルトキハ其ノ半數ニモ滿タサルヲ見ル(第二參照)。又之ヲ病類ニ分テハ胃ノ疾患、下痢及腸炎等ノ消化器病最モ多ク之ニ亞クハ呼吸器病、皮膚病等ナリ。

二 公衆罹病率トノ比較 ヲ見ルニ公衆間ニ於ケル一年間ノ罹病數ハ、ベツテンコトフエル氏ノ大數ニ就テ調査シタル統計ニ依レハ一年間ノ死亡數ニ三十四ヲ乘シタルモノニシテ、例ヘハ人口千ニ付死亡二十トセハ一年間ニ約七百人ノ病者アル割合ナリ(茲ニ謂フ病者トハ疾病ノ爲ニ就テ又ハ休業ヲ要ス)本邦ニ於テハ未タ這般ノ關係ヲ認ムルニ足ルヘキ正確ナル統計ナシト雖、近時施療病院、水害避難所等ニ於テ健康診斷ヲ施行シタル地域等ニ於テ調査シタル成績ハ略ベ氏ノ原則ト合致スルヲ見ルナリ。余輩ハ茲ニ於テ職工罹病率カ單ニ公衆罹病率ヨリ大ナルコトノミニ注目シテ止ムヘキニ非ス、何トナレハ職工ト公衆トノ年齡關係ヲ考フル

ニ職工ノ多數ハ壯年者ニシテ公衆中ニハ罹病率及死亡率共特ニ大ナル小兒及老年者ヲ包含セリ壯年者ノ罹病率カ一般公衆ノ夫レニ比シテ少數ナルヘキハ各性年齢別死亡比例ノ統計ニ照ラスモ明ナル所ナリ於是カ本邦職工ノ罹病率カ公衆罹病率ヲ超過スルコト頗ル大ナルモノアルヲ知ルヘシ。

三外國職工ノ病傷數ニ關シテ「シユール」及「ブルクハルト」氏カ瑞西ニ於テ調査シタル所ニ依レハ職工千人ニ付各業ノ平均二九・九ナリ又「ラウハベルグ」氏ノ調査シタル維納疾病保險金庫ニ於テハ被保人千人中一年間ノ罹病者人員ハ平均四・二三ナリ。尙獨逸國疾病保險局ノ報告ニ依レハ千九百三年ニ於テ三八・二九ニシテ千九百四年ニ於テハ四〇・六六ナリト謂フ其ノ他英國「マンチエスター」ニ於ケル職工ノ各年齢別罹病調査表ハ十六歳乃至十九歳ニ於テ二八・六六二十歳乃至二十四歳ニシテ二四・四五トナリ二十五歳乃至二十九歳ニシテ二三・四九トナリ五十歳乃至五十四歳ニ至ル迄ハ總テ三百未滿ナルコトヲ示セリ。

以上ノ數字ハ罹病者ト見ルヘキ標準ノ異ナルニ從ヒ根柢ニ多少ノ異同アルヘシト雖假リニ數字上ノミヨリ云フトキハ彼ハ我ニ比シテ實ニ三四分ノ一ノ少數

ニ當レリト謂フ可シ。余輩ハ罹病ノ標準ヲ一定セスシテ單ニ數字ノミヲ比較スルノ無益ナルヲ知ラサルニ非ス然レトモ以上述ヘタル所ニ依リテ所謂霞ヲ隔テテ山ヲ見ルカ如ク多少此ノ間ノ消息ヲ窺ヒ得可シト信スルナリ。

第二ノ方法ニ依ル調査 第一ノ方法ニ依ル調査ハ未タ職工ノ健康状態ニ關シテ確實ナル材料ト認ム可カラサルモノアルヲ以テ既ニ工場労働ヲ終リテ歸郷シタル者ニ付其ノ歸郷原因ヲ調査スルノ必要アルヲ感シ重ナル女工供給地ト認ムヘキ新潟外十一縣ニ於テ明治四十二年中女工ノ出稼者數歸郷者數歸郷ノ原因疾病ノ種類歸郷後ノ状態等ヲ調査シタルニ同年中前記十二縣ヨリ他地方ニ出稼シタル者合計二萬五千六百人ニシテ歸郷シタル者九千八百六十八人中歸郷事由ノ判明セル者八千三百人中疾病ノ爲歸郷シタル者千五百九十六人疾病ノ爲歸郷シタルニ非スト雖歸郷後重病ニ罹リタル者二百七十五人病死シタル者四百六十三人計二千三百三十四人ニシテ歸郷事由判明者ノ二割八分一厘ニ當レリ而シテ其ノ内結核性疾患又ハ結核性疾患ト認メラル可キ者ハ六百二十五人(不明ナルニシテ病者及死者(同上二縣)ノ三割七分二厘ニ相當ス。由是觀之工場生活ノ裏面

ニハ最モ憂慮スヘキ事實ノ存在スルヲ知ルヘシ。(參考資料 第三參照)
罹病ノ原因 以上述ヘタル所ニ依リ我國職工ノ罹病率カ外國ノ職工其ノ他ニ
比シテ果シテ大ナリトスレハ更ニ其ノ原因ノ何レニ在ルヤヲ攻究セサルヘカラ
ス今其ノ主要ナルモノニ付之ヲ概述スヘシ。

(一)無制限ノ勞働 前ニモ陳ヘタルカ如ク工場ノ建設及設備ニ關シテハ從來地
方應ニ於テ出來得ル限リ其ノ取締ヲ爲シ來リタリト雖職工ノ雇入及傭使ニ關ス
ル規定ニ至リテハ之ヲ設クルモノ殆ント無キヲ以テ工場主ハ安價多量競争ノ結
果事業ノ性質上許ス限リ勞銀ノ低廉ナル婦女幼年者ヲ雇入レ之ヲシテ身體ノ
耐ヘ得ル限勞働セシムルカ如キ状態ト爲リ職工就業時間ハ他國ニ類例ナキ過長
ノモノトナルニ至レリ。即チ製絲織物ノ工場ニ於テハ一日十七時間以上ニ達シ
一定ノ休憩又ハ休日ヲ設ケサルアリ且作業ヲ職工ノ賃銀競争ニ委スルヲ以テ食
事ノ際ノ如キ最終ノ嚙下ハ半坐半立ノ状態ニ於テ爲スヲ常トス又紡績業ノ如キ
ハ歐米各國ニ於テハ嘗テ其ノ例ヲ見サル晝夜連續作業ヲ行ヒ女工ヲシテ徹夜業
ニ從事セシムルモノ殆ント其ノ全部ヲ占メ職工一人一日ノ就業時間ハ十二時間

チリト雖徹夜ニ原因スル疲勞甚シキノミナラス睡眠不足ナルト身體ノ發育上至
大ノ關係アル日光ヲ受クルコト少ナキトニ依リ女工ノ多クハ營養不良貧血ニ陷
リ體量ノ減少ヲ來スニ至ル。數種ノ工場ニ於テ徹夜業ト體重増減トノ關係ヲ調
査シタル成績ニ依レハ夜業一週内ニ於ケル體量ノ減少少キモ數十匁ニ達シ甚
シキハ二百匁ヲ超過スルモノアリ而シテ一週間ノ晝業ニ依リテ恢復スル量目ハ
夜業ニ依リテ失フ所ヲ補フニ足ラサルヲ例トシ其ノ他晝夜交替シテ徹夜業ヲ爲
ス工場中事業ノ繁忙ナルニ際シテハ晝夜各組ノ就業時間轉換ノ際尙半日ノ居殘
早出就業即チ十八時間ノ就業ヲ爲サシムルコトアリ而カモ職工ノ長幼又ハ男女
ノ間ニ區別ヲ設ケサルコト勿論ナリ職工ニシテ連續徹夜業ニ從事センカ身體ノ
量目ハ漸減スルヲ以テ斯ノ如キ操業カ長期ニ亘ルトキハ無期限ニ減食ノ刑ニ處シ
終リニ飢餓死ニ至ラシムルニ異ナラス。連續徹夜業ニ從事スル者ハ之カ爲ニ身
體ノ抵抗力ヲ弱メ疾患ニ罹リ易キハ當然ニシテ疾患ニ罹ラサル者ト雖數箇月ヲ
出テサルニ既ニ其ノ職ニ堪ヘ難ク工場ヲ去ラサルヘカラサルニ至ルハ爭フヘカ
ラサル事實タリ。又職工ノ年齢ヲ見ルニ燐寸紡績硝子段通口金鉞等ノ金屬品具

卸、印刷、卷煙草等ノ諸工場ニ於テハ七八歳乃至十二三歳ナル幼者ヲ傭使シ之ヲシテ成年者ト同様長時間ノ勞働ニ從事セシメ中ニハ徹夜業ニ從事セシムルモノアリ。

(二) 工場設備 多數ノ職工ヲ收容シテ操業セシムル工場ハ特別ノ構造ヲ具備スル必要アルニ拘ハラズ、在來ノ住宅ヲ之ニ使用スルモノアリ新ニ建設スル工場ト雖其ノ設備極メテ不完全ナルモノ尠カラス。即チ空氣拔ヲ設クルカ如キモノハ極メテ稀ナルノミナラス、窓ノ如キモ僅ニ採光ニ差支ナキヲ期シ、換氣ノ點ヨリ窓ノ配置構造ニ注意ヲ加フルモノ甚タ少シ、從テ室内ノ空氣ハ汚レ或ハ塵埃有害瓦斯ノ室内ニ停滞セル所アリ、特ニ纖維工場ニ於テハ操業上通風ヲ忌ムコトアルヲ以テ、換氣ノ點ニ於テ不充分ナルモノ多シ。其ノ他セメント工場、製紙工場、製帽工場、製油工場、紡績工場等ノ或部分ニ於テハ多量ノ塵埃粉末ヲ飛散シ、近隣又ハ職工徒弟ニ危害ヲ生スルノ虞多キモ之カ豫防ノ設備方法完カラサルモノ多シ、加之職工徒弟ハ場内ニ塵埃充滿シテ咫尺ヲ辨セサルニ至ルモ僅ニ手拭ヲ以テ鼻口ヲ覆フニ過キス紡績工場ノ混綿打綿、梳綿及紡績室等ニ於テハ纖維ノ飛散甚シキモ之

ヲ排除スルノ設備ヲ爲スモノ稀ナルハ勿論周圍ノ窓ハ操業上支障アリトノ故ヲ以テ會テ之ヲ閉クコトナク或ハ之ヲ箆メ殺シト爲セルモノアリ、其ノ他刷子工場ノ削骨室ニ於ケル除塵器ノ如キ設備ナキニ非サルモ要スルニ此ノ種ノ危害ニ對スル豫防ノ方法ハ極メテ不完全ナリト謂フヘシ

(三) 寄宿舍 ニハ女工殊ニ幼少年者最モ多ク寄宿スルヲ常トス、大工場ニ於ケル寄宿舍ノ構造設備ハ概ネ稍、整頓セルモノノ如シ。然レトモ寄宿者ノ多數ナルニ比シ建物ノ規模小ニシテ氣容ノ不足ナル所アルト、掃除清潔法ノ十分ナラサルト、傳染性疾病豫防ニ關スル注意ノ一般ニ不十分ナルト、避難ノ設備不完全ナルトハ免レ難シ。小工場ノ寄宿舍殊ニ工場ノ一部分又ハ普通ノ住家ヲ使用スルモノハ概ネ皆不完全極マレリ、手織物工場硝子工場印刷工場等ノ小ナルモノニ在リテハ殊ニ甚シトス。女工ヲ收容セル寄宿舍ニ於テ室ノ面積及寢具ノ不足ノ爲ニ二人ヲ一床ニ眠ラシムル所少カラス、此ノ如キ所ニテハ女工ノ安眠ヲ妨ケ、疲勞休養ヲ不充分ナラシメ、風紀ヲ亂シ併セテ結核ノ傳播ヲ容易ナラシムルモノニシテ其ノ害タルヤ蓋シ尠ナラサルヘシ。

(四) 飲食物 大工場ニ在リテハ良好ナル水ノ供給ニ注意シ又ハ濾過煮沸等除害ノ施設ヲ爲スモノアリト雖小工場ニ在リテハ這般ノ注意ヲ缺クコト少カラス。其ノ他食物ノ如キモ亦少數ノ大工場ヲ除キテハ概シテ粗惡ニシテ其ノ養價保健食料ノ標準以下ニ至ルモノ多キカ如シ。加之、生活ノ狀態從前ニ異リタルト、勞働ノ過度ナルト、休憩時間ノ少キ等ニ因リ食機ノ不振ヲ來シ、到底充分ナル營養ヲ取ルコト能ハサルモノ多シ。

(五) 醫療 數百人ノ職工ヲ寄宿セシムル工場ニ於テハ病者ニ對シ相當ノ病室ヲ設ケ醫師看護婦ヲ常置スルノ必要アルニ拘ラス、寄宿舎ノ一部ヲ以テ病室ニ充テ附近ノ開業醫ニ特約シテ其ノ來診ヲ求ムルニ過サルモノ多シ。中ニハ醫師看護婦ヲ常置シ特別ノ病室ヲ設ケ又普通病室ノ外別ニ隔離室等ヲ設クルモノアレトモ、醫務ノ設備及病室ノ管理ハ、概ネ不完全ニシテ爲ニ傳染性ノ疾病ヲ傳播スルノ虞アルモノ多シ。

以上ノ外向本邦職工ノ罹病率ヲ大ナラシムル原因多々アリト雖大凡以上述ヘタル所ニ依リ類推シ得可キモノト思考スルヲ以テ茲ニ之ヲ省略ス。

第三項 罹災及其ノ原因

工場ニ於テ負傷者ヲ生スルハ殆ント原動力ヲ使用スル工場ニ限ルト云フモ可ナリ、尤モ原動力ヲ使用セサル工場ニ於テモ、火風震災等ノ場合ノ外爆發性、發火性ノ物品ヲ取扱フ場合ニ、往々負傷スルモノナキニ非スト雖其ノ數少シ。原動力ヲ使用スル工場ニ於テ多數ノ負傷者ヲ生スルハ機械工場中造船造兵車輛機械製造等ノ工場、金屬精鍊工場及纖維工場中紡績工場力織機工場等ヲ主トス。化學工場ニ於テハ爆發性發火性ノ物品ヲ製造スル工場、硝子工場等ニ於テ火傷等ノ負傷者ヲ生スルコト少カラサルモ、重大ナル負傷ハ前記工場ノ如ク多カラス、然レトモ化學工場ニ於テハ有害ノ料品ヲ取扱フモノ多キヲ以テ長日月間ニ健康ヲ害スルノ虞多キハ勿論ナリトス。

罹災率モ亦本邦工場ニ於ケルモノハ外國ニ比較シテ高キカ如シ、即チ工場ノ届出ニ依ル罹災率ハ明治三十九年及四十一年ノ三箇年平均ニ於テ職工千人ニ付負傷數男女平均四十六人三分ニシテ、男工百十八人、女工四十人ヲ算シ其最モ多キハ三百五十人以上ニ達シタリ(參考資料 第一參照)今之ヲ外國ニ於ケル負傷數ニ比較スルニ千

九百六十年獨國ニ於テハ最モ負傷者多キ製粉、製材及製鐵等ニ於テモ十五人、七三〇
ヲ十人、四五ノ間ニ在リ、又奧國ニ於テハ最モ負傷者多キ木製品機械器具銃砲武器
工業ニ於テモ四十人、二二ヨリ十九人、五三ノ間ニ在リ、而シテ佛國ニ於テハ統計上
獨塊ニ比シテ遙カニ大ナルモ普通金屬品加工業、化學工業、窯業ニ於テ五十五人、九
乃至九十七人、八ナレハ我國ニ比シテ少シ。此等ノ計數固ヨリ負傷ト認定スルノ
標準必シモノナラサルヲ以テ探テ以テ確乎不動ノ比例ト爲スヲ得スト雖、大體ニ
於テ本邦ニ於ケル負傷ノ比較的多キコトヲ窺知スルヲ得ンカ、本邦工場ニ職工罹
災多キ原因モ亦罹病者多キ原因ニ準シテ之ヲ推知スルコト容易ナル可キヲ以テ、
茲ニハ其ノ主要ナル諸點ヲ舉示スルニ止ムヘシ

一 工場ノ構造設備 建物ノ設計並施工ノ方法等ニ缺クル所アルモノ例ヘハ大
ナル建物ニシテ内部ニ柱ノ少キモノ即チ屋根ノ重量ニ對シ下部ノ釣合、當ヲ得サ
ルモノ等アリ、殊ニ二階以上ノ工場若ハ在來ノ屋根ヲ工場ニ更メタル所ニハ不完
全ナルモノ多シ、又大ナル傳動軸ヲ過少ナル梁ニ取付ケ、若ハ動力ニ對スル設備ヲ
缺クモノアリ。

避難ノ設備ハ概シテ不完全ナリ、就中纖維工場、製紙工場、印刷工場、燐寸工場等ニ
於テハ多數ノ職工殊ニ女工幼少工ヲ備使シ、二階以上ニ執業場ヲ設クルニ拘ハラ
ス、出入口、非常口、通路階段、戸ノ配置、個數、構造等ニ避難ノ注意ヲ爲スモノ甚タ少ク
時トシテハ非常口アルモ之ニ堅固ナル鎖鑰ヲ施シ通路ニ貨物ヲ堆積シ階段ニ板
ヲ並ヘテ貨物ヲ上下輻輳セシメ意ハ凡テ鐵棒ヲ以テ籍メ殺シト爲セル等不時ノ
災厄起ルトキハ危險ノ虞アルモノ少シトセス。其ノ他防火及消火ノ設備モ亦不
完全ナリ、紡績工場其ノ他大工場殊ニ火災保險ヲ附シタル工場ハ暫ク之ヲ別トス
ルモ燐寸工場、石油工場其ノ他發火性又ハ易燃質ノ物品ヲ取扱ヒ若ハ竈爐ヲ用ウ
ル工場殊ニ其ノ小ナルモノニ在リテハ防火ノ設備ヲ缺クモノ多ク消火ノ器具ヲ
備フルモ不完全若ハ箇數少ク不時ノ際實用ヲ爲ササル感アルモノ尠カラス。又
煙突ニ關シテモ煉瓦煙突ノ地形不完全ナル爲傾斜ヲ來シ、或ハ煉瓦積ノ厚サ不充
分ナル爲若ハ粘接料ノ不適當ナル爲龜裂ヲ來シテ、風災震災等ノ際倒壞スルモノ
アリ又鐵製煙突ニ在リテハ鐵板薄キモノハ數年ナラスシテ腐蝕シ爲ニ倒壞スル
コトアリ、又煙突ノ掃除不行届ナル爲火災ヲ起スコトアリ。

二 汽罐ノ保管 小工場ニ於テ使用スル汽罐ハ概ネ設計製作、据付共ニ不完全ニシテ附屬品ノ規整ヲ缺キ就中汽壓計、安全瓣、給水器、驗水器等ノ如キ主要ナル物ニ付テモ其ノ規整ニ注意セサルモノアリ。又罐内ノ掃除行届カス湯垢ノ堆積スルヲモ顧ミス、爲ニ局部ヲ過熱シテ脹出ヲ生セシメタルモノアリ、斯ノ如キ状態ナルヲ以テ往々汽罐ノ破裂損壞ヲ招クコトアルナリ。

三 汽機及機械 運轉部就中、勢輪、曲柄、十字頭、其ノ他動力傳導ノ車軸、調車、調帶又ハ調索、齒車ノ喰合、ロール等ニシテ其ノ位置構造等ニ依リ、殊ニ危險ノ虞多キニ拘ハラズ、危害豫防ノ裝置ヲ設ケサルモノアリ。又力織機ニ杼止ナク、機械鋸ニ被覆ノ設ケナク、尙起重機、捲揚機械、昇降機等ニ危險豫防ノ裝置ナキ爲、職工ノ負傷スル場合少カラス。外國製ノ機械ヲ用ウル場合ニ於テハ製作圖ノ法規慣例ニ依リ被覆ヲ備フルモノアルモ中ニハ此ノ被覆サヘ取外シタルモノアリ、之ヲ要スルニ機械ノ運轉ニ伴フ危險ノ豫防ニ注意スルモノハ甚ダ稀ナルカ如シ。

四 有害料品ノ取扱 鹽酸、硫酸、硝酸、磷酸、加里、水銀、鉛及鉛合金、鉛丹、鉛白、晒粉、亞鉛等有害ノ料品ヲ製造シ又ハ使用スル工場ニ於テ職工徒弟ノ爲ニ特ニ工衣ヲ給

シ食堂ヲ設ケ洗滌所、浴場等危害豫防ノ方法ヲ設ケサルモノ多キノミナラス、小ナル工場主ハ其ノ物品ノ性質スラ知ラス、僅ニ人體ニ宜シカラサルモノナリト心得ル位ナレハ職工、徒弟ニシテ其ノ物質ノ何タルヲ解セサルハ勿論時々之ニ依リテ不慮ノ災害ヲ惹起スルコトアリ。尙其ノ他ノ原因ヲ掲クルトキハ、本邦ニ於ケル職工ノ勤續期間短クシテ工場内ノ操業ニ習熟スルニ至ラサルニ、既ニ他ノ工場ニ移リ又ハ轉業スルモノ多キヲ以テ、不慣ノ職工ハ比較的多數ナルコト、及工場主中職工ニ教育ヲ施スカ如キ心掛アル者少キ爲、職工ノ無智無識カ原因ト爲リテ災害ヲ惹起スルニ至ルコトアリ、或ハ又工業主ノ不注意ナル僱使即チ原動力ヲ使用スル工場ニ於テ幼少者及婦女ヲシテ運轉中機械ノ危險ナル部分ノ掃除、調帶、調索ノ取外シ等、危險ナル業務ヲ爲サシムルコトアリ。其ノ他、一般ニ工場ノ規律整頓セサルヲ以テ、操業上各種ノ不調和ヲ生シテ災害ヲ醸スカ如キコトアリ、即チ幼少者婦女又ハ未熟者ニシテ自己ノ擔當以外ノ仕事ニ手ヲ出シ爲ニ死傷スルコト少カラス、傳動軸ニ卷上ケラレ悲惨ノ死ヲ遂ケ又ハ腕ヲ斷タルカ如キ重大ナル負傷ヲ受クル者等是ナリ要スルニ此等ノ現狀ハ本邦工場ノ全部ヲ通シテ皆然リト云

フニ非サルモ、中等以下ノ工場ニ在リテハ往々見聞スル所ナリトス。工場ノ物質的取締ハ前章ニ述ヘタルカ如ク、廳府縣警察部ニ於テ之カ取締ヲ爲セリト雖、經費ノ都合其ノ他ニ依リ未タ完全ニ取締ヲ施行シ得サルモノナキニ非ス、左レハ、今後益々行政上ノ取締ヲ進メ、工業主ニ十分ノ注意ヲ喚起シ以テ罹災ヲ未發ニ防ク爲完全ナル制度ヲ確立スルノ必要ヲ生ス可キヤ言フ俟タサル所ナリ。

(附)工場カ外部ニ與フル害

工場ノ建設及設備ノ不完全ナル爲、工場内部ニ於テ職工ノ健康ヲ害シ又ハ不慮ノ災害ヲ惹起スル事實ハ、同時ニ外部ニ於ケル公衆ニ危害ヲ及ホスノ原因ト爲ルモノニシテ、或ハ振動騒響或ハ粉塵ノ散布有害瓦斯又ハ汚液ノ流布等ニ依リ公安問題又ハ衛生問題ヲ發生スルニ至ルモノトス。

第三節 風紀

職工中自家ヨリ通勤スル者ハ其ノ品行不良ナル者比較的少キモ、都會ノ地其ノ他多數ノ工場ノ集中セル地方ニ在ル工場附屬ノ寄宿舎ニ寄宿スル工女ノ風紀ハ、

概シテ紊亂セルカ如シ、多數ノ工場ニ於テハ職工ノ風紀ニ注意スルモ多クハ機械的ノ檢束ニ止マリ其ノ効果ノ見ルヘキモノナキヲ例トス。固ヨリ彼等ノ郷里タル地方ノ風紀ハ必シモ良好ナルモノノミニ非サルヘキモ、郡村ニ於ケル子女ハ一度品行ヲ紊ル者ト雖、結局一家ヲ作り能ク其ノ生ヲ終ルヲ常トス、然ルニ工場所在地ニ來リテ一旦品行ヲ紊リタル者ハ、多クハ遂ニ墮落シ了スルナリ、是即チ工場組織ニ伴フ風紀ノ紊亂ヨリ殊ニ恐ルヘキ結果ヲ生スル所以ナリ。加之、職工、徒弟ノ風紀ハ延テ地方一般ノ風紀ヲ紊ルノ事實アルハ、工業ノ隆盛ナル地方ニ於テ往々之ヲ認ムル所ニシテ亦甚憂フヘキモノトス。

寄宿舎及下宿屋ノ生活カ工女ノ品性風紀ニ及ホス其ノ他ノ影響ハ、所謂女子ノ身嗜ナルモノヲ失ヒ、殊ニ炊事洗濯等家事ニ關スル事ハ、一切無頓着ナルヲ以テ他日一家ヲ作り、子女ヲ養育スルカ如キ素養ト氣質トヲ缺クニ至ル。(參考資料) 第四參照)

第四節 傷病死者ノ扶助

單純ナル個人主義若ハ契約自由ノ主義ヨリ之ヲ見ルトキハ、職工カ業務ニ因リ

ヲ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡スルコトアルモ、其ノ死亡ノ原因ニシテ工場主ノ故意又ハ過失ニ因ルニ非サル限り、工場主ニ於テ何等賠償的ノ給付ヲ爲スヲ要スルモノニ非サルナリ。之レ理論ノ示ス所ナリト雖理論ト實際トハ甚シク相背馳シ、事實ニ於テ職工ハ工場主ニ對シ對等ノ個人格トシテ自由意思ニ依リ契約ヲ爲シ得ルモノニ非ス、換言スレハ法律上ハ兎モ角經濟上ニ於テ職工ハ著シク弱者ノ位置ニ在ルモノナルヲ以テ、就職ノ初ニ當リテ正當ニ其ノ欲スル所ヲ以テ工場主ヲ要約シ得サルヲ例トス、特ニ外國ニ於ケルカ如ク労働者ノ組合モ無ク、又婦女幼少年職工ノ多數ナル我國ニ於テハ、職工ト工業主トノ契約關係ハ地主ト小作人又ハ家主ト借家人トノ間ニ於ケルヨリモ尙一層ノ自由ヲ缺クモノアリ。是ニ於テカ工業主ハ職工ノ傷病死ニ對シテ何等扶助ノ義務ヲ約束スルコトナキヲ常トス、或種ノ大工場ニ於テハ死傷者ニ對スル扶助ノ方法備ハリ、或ハ一定ノ扶助規則ヲ定メ或ハ病傷共濟組合ノ如キ仕組ヲ設ケ、平時ヨリ工業主及職工ニ於テ醴金ヲ爲シ、以テ不時ノ用ニ供スルモノアリ然レトモ此等ノ工場中遺憾ナク其ノ實績ヲ擧ケタル所ハ鮮少ナルカ如シ。而シテ大多數ノ工場ハ何等ノ方法ヲモ設クルコトナク

事アルニ當リ工場主ヨリ多少ノ扶助金ヲ支出シ、同時ニ職工中ヨリモ亦醴金シテ少額ノ金額ヲ給與スルヲ例トス、其ノ金額ハ即死或ハ重大ナル負傷ニ對シテモ通常二三十圓多キハ五六十圓ヲ出ササル實況ナリ。又業務上ノ疾病ニ關シテハ寄宿者ニ對シテハ、大抵治療ヲ受ケシムルモ通勤者ニ對シテハ疾病扶助ノ事例殆ト之ナシ、稀ニ附屬ノ醫局ヲ設ケタル工場ニ於テ、通勤者ニ對シ無料診察及廉價ノ藥劑ヲ給スルモノアルヲ見ルノミ。紡績工場ニ於テハ寄宿者ノ治療費ヲ工場主ヨリ支辨スルモノ少カラサルモ、其ノ他ノ工場ニ於テハ概シテ無給ノ徒弟ニ付テハ工場主治療費ヲ負擔スルモ普通ノ職工ニ付テハ賃金中ヨリ漸次實費ヲ辨償セシム、尤モ疾病ノ長キニ渉ル者若ハ其ノ重キ者ハ國元ニ送還スルヲ常トス、其ノ送還ニ付テハ相當ノ手續ヲ盡ス者アルモ其ノ多クハ無責任極マルヲ常トス。又寄宿舎ニ於テ死亡シタル者ノ埋葬其ノ他ノ取扱ハ動モスレバ酷薄ト看做スベキ場合ナキニ非ス。

夫レ職工ハ工業主ニトリテハ之ヲ生産用具ノ一種ト看做スヘキモノナリ、機械ニ破損ヲ生スレハ工業主ノ負擔ニ於テ之ヲ修繕スルハ當然ナリ、然ルニ無償ニテ

收容シタル職工ニ對シテハ、以上述フルカ如キ事實アリトスレハ、速ニ一定ノ制度ヲ立テテ職工ノ病傷死ニ對シ、扶助ノ義務ヲ負擔セシムルハ妥當ナリト信ス。

第五節 雇入解雇及周旋ニ關スル弊害

職工雇入ノ場合ニ於テハ、形ノ上ニ於テノミ工業主側ニ利益アル嚴重ナル契約ヲ爲スヲ例トスルモ、當事者タル子女ハ勿論其ノ父兄ノ多數モ亦契約ノ何物タルヲ解セサレハ、如何ナル條件ノ契約書ニモ所謂「盲判」ヲ捺ス代リニ之ヲ履行スルノ意思ハ毫モアルコトナク、工場主モ亦工女等ノ到底履行シ得サルモノト知リツツ不當ノ條件ヲ列記シテ之ヲ約諾セシムルノ形式ニ甘ンセントス。其ノ他貧賤ナル工女ノ父兄ハ眼前ニ些少ノ前借金ヲ得ンカ爲、其ノ子女ヲ年奉公ニ入レ人身賣買ニ類スルコトヲ承諾スルモノアリ、如斯狀況ナルヲ以テ雇傭ノ基礎確實ナラス、結局工場主ハ機械的ニ壓抑ヲ試ミ工女等ハ隙ヲ見テ逃出セントスルカ如キ種々ノ弊害ヲ生スルナリ、雇入ノ狀況既ニ此ノ如シ左レハ解雇ニ關シテモ同様何等規律ノ之ヲ節調スルモノナキハ想像スルニ難カラス。

職工ノ募集ニ關スル弊害ハ甚シキモノアリ、職工殊ニ工女ニシテ始メテ募集ニ應ジテ田園ヨリ出テ來ル者ハ、何レモ皆多少募集人又ハ周旋人等ノ口車ニ載セラレタル形跡アリ、即チ彼等募集人等ハ假リニ積極的虚偽ノ言辭ナシトスルモ工女ノ利益トナルヘキコトノミヲ鼓吹シ不利益ナル事ヲ隱蔽セルヲ以テ子女及父兄等ハ容易ニ之ヲ信スルヲ常トス、中ニハ多少ノ疑ヲ挾ムモノアルモ募集人ハ若シ間違アランニハ歸還スルコトヲ得ヘシト稱スルヲ以テ是等ノ甘言ニ信賴シテ父兄ノ承諾ヲモ經ス應募スル者モ亦尠カラス、加之、工女ノ募集ニハ工女一人ニ付十分ナル料金ヲ懸ケテ百方妙齡ノ女子ヲ搜索セシムル場合多シ、此ニ於テ土地ノ博徒無賴漢惡婆等ハ誦詐百端往々誘拐ノ手段ヲ用キ然ラサルモ甘言ヲ以テ子女父兄ヲ欺キ以テ手數料ヲ貪ルナリ、又新ニ職工ヲ募集スル場合ノミナラス事業ノ好況ニシテ職工ニ不足ヲ告クル場合ニハ、工場相互ノ間ニ職工ヲ爭奪スル弊大ナルモノアリ、殊ニ職工紹介業者等ニシテ種々ノ手段ヲ以テ職工ヲ誘惑シ其ノ間ニ利ヲ貪ルノ例多シ。

第六節 結論

大凡國家富源ノ涵養ハ潤澤ナル資本ノ適當ナル投下ト健全ニシテ持久力アル熟練労働者ノ富贍ナル供給トヲ以テ其ノ最大要件トス、然ルニ從來我國富ノ増進ヲ説ク者労働供給ノ餘リニ豊カナルコトヲ誇稱スルト共ニ資本ノ供給ヲ一層容易ナラシムルノ必要ノミニ重キヲ置キ、健全ニシテ持久力アル熟練労働者ヲ保護養成スルノ方面ニ於テハ比較的之ヲ寛假シタル傾ナキヲ得ス。之ヲ政府ノ立法事蹟ニ徵スルモ經濟上ノ三要素タル土地ニ關シテハ耕地整理法ヲ首メ其ノ他之ヲ利用改善ニ關スル法令少カラス、又金融ニ關シテハ各種銀行法其ノ他之ニ關スル助長行政ヲ規定スル法規尠カラズ、然ルニ労働力ノ保全ニ關シテハ從來何等ノ規定ナカリシナリ。是ヲ社會政策上ノ見地ヨリ見ルモ労働者ノ生計上唯一ノ資料ト爲ルモノハ身體ノ健康ト修得シタル職業トニシテ、彼等ハ父祖ノ遺産アルニ非ス親戚知人ノ頼ルヘキモノアルニ非ス、只健康ナル身體ヲ勞役シテ衣食住ノ計ヲ爲スノ外他ニ其ノ途ナキヲ常トス、是ヲ以テ心身ノ健康ハ労働者ニ取リテハ一

層緊切ナル生存條件ニシテ若シ之ニ缺クル所アラシカ、彼等及彼等ノ妻子ハ窮民ノ伍ニ入ルノ外ナキモノナリ、是ヲ以テ労働者ノ健康ヲ保全スルハ獨リ彼等ヲ保護スル所以ノミニ非スシテ國家ノ繁榮進歩ヲ期スルカ爲必要ナルコトトス、若シ之ヲ放任センカ、國家ハ多額ノ經費ヲ投シテ多數ノ貧民ヲ救助セザル可カラサルニ至ラン。加之労働者ノ健康ハ直接ニ國民一般ノ健康ニ影響ヲ及ホスヲ以テ國家衛生ノ基礎ハ之ヲ労働社會ニ置カサル可カラズ、夫ノ各種ノ傳染病カ先ツ労働社會ニ發シテ然ル後一般ニ傳播スル事實ハ此ノ理ヲ説明シテ餘リアルモノナリ、其ノ他職工ノ風紀ノ維持、雇入等ニ關スル弊害ノ艾除、扶助義務ノ設定等一トシテ帝國經濟ノ發展ニ資シ社會ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル上ニ必要ナラサルモノナシト謂フヘシ。

本章各節ニ述ヘタル所ニ依リ本邦ノ工場労働ニ對シ法律ヲ以テ一定ノ規律ヲ強制スルノ根據ハ略々明ニスルコトヲ得タリト信ス、果シテ然リトセハ(一)工場法ハ苟モ工場ノ名アルモノ若ハ工場ノ名ナシトスルモ加工製造ノ實アルモノノ總テニ對シテ之ヲ適用スヘキモノナルヤ(二)幼少年者ノ工場ニ就業スルコトヲ禁止又

ハ制限ス可キモノトスレハ如何ナル程度ニ於テ其ノ限界ヲ定ムヘキヤ(三)婦女幼少年者ノ過度ノ勞働ヲ節制スル爲ニハ就業時間ノ制限ハ之ヲ如何ニ定ムヘキヤ(四)徹夜業ノ禁止ハ如何ナル程度ニ於テ之カ實行ヲ期スヘキヤ(五)休憩休日ノ關係ハ如何(六)婦女幼少年者ニ禁止又ハ制限スヘキ業務ノ種類ハ如何(七)工場設備ノ改善ノ爲ニハ如何ナル規定ヲ設クヘキヤ(八)扶助ノ程度ハ如何(九)雇入解雇周旋ニ關スル弊害矯正ノ途如何等ノ問題ヲ生ス。此等ノ問題ハ單純ナル理論ヨリ之カ解決ヲ試ムルハ甚シキ困難ニ非ルヘシト雖、從來著シキ制限ヲ受ケスシテ作業シツツアリシ工場ニ對シ新ニ制限ヲ設定スルニハ、法律カ實際ニ於テ勵行セラルルコトト、之ヲ勵行シテ工場ノ現狀ニ激動ヲ與ヘサルコトヲ期セサル可カラス、之レ工場法制定ニ關シテ最モ難問題トスル所ナリ、依テ更ニ章ヲ改メテ此等ノ各事項ニ付論究スル所アラントス。

第四章 工場法令ノ内容

第一節 工場ノ概念

工場ノ概念ハ一見甚タ明瞭ナルカ如クナルモ、而カモ僅少ノ文字ヲ以テ其ノ意義ヲ明確ナラシムルコトハ容易ノ業ニ非ス、是レ學說トシテ工場ノ定義ヲ擧クルモノ甚タ稀ナル所以ナルヘシ。而シテ各國ノ工場法規中工場ノ定義ヲ掲クルモノハ英國、印度、伊太利、瑞西、和蘭、紐育州及マサチユツセツト州等ノ諸國ニシテ之ヲ掲ケサルモノハ獨逸、奧太利、佛蘭西、及白耳義ノ諸國トス。蓋シ法令中ニ定義ヲ掲クルモノト雖、必スシモ理論上工場ノ何タルヤヲ明カニスルコト、期シタルニ非スシテ、法規適用ノ範圍ヲ劃定スルノ目的ニ外ナラス、而シテ其ノ之ヲ掲ケタル諸國ノ定義中其ノ主ナルモノヲ摘録スレハ左ノ如シ。

英國 (千九百一十年英國工場及手工工場法第百四十九條)

纖維工場トハ、建物若ハ敷地、又ハ其ノ一部ニ於テ、蒸汽力、水力、其ノ他ノ動力ヲ使用シテ、綿羊毛、毛絹絲、亞麻、大麻、黃麻、麻屑、苧麻、椰子ノ纖維、其ノ他之ト同様ノ材料ヲ

別々ニ又ハ混同シ、若ハ此等ノ纖維ヲ他ノ材料又ハ此等ノ物ヨリ製出セル纖維類ト混同シテ、製造若ハ製造準備又ハ製造ニ附屬セル作業ノ爲使用スル場所ヲ謂フ、但シ捺染業、晒布染色業、レース業、抄紙業、亞麻打柔業、製網業及帽子製造業ハ纖維工場ト看做サス。

非纖維工場トハ

- (一) 仕事場、倉庫、製造場、鑄造場其ノ他ノ場所ニシテ本法附則第六第一編【註一】ニ指定セルモノヲ謂フ(危険有害工場)
- (二) 附則第六第二編ニ指定セル建物若ハ敷地又ハ其ノ一部ニ於テ蒸汽力、水力其ノ他ノ動力ヲ使用シテ製造作業ヲ營ム所ヲ謂フ(準危険有害工場及動)
- (三) 建物若ハ敷地又ハ其ノ一部ニ於テ、職業若ハ營利ノ爲、蒸汽力、水力其ノ他ノ動力ヲ使用シテ、左ノ目的ヲ以テ(又ハ此ノ目的ニ附隨シテ)労働ヲ爲ス所ヲ謂フ(動力ヲ使用スル工場)
 - (一) 物品ノ全部又ハ一部ノ製造
 - (二) 物品ノ改造、修履、粧飾及仕上

(三) 物品ヲ販賣スルニ適セシムルコト

工場トハ纖維工場及非纖維工場ヲ謂フ。

手工場トハ

- (一) 本法附則第六第二編ニ指定セル建物、敷地、其ノ他ノ場所ニシテ工場ニ非サルモノヲ謂フ【註一】
 - (二) 工場ニ非サル建物若ハ敷地、室内其ノ他ノ場所ニ於テ、他人ヲ使用シ之ヲ指揮監督シテ、職業若ハ營利ノ爲、左ノ目的ヲ以テ(又ハ此ノ目的ニ附隨シテ)労働ヲ爲サシムル所ニシテ動力ヲ使用セサルモノヲ謂フ
 - (一) 物品ノ全部又ハ一部ノ製造
 - (二) 物品ノ改造、修履、粧飾及仕上
 - (三) 物品ヲ販賣スルニ適セシムルコト
- 英國ノ工場法ハ、動力ヲ使用スルヤ否ヤニ依リテ、大體ニ於テ工場(例外トシテ動力ノ使用ヲ必要トセサルモノアリ)及手工場ノ二種ニ大別シ以上ノ如ク其ノ定義ヲ爲シタリト雖、此ノ他尙家内工場、貸工場等ノ定義ヲ掲ケ、且附則第六第一編及第

二編ニ於テ捺染工場燐寸工場製鐵所製紙工場等二十餘個ノ工場ヲ列舉シ加之工場内ノ住宅學校内ノ作業場等疑問ノ餘地アルモノニ對シテハ一々明文ヲ以テ之ヲ明ニスルコトヲ務メタリ。故ニ英國工場法ニ於ケル工場ノ定義ハ理論的若ハ抽象的ニ工場ヲ定義シタリト云ハンヨリモ寧ロ工場法ノ適用範圍ヲ劃定センカ爲ニ實地ノ必要ヲ充サンカ爲ニ工場ト然サルモノトヲ區別シタルニ過キスト謂フヘシ。而シテ斯ノ如キ列記的ノ立法ハ英國ノ如ク百餘年ニ亘レル長期ノ實歴ト經驗トヲ有スル國ニ於テ始メテ之ヲ能クスルヲ得ヘク後進國ノ直ニ之レニ倣フヲ容ササルモノアリ。

【註一】英國工場及手工工場法附則第六ニ掲クル工場及手工工場ノ種類左ノ如シ。

第一編 非纖維工場

- (一) 捺染工場 綿布リンネン毛布毛氈絹氈又ハ紙類ニアラサル織物又ハ毛氈類ヘ種々ノ印書模様等ヲ裝飾スル業務ニ職工ヲ使役スル場所
- (二) 晒布及染色工場 各種ノ材料ヨリ製造セル毛絲又ハ綿絲ヲ晒ラシ又ハ之ニ模様ヲ著ケ之ヲ染メ之ニ光澤ヲ附シ之ヲ仕上ケ之ヲ掛ケテ之ヲ摺リ之

ヲ集メ之ヲ包裝シ或ハレロスノ裝飾及仕上若ハ以上ノ業務ニ附屬スル業務ヲ營ム場所

- (三) 陶磁器工場 煉化及無飾瓦ヲ除キ土器陶器ノ製造及其ノ補助又ハ仕上及其ノ補助ノ爲ニ雇人ヲ使役スル場所

- (四) 黃燐燐寸工場 木材ノ挽割リヲ除キ雇人ヲシテ燐寸ノ製造及之ヲ製スルカ爲ノ化學的原料ノ混和竝以上ノ業務ニ附屬スル業務ヲ營マシムル場所

- (五) 雷管工場 雷管ノ製造及之ヲ製スルカ爲ノ化學的原料ノ混和及貯藏其ノ他之ニ附屬スル業務ニ關シ雇人ヲ使役スル場所

- (六) 銃包工場 銃包製造ニ使用スル紙又ハ其ノ他ノ原料ノ製造ヲ除キ銃包ノ製造竝之ニ附屬スル業務ニ關シ雇人ヲ使役スル場所

- (七) 紙類着色工場 人力ヲ以テスル壓搾器又ハ蒸汽水力其ノ他ノ機械力ニテ運轉スル壓塊器トヲ以テ紙面ニ各色ノ模様ヲ著裝スルカ爲雇人ヲ使役スル場所

- (八) 綿布截断工場 綿布截断ノ爲ニ雇人ヲ使役スル場所。
- (九) 鋸鑛工場 鑛物ヲ鋸解シ其ノ他鑛物ヨリ金屬ヲ得ル業務ニ關シ雇人ヲ使役スル場所
- (十) 製銅工場
- (十一) 製鐵所 鑛鐵ヲ鍛鐵鋼鐵又ハ鐵葉ニ變セシメ或ハ他ノ方法ニ依リ鋼鐵ヲ製造シ又ハ之ヲ變化セシムルコトノ業務ヲ執ル一切ノ場所又ハ鍛鐵所及其ノ他ノ場所
- (十二) 鑄造工場 鐵銅黃銅ノ鑄造所及其ノ他ノ鑛屬ヲ鑄造スル場所ヲ云フ、但シ五人以下ノ人ヲ使用シ他ノ職業ニ附屬シテ其ノ修繕又ハ仕上ケヲナス場所ハ之ヲ除ク
- (十三) 金屬及護謨製品工場 金屬ヲ以テ作ル機械製造又ハ器具ノ製造、若ハ護謨及「ガッタパーチャ」ノ製造又ハ全部若ハ一部カ護謨及「ガッタパーチャ」ニ依リテ作ラル、器具製造ノ爲ニ蒸氣水力又ハ其ノ他ノ機械力ヲ使用スル場所

- (十四) 製紙工場 紙類製造ノ業ヲ營ム場所
 - (十五) 硝子工場 硝子製造ヲ營ム場所
 - (十六) 煙草工場 煙草製造ヲ營ム場所
 - (十七) 印刷工場 活版印刷ヲナス場所
 - (十八) 製本工場 製本業ヲ營ム場所
 - (十九) 亞麻打柔所
 - (二十) 發電所及變電所 營業トシテ電氣ヲ供給スル爲又ハ街路、公會場、公共建物、客舍、鐵道、鑛山又ハ其ノ他ノ作業場へ點火スルカ爲ニ發電又ハ變電ヲ爲ス場所
- 第二編 非纖維工場又ハ手工場
- (廿一) 帽子製工場 帽子類ノ製造又ハ之ニ附屬セル業務ヲ營ム場所
 - (廿二) 製網工場 網繩、紐、索等ヲ絢撚シ及其ノ準備ト仕上トノ業務ヲ營ミ亞麻、苧麻、黃麻及麻屑ノ纖維ノ練條又ハ紡績ヲ爲スカ爲ニ水力、蒸氣力其ノ他ノ機械力ニテ運轉スル機械ヲ使用セサル場所ニシテ紡績工場ノ一部分ヲ構成

シ又ハ之ト連結スル一切ノ建物ニ關係ヲ有セサルモノ但シ動力ノ傳導ニ必要ナル關係ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(三) 麵麩製造工場 麵麩ビスケット及菓子類ヲ製造及販賣シテ利益ヲ得ル場所

(四) レイス工場 曩キニ記載セル晒布及染物所以外ノ場所ニシテ蒸氣力水力其ノ他ノ機械力ヲ使用シテレイス機械ヲ運轉シレイス製造ニ附屬シタル製造及手工手續ヲナスカ爲ニ人ヲ僱使スル場所

(五) 造船工場 航海ニ使用スル船舶類ヲ製造仕上及修繕スル場所

(六) 石坑 鑛山ニアラサル場所ニシテ石板石其ノ他ノ鑛物ヲ得ルカ爲ニ人ヲ僱使スル場所

(七) 坑堤 一八八七年ノ炭鑛條例及一八七二年鑛山條例ニ依リテ女工ノ使役ヲ制限セサル場所ニシテ此ノ二條例ニ依リテ鑛山ノ一部タルト又ハ然ラサルトヲ問ハス凡テ鑛山ノ坑口ニ接近シタル坑外ノ一切ノ場所

(八) 乾燥洗濯敷物ハタキ及瓶類洗濯工場

印度 (千九百九年印度工場法第二條)

工場トハ蒸氣力水力其ノ他ノ動力ヲ用キ物品又ハ其ノ一部ヲ製造變形修繕裝飾仕上及其ノ使用運搬又ハ販賣ニ適セシムルカ爲ニスル一切ノ作業ヲ爲スニ用フル建物又ハ敷地ノ謂ニシテ住宅ニ專用スル部分ヲ除クノ外何レノ部分ヲモ之ヲ工場ト看做ス但シ左記數種ノモノハ之ヲ除外スルモノトス。

(一) 製藍工場

(二) 茶又ハ咖啡栽培場ニ在リテ專ラ其ノ用ニ供セララル建物又ハ敷地

(三) 何レノ日ニ於テモ同時ニ就業セシムル職工五十人ニ滿タサル工場

瑞西 (千八百七十七年三月二十三日ノ法律)

工場トハ多數勞働者カ其ノ住居以外ノ蔽圍セラレタル一定ノ場所ニ於テ同時ニ且規律的ニ執業スル各種工業上ノ營造物ナリ尙又工業上ノ營造物ニシテ工場ナリヤ否ヤニ付疑問アルトキハ聯邦參議院之ヲ裁定ス。【註二】

【註二】 聯邦參議院ハ一八九一年命令ヲ發シテ曰ク工場トハ左ノ事業ヲ謂フ
(イ) 六人以上ノ職工ヲ使用シ且原動機ヲ使用スルモノ又ハ十八歳未滿ノ者

ヲ使用スルモノ若ハ職工ノ健康又ハ生命ニ危険ノ虞アルモノ

(ロ) 十一人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

(ハ) 五人以下ノ職工ヲ使用スルモノト雖事業ノ性質健康又ハ生命ニ特ニ危

険ナルモノ

和蘭 (千八百八十九年三月五日ノ法律)

工場又ハ手工場ト稱スルハ製作、變造、修繕、裝飾其ノ他物品及原料ヲ使用又ハ販賣ノ爲製作スル場所ヲ謂フ、但シ飲食物ヲ直接ニ飲食スル爲調理スル庖厨及之ニ類似ノ場所竝藥劑店ハ之ヲ除外ス。

以上四箇國ノ定義ヲ通覽スルニ、何レモ物品ノ製造、加工等一定ノ作業ヲ爲スコトヲ要スル點ニ於テ相一致ス、而シテ和蘭ノミハ苟モ製作、變造、修繕等ノ作業ヲ行フ場所ハ概括的ニ之ヲ工場ト爲セルニ反シ、其ノ他ノ諸國ニ在リテハ一定ノ作業ヲ行フノ外

(一) 動力ノ使用

(二) 職工ノ使用

(1) 多數職工ノ使用ヲ要スト爲スモノ

(2) 使用職工ハ多數タルコトヲ要セスト爲スモノ

ナルニ大要件ノ内一若ハ二ヲ具備スルヲ必要トス、而シテ

動力ノ使用ヲ以テ工場ノ要件トナスモノハ印度、マサチエウセツト州、ミネソタ州等

多數職工ノ使用ヲ以テ工場ノ要件トナスモノハ瑞西

動力ノ使用若ハ職工ノ使用ヲ以テ工場ノ要件トナスモノハ英國、伊太利等

ノ諸國トス、而シテ蔽圍シタル場所タルコトヲ要ストナスモノハ瑞西ニシテ印度、英國、和蘭等ハ蔽圍シタルコトヲ要件トセス。

工場ノ定義ヲ擧ケサルハ、埃太利、佛蘭西、白耳義、及獨逸ノ諸國ニシテ此等ノ諸國ハ皆一般的ニ適用セラルヘキ營業法又ハ勞働法ヲ有スルカ故ニ製造、加工等工場ニ特有ナル作業ヲ爲スコトノ要否ヲ明規セス、單ニ十人若ハ二十人以上ノ多數勞働者ヲ使用スル事業ニ對シ特殊ノ事項ヲ命スルニ止マル、故ニ營業法又ハ勞働法中ニハ工場ナル文字ニ對シ何等ノ定義ヲ與フルコトナキモ法ノ適用上支障ヲ生

スルコトナキカ如シ始メ獨逸ニ於テハ一八六九年營業條例第七編第四章中工場(Fabrik)ニ關スル規定ヲ設ケ、而カモ工場ニ對シテ何等ノ定義ヲ擧ケサリシカ爲學說上ハ勿論法ノ適用上ニ於テモ工場ノ範圍ニ關シ異說紛々トシテ起リ、事毎ニ法廷ヲ煩ハシ健訴風ヲ爲シ官民ノ睦戮ヲ害スルノ弊ヲ醸シタル爲、遂ニ一九〇八年常時少クモ十人以上ノ勞働者ノ就業スル事業ニ關スル特別規定トシテ、十人以上ノ勞働者ヲ使用スル事業ニ付テハ假令工場ニ非スト雖等シク取締ヲ爲スコトニ改正シ本章中ヨリ工場ナル文字ヲ削除シ積年ノ疑義ヲ一掃セリ、現行營業條例第七編第四章中ニハ唯第三百三十四條第二項中立法者ノ不注意ニ依リ削除洩トシテ尙工場(Fabrik)ナル文字ノ存スルアルノミ。

要之各國ノ法律中獨逸、奧太利、佛蘭西等一般の營業法又ハ勞働法ニ依ルモノヲ除キ、單行工場法ヲ施行スル國ニ於テハ何レモ工場ノ意義ヲ法律ニ特掲スト雖、此等ノ定義ハ工場ノ概念ヲ學理的ニ研究シタル結果ニ非サルハ勿論ニシテ、其ノ國其ノ時代ノ經濟狀態ニ應シテ工場及職工ニ關スル法律適用ノ便宜上、工場ノ概念ヲ規定シタルニ止マルモノノ如シ。

我現行工場法ハ、工場其ノ物ノ定義ハ之ヲ專斷的ニ決定センヨリモ、立法ノ精神竝國情ニ從ヒ、且常識ニ依リテ適當ナル解釋ヲ爲スコトニ一任スルト共ニ、一面ニ於テ法律適用ノ範圍ヲ明確ナラシムルニ必要ナル規定ヲ設ケ(法第一條第一項各號)工場法適用ノ必要ナキモノニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ除外シ(法第一條第二項)尙必要ニ應シテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ省令ヲ以テ適用ノ範圍ヲ擴張スルノ餘地ヲ存シ、以テ法ノ適用ニ付伸縮自在ノ餘地ヲ存セシムル事ヲ試ミタリ、尙此ノ適用範圍ノ問題ニ關シテハ後ニ至リ更ラニ詳述スル所アルヘシ

尙我現行法令中工場ノ定義ヲ掲クルモノハ工場抵當法第一條ニシテ「本法ニ於テ工場ト稱スルハ營業ノ爲物品ノ製造若ハ加工又ハ印刷若ハ撮影ノ目的ニ使用スル場所ヲ謂フ、營業ノ爲電氣又ハ瓦斯ノ供給ノ目的ニ使用スル場所ハ之ヲ工場ト看做ス」ト規定セリ、而シテ行政裁判所判決例(明治四十二年七月五日第三部)ハ工場トハ通常加工又ハ製造ヲ營ム場所ヲ指スモノナルコトヲ認定セリ、何レモ其ノ基礎ヲ國民經濟的ノ觀念ニ置クコトニ於テ相一致スト雖、之ト同時ニ營業上又ハ稅法上ノ特殊ノ必要ニ應シテ特殊ノ意義ヲ之ニ賦與シタルモノナルコト疑ヲ容レス

從テ此ノ種ノ定義ヲ以テ直チニ工場法上ノ定義ト爲スノ不可ナルヲ論ヲ俟タス
 獨逸ニ於テモ一九〇八年營業條例改正前ニ於テハ工場ノ意義如何ニ付テハ數々
 論議ノ存シタル所ナレトモ職工保護法ニ於ケル工場ノ觀念ハ純然タル國民經濟
 上ノ觀念ト一致スルモノニ非スシテ別個ノ意義ヲ有スルコトヲ認ムル點ニ於テ
 ハ異論ナカリシナリ我現行工場法ニ於ケル工場ノ定義ハ我國ニ於ケル工場ナル
 經濟的觀念ヲ經トシ職工保護ノ特殊目的ヲ緯トシテ之ヲ組成スル外ナカルヘシ
 而シテ此ノ事固ヨリ最大難事ナリト雖大體ニ於テ工場トハ左ノ如ク解スレハ當
 ラスト雖遠カラサルモノト信ス。

「工場トハ職工ヲ使用シテ製造若ハ加工又ハ仕上仕別包裝荷造等ノ作業ヲ或期
 間ニ涉リ繼續シテ爲スヲ目的トスル一定ノ場所ヲ謂フ」
 尙之ヲ詳説スレハ左ノ如シ。

(一) 一定ノ場所ナルコト 一定ノ場所トハ或範圍ニ於テ區劃セラレ且猥リニ變
 動セサル場所ノ謂ニシテ建造物タルト否トヲ問ハサルノ意ナリ故ニ必スシモ墻
 壁其ノ他ニ依リテ蔽圍セラレタル場所タルコトヲ要セスト雖境界不明ノ原野若

ハ水陸ノ分界不定ナル河原ノ如キヲ含マサルヲ常トス工場ハ絶對的ニ一定不變
 タルコトヲ必要トセサルモ變動常無キ設備ヲ含マス從テ例ヘハ捕鯨船内ノ作業
 場ノ如キハ工場ニ非スト雖浮船渠ノ如キハ之ヲ工場中ニ包含スルモノト見ルヘ
 キナリ。

(二) 或期間繼續シテ作業ヲ爲スコトヲ目的トスルコト 或期間繼續シテ作業ヲ
 爲スヲ目的トスルヤ否ヤハ必シモ工業主ノ意思ニ從ヒテ主觀的ニ定ムヘキニ非
 ス作業ノ性質其ノ他四圍ノ狀況ニ依リ客觀的ニ之ヲ定ムヘキモノトス例ヘハ家
 屋ノ建築又ハ架橋現場ニ於ケル作業場ノ如キハ通常之レヲ工場ニ非スト解シテ
 然ルヘシト雖戰亂ニ伴フ軍需品ノ注文ニ應スルカ爲ニ設置シタル臨時製造場ハ
 假令粗末ナルバラツク式ノモノト雖之ヲ工場ナリト解スルヲ至當トス客ニ調進
 センカ爲ニ飲食物ヲ料理スル庖厨又ハ之ニ準スヘキ場所及藥劑師力調劑ヲナス
 店舗ノ一部ノ如キハ作業ヲ目的トスルモノト云ヒ難ク從ツテ通常工場ニ非スト
 解スヘキモノナリ。

(三) 製造加工又ハ仕上仕別包裝荷造等ノ作業ヲ爲スコト 製造トハ物理學的又

ハ化學的ノ方法ニ依リ通常原料トハ其ノ商品トシテノ銘柄ヲ異ニスル他ノ物品ノ生産ヲナスコトヲ謂フ、部分品ノ製造ノ作業モ亦製造業タルコト言フ俟タス、加工トハ其ノ目的物カ通常原料ト其ノ名稱ヲ異ニセサルモノニシテ修繕、改作、變造、裝飾又ハ精製スルコトヲ謂ヒ、仕上ハ製造ノ最後ノ工程ニシテ加工ノ一種トモ謂ヒ得ヘク仕別、包裝、荷造ハ何レモ既ニ加工ヲ終リタル物品ヲ販賣又ハ取扱ヒニ適合セシムルカ爲ニスル作業ニシテ包裝及荷造ハ既ニ加工ヲ終リタル物品ヲ單獨ニ又ハ集團的ニ一定ノ形態又ハ外裝ヲ有セシムル作業ヲ謂フ、工場ハ以上列記シタルカ如キ作業ノ一又ハ一以上ヲ爲スコトヲ要ス、故ニ例ヘハ巖石又ハ泥土ノ採掘場又ハ採取場ノ如キ又ハ屠獸場ノ如キハ通常工場ニ非サルモノトス。

發電、變電及蓄電所ハ從來ノ用語ノ意義ニ於テハ之ヲ製造又ハ加工ヲ爲ス所ト謂ヒ難キカ、如キモ之ヲ工場ト爲スヘキモノトス、英國工場法(第九百四條)獨逸帝國保險法(第五百三條)等其ノ他諸外國ノ立法例ニ鑑ミ且我工場法立法ノ沿革上此ノ解釋ヲ以テ正當ト爲スヘキ根據十分ナリ。

【註三】獨逸帝國保險法ト營業條例トノ關係、營業條例ハ事業主ト労働者トノ

雇傭關係ヲ規定スルモ事業主ノ賠償責任ニ關スル規定ヲ設ケス、而シテ事業主ハ保險組織ニ依リテ間接ニ賠償ノ責任ヲ課セラル即チ帝國保險法ハ保險ヲ災害、疾病、老癯ノ三種ニ分チ一定ノ事業ニ限リ其ノ事業主ヲシテ強制的ニ其ノ労働者ノ爲ニ災害保險ニ加入セシメ全部ノ保險料ヲ負擔セシム、而シテ其ノ事業ノ種類ハ帝國保險法第五百三十七條ニ之ヲ列記セリ此ノ列記中ニ工場ナル文字アリ而シテ同法第五百三十八條ニ其ノ定義ヲ掲ケタリ。(獨逸帝國保險法ニ依ル保險ノ内容ニ付テハ第六節第一項參照)

(四)職工ヲ使用スルコト、英國工場法ニ於テハ工場ノ種類ニ依リテ職工ヲ使用スルコトヲ以テ工場タルノ要件トナスモノト然サルモノトアリ、獨逸帝國保險法亦然リ、印度及和蘭工場法ハ職工ノ使用ヲ以テ工場ノ要件トセス、瑞西工場法ハ原則トシテ職工ノ使用ヲ以テ工場ノ要件ト爲スモノノ如シ。我國ニ於テハ四十二年案ニハ職工ノ使用ハ全然之ヲ要件トセザリシモ、現行法ハ普通工場ニ於テハ職工ノ使用ヲ以テ工場タルノ要件トシ、危險有害工場ニ付テハ必スシモ職工ノ使用ヲ以テ工場タル要件トセサルモノト解スルヲ至當トス、其ノ結果トシテ組合員ノ

ミカ労働ヲ爲ス生産組合ノ作業場ノ如キハ法第一條第一項第二號ニ該當セサル
限リ之ヲ工場ト認メサルモノト解スヘシ。

(五) 營業タルコトヲ必要トセス 工場ノ要件トシテ、營業トシテ作業ヲ爲スヲ必
要トスルヤ否ヤニ付テハ外國ノ立法例區々ニ岐ル、英國工場法ニ於テハ工場ノ種
類ニ依リ之ヲ要件ト爲スモノト然サルモノトアリ、獨逸帝國保險法亦然リ、和蘭及
瑞西ハ之ヲ要件トセス。我現行法亦營業トシテ作業ヲ爲スモノタルコトヲ必要
トセス、然レトモ純然タル學術研究若ハ教育等ノ爲ニ作業ヲ爲スモノニシテ作業
自體ヲ目的トセサル設置ニ付テハ之ヲ工場ト認メサルヲ至當トス、學校及官公立
試験場ニ於ケル作業場、監獄ノ勞役場ノ類即チ是ナリ。

(六) 附屬建設物 煙突、水槽又ハ瓦斯ノ供給設備等ハ工場ノ概念中ニ包含セラル
、コト疑ナシ、寄宿舎、食堂、炊事場、病室、浴室、娛樂場等ハ本來ノ意味ニ於テハ工場ニ
非スト雖法律ノ特別規定ニ依リ或範圍ニ於テ工場ト同一視セルハモノトス。(法

第十三條及
第十四條)

(七) 工場ト手工場トノ區別ヲ認メサルコト

英國ニ於ケルカ如ク工場ト手工場ト

トノ區別ヲ認メヌ又賃工場若ハ貸手工場等ノ類別ヲ設クルコトナシ。

以上ハ我工場法ニ於テ工場ト認ムヘキモノニ付假リニ定義トモ云フヘキモノ
ヲ掲記シ以テ後ノ研究者ニ多少ノ研究資料ヲ提供シタルニ過キス、著者ハ其ノ定
義様ノモノヲ以テ完全ナルモノト爲スニ非サルハ固ヨリニシテ工場ノ定義難ヲ
認ムルコトニ於テ一般人ト其ノ見解ヲ同クスルモノナリ、唯茲ニハ從來研究者慮
シタル概略ヲ記述シタルニ止マルノミ。

工場法ノ適用上工場ナリヤ否ヤ疑ハシキモノニ付之ヲ剖別シタル事例左ノ如シ

第一 工場ト認ムヘキモノ

(一) 船渠及浮船渠

(二) 襪襪、紙、屑絲、屑繭ノ選別所

第二 工場ト認メサルモノ

(一) 建築場 但シ大建築ヲ爲ス場合ニ於テ長期ニ涉リ一定ノ設備ノ下ニ材料其
ノ他ニ付製造加工ヲ爲ストキハ其ノ場所ニ限リ又ハ建築場全體ヲ通シテ工

場ト認ムル場合アルヘシ

- (二) 海岸其ノ他ノ場所ニ於ケル露天ノ和船建造場但書前項ニ準ス
 - (三) 土石ノ探掘場
 - (四) 獨立セル瓦斯又ハ石油ノ貯藏場
 - (五) 養蠶所又ハ蠶種製造所
 - (六) 屠獸場
 - (七) 捕鯨船
 - (八) 浚深船
 - (九) 商店其ノ他ニ附屬スル荷造場但シ工場ニ附屬スルモノハ工場ノ一部トス
 - (十) 監獄ノ勞役場又ハ精神病院其ノ他特殊病院内ニ於ケル作業場
 - (十一) 學校及官公立試驗場ニ於ケル作業場
 - (十二) 河原又ハ草野等ニ於ケル晒場但シ工場ニ接續シ又ハ之ニ附屬セルモノハ工場ノ一部ト認ムルコトアルヘシ
 - (十三) 組合員ノミカ使用スル生産組合ノ作業場
- 以下工場ノ定義ニ關スル前掲以外ノ研究ヲ附録シテ參考ニ供セムトス

(附) 工場ノ意義ニ關スル參考資料

概論 工場 (Factory) トハ元工業革新時代ニ於テ商人カ遠國ニ設ケタル商品ノ販賣所ニシテ此ノ販賣所ハ店主ノ代理人タル店員ノ住居ニ兼用セラレタルモノナリ蓋シ工場トハ「ファクタリー」即チ代理人ノ住居スル所トノ意ヨリ起リタルモノナリ往昔ハドソン灣商會ハ加奈太西北州ニ出張所ヲ設ケ土人ノ携へ來ル毛皮其ノ他ノ原産物ト商品トヲ交換シタルコトアリ而シテ古老ハ今尙此ノ種ノ出張所ヲ呼ンテ工場ト云ヘリ故ニ現今ノ工場若ハ手工場ノ觀念ハ當初ノ觀念ト稍其ノ趣ヲ異ニスルモノト知ルヘシ。

「ライト」氏ノ「ファクトリー」ノ定義ハ最モ舊派ノ註釋トシテ數々引用セラルル所ナリ曰ク「工場トハ數多ノ職工ヲ集メテ勞働ヲ爲サシムル設備ニシテ其ノ目的ハ各自カ其ノ自宅ニ於テスルヨリモ作業ヲ容易且安價ナラシメ各自ノ力ニ依リ各別ニ成就シ難キコトヲモ遂行シ且生産工程ノ途中ニ於テ物品ノ運搬ニ依ル損失ヲ免レントスルニ在リト」。

英國 最初ノ工場法ハ單ニ「機械場及工場」ト稱シ何等ノ定義ヲ與ヘスシテ或種

ノ纖維工場ニ之ヲ適用シタリ、一八四四年ニ至リ始メテ之ニ定義ヲ與ヘ、機械場及工場トハ英蘭若ハ愛蘭内ニ在ル建造物又ハ敷地ニシテ、其ノ全部若ハ一部ニ於テ蒸汽力、水力其ノ他ノ機械力ヲ使用シテ綿ノ製造ノ準備、製造若ハ仕上ヲ爲ス所ヲ云フ、綿ノ製造工程中羊毛、獸毛、生絲、麻、黃麻又ハ麻屑ヲ單獨ニ若ハ他ノ材料ト混シテ使用シ、又ハ此等ノ材料ヲ以テ作りタル纖維ヲ使用スルモノハ綿ノ製造ヲ爲スモノト見做スト爲シタリ。

故ニ此ノ時代ニ於テ工場ト稱スルハ動力ヲ使用シテ紡織ヲ爲スモノニ限ラレ其ノ他ノ工場ハ爾後漸次工場法ノ適用ヲ受クルニ至リタルモノナリ、即チ晒布工場ハ一八六〇年、レース工場ハ一八六一年ヨリ又其ノ他多數ノ非纖維工場ハ動力ヲ使用スルトセサルト問ハス一八六四年ヨリ製造場及工場ノ範圍内ニ包含セラルルニ至リタルモノトス。

斯ノ如ニシテ工場ノ觀念ハ頗ル複雑トナリ、單ニ動力ヲ使用スル非纖維工場及晒布、捺染、型染工場竝一八六四年ノ工場法中ニ列記シタル特殊ノ工場ノミナラス工場内ニ於テ五十人以上同一ノ市町村内ニ於テ同種ノ工業ヲ爲スモノニ付テハ

職工ノ數ハ之ヲ通算スルヲ使用シテ製造加工ヲ行フモノヲ包含スルコトト爲リ、職工ノ數カ工場ノ觀念ヲ形成スル所ノ元素タルニ至レリ。

一八七八年ニ至ル迄ハ英國ニ於テハ法律上工場トハ五十人以上ヲ使用スルモノニシテ五十人未滿ヲ使用スルモノハ手工場ト稱シタリ。

工場及手工場ニ付稍確定的ノ定義ヲ掲ケタルモノハ、一八七八年ノ英國工場法ナリ、此レトテモ固ヨリ學問上ノ基礎アルニ非サルモ先ツ纖維工場及非纖維工場ノ範圍ヲ定メ纖維工場ト非纖維工場トヲ以テ工場トナシ、工場ノ特色ハ原則トシテ蒸汽力、水力其ノ他ノ動力ヲ使用スルニアリトシ手工場ハ原則トシテ之ヲ使用セサルモノト定メタリ。

紐育州 本州ノ法律ハ工場ニ付最廣義ノ定義ヲ爲セリ、而シテ此ノ定義ハ判例ニ依リ労働者保護ノ目的ヲ有スル事項ニ付テハ、工場トハ販賣ノ目的タルト工賃ヲ得ル目的タルトヲ問ハス、物品ノ全部若ハ一部ノ製造、修繕、掃除又ハ選別ヲ爲ス所ヲ云フト解スヘキモノト定メラル、而シテ紐育州法律ノ正文ハ實ニ左ノ如シ。

工場トハ機械ヲ使用スル工場、手工場其ノ他ノ製造場又ハ營業場竝之ニ附屬ス

ル建物、小舎、建設物其ノ他ノ場所ニシテ一人以上ノ労働者ヲ使用スル所ヲ云フ但シ鐵道ニ屬スル原動機室、物置、倉庫、小舎、其ノ他ノ建設物ニ付テハ本法ノ支配ヲ受クヘキ製作及修繕工場ヲ除キ之レヲ工場ト看做サス。

本章ニ於テハ職工ト直接ニ、又ハ工場ニ直接間接ノ關係アル請負者若ハ第三者ヲ介シ請負其ノ他ノ取極ヲ爲シタル場合ト雖、苟モ或ル工場ノ製作品ニ加工スル作業又ハ工場ノ製作品タルヘキ物品ニ對シテ爲ス作業ハ、其ノ作業場ノ何所タルヲ問ハス其ノ工場ノ作業ト見做ス。

其ノ他米國諸州ノ工場ノ定義ヲ掲クレハ左ノ如シ。

ペンシルヴァニア州 工場トハ勞力ニ依リ物品ノ生産ヲ爲スノ用ニ供スルコトヲ主タル目的トスル建造物ヲ云フ。

マツサチユセツト州 工場トハ製造又ハ印刷ノ作業ヲ爲ス爲蒸氣力、水力其ノ他ノ機械力ヲ使用スル設營ヲ云フ。

ミネソタ州 工場又ハ機械場トハ製造又ハ印刷ノ作業ヲ爲ス爲蒸氣力、水力其ノ他ノ機械力ヲ使用スル設營ヲ云フ。

獨逸 ニ於ケル工場ナル文字ハ羅典語ノ「ファブリカ」ヨリ傳化シタルモノニシテ羅典語ノ「ファブリカ」ハ初メ仕事場、職業場等ノ意味ヲ有シタルモ、中世ニ於テハ寺院ノ建築場、寺院ノ修繕場又ハ此ノ目的ノ爲ニ用キラルル寺院ノ所有地ノ一部ヲ指稱シタリ。

「ファブリック」ナル文字ハ十八世紀ノ初期ヨリ始メテ使用セラル、元製造場及工場トシテ手工場ニ對スル語トシテ用ヒラレタルカ、爾來製造場ナル文字ハ漸次廢レテ工場ナル文字ノミ使用セラレ遂ニ今日ニ至レリ。工場トハ元粗製品ヲ原料トシ大仕掛ノ製造ヲ爲ス場所ト解セラレタルモノナルカ其ノ手工場ト異ル點ハ

- (1) 多量生産ヲ爲スコト
- (2) 製品カ完成セララル迄ニ多數ノ職工ノ手ヲ經過シ、各職工ハ其ノ一部分ノ作業ノミヲ掌ルコト
- (3) 工業主カ職人組合ニ加入ヲ強制セラレサルコト
- (4) 使用職工ノ數カ制限ヲ受サルコト

(5) 工業主タラントスル者カ弟子契約、修業旅行、弟子契約ノ解除、試作品ノ成功等ノ楷梯ヲ經ルコトヲ要セサルコト等ノ諸點ニ在リトセラレタリ。

工場トハ元粗製品ヲ原料トシテ多量生産ヲ爲ス所トセラレタルコト前記ノ如シト雖、工業ノ發達ニ伴ヒ其ノ意義次第ニ擴張セラレ單ニ物品ノ製造ヲ爲スヲ以テ要件トセス其ノ作業狀態ノ如何ニ依リ工場ノ觀念ヲ決スヘキモノトセララルニ至リ、色染、洗濯(一八九四年十一月十二日獨逸帝國裁判所判決印刷業(一八八三年二月十五日獨逸帝國裁判所判決)ヲ營ム所亦漸次判例ニ依リテ工場ノ内ニ包含セララルニ至レリ。

獨逸帝國災害保險法ハ其ノ制定ノ當時(一八八四年)ヨリ工場ノ定義ヲ掲ゲタリ、曰ク(現行法第五三八條)

本法第五百三十七條第二號ニ工場ト稱スルハ營業トシテ左ノ業務ヲ營ムモノヲ謂フ

(一) 常時少クモ十人ノ職工^{従業員}ヲ使用シ營業トシテ物ノ製作又ハ加工ヲ爲スモノ

(二) 營業トシテ爆發物又ハ爆發性料品ノ製造又ハ加工、若ハ電力ノ發生又ハ供給ヲ爲スモノ

(三) 永續的ニ汽罐ヲ使用シ、若ハ原動力又ハ動物ニ依リテ運轉スル機械ヲ使用スルモノ

(四) 其ノ他帝國保險官署ノ工場ト認メタルモノ
反之疾病保險法及營業條例ニ於テハ工場ノ定義ヲ與ヘス、是レ簡單ニシテ而モ明確ナル定義ヲ與フルコトハ到底不可能ナルカ故ニ、寧ロ裁判所ノ判決ニ一任スルニ如カスト爲シタルカ爲ナリ。然レトモ此ノ主義ハ實際上行政官廳ノ事務執行上大ナル困難ヲ生シ、遂ニ其ノ決定ヲ法廷ニ爭ヒタルコトモ亦少カラス而シテ帝國裁判所ハ常ニ工場ノ觀念ハ諸般ノ狀況ニ依リ客觀的ニ之ヲ定ムヘキモノニシテ、單ニ個々ノ場合ニ使用セラレタル職工ノ保護ノ必要ト云フコトノミヲ願慮シテ事ヲ決スヘキモノニ非ストノ說ヲ以テ一貫セリ、帝國裁判所ノ判決例ニ基キ工場ト認ヘキモノノ要件ヲ掲クレハ凡左ノ如シ。

(一) 永續的ニ原動力ヲ使用スルコト 然レトモ此ノ一要件ノミヲ以テ工場タル

ト否トヲ決定スル標準ト爲スコトヲ得ス、何トナレハ原動機ヲ使用セサルモ尙他ノ要件ニ依リテ工場ト爲サルル判例無キニ非ス(一八八六年十月十八日判決)又原動機ヲ使用スルモノト雖、小型ノ水車、風車及電動機ヲ使用スルモノニシテ工場トセラルルモノアリ、唯此ノ種ノ小工場ト雖、女子及幼年工ノ保護ニ付テハ何等一般工場ト區別スヘキ理ナキカ故ニ命令ヲ以テ之ヲ此ノ目的ノ範圍ニ於テ工場ト看做スコトヲ得ルモノトス。(一八九一年六月一日判例) (決營業條例第一五四條)

(二)分業ノ行ハルルコト 工業主ト職工トノ區別ノ存スルノミナラス、職工間ニ於テモ一人カ物ノ全部ヲ製造スルコト無ク各人ハ皆物ノ一部ヲ作ルノ組織ナルコト、但シ此ノ標準モ亦之ノミニ依リテ工場ナリヤ否ヤヲ決スルヲ得サルコトナキニ非ス(一八九一年五月十二日判決)手工場ニシテ既ニ分業ノ行ハルルモノアリ、鍛冶工場ノ如キ是ナリ。

(三)職工ノ多數ナルコト 職工ノ數モ亦絶對的ノ標準ト爲スコトヲ得ス、化學工業其ノ他ノ工業ノ如キ職工ハ小數ニシテ而カモ工場ナリトセラルルモノアリ(一八九一年五月十二日判決)然レトモ製靴指物等ノ工場ノ如ク多數ノ職工ヲ使用スル尙工場ニ非スシテ手工場ナリ(一八九三年十一月二日判決)トセラルルモノモアルナリ。

(四)獨立シタル大ナル作業場ニ於テ事業ヲ營ムコト 是レ作業場ト居宅トヲ共用スル小仕事場ニ非サルモノナルコトヲ示スモノナレトモ而カモ是レ亦絶對的ノ標準トナスコトヲ得サルナリ、何トナレハ大資本ヲ投シ動力ヲ使用シ分業ヲ行ヒ工場タルコト疑ナク、而カモ比較的狹隘ナル作業場ニ於テ事業ヲ營メルモノナキニ非サレハナリ。

(五)機械ヲ多ク使用スルコト 近時例ヘハ織物、裁縫、研磨等諸種ノ手工場ニシテ機械ヲ用フルモノ決シテ少カラサルカ故ニ是レ又唯一ノ標準ト爲スニ足ラサルナリ。

之ヲ要スルニ以上ノ標準ハ何レモ絶對的ノ標準ニ非スシテ此等各種ノ事項ヲ綜合シテ工場ナリヤ否ヤヲ決定セサルヘカラサルカ故ニ、獨逸ノ判例ハ大體ニ於テ此ニ掲ケタル(一)乃至(五)ノ標準ニ據ルコト勿論ナリト雖、往々ニシテ此ノ標準ノ全部ニ從ハサル判決ヲ爲スコトアリ、之レカ尙工場ノ意義ニ關シ疑義ノ絶エサ

ルノミナラス前記ノ標準ハ單ニ工場ト手工場トノ區別ノ標準タルニ過キスシテ工場ト工業以外ノ業務ヲ營ムモノトノ區別ニ付テハ未タ何等之ニ觸ル、所ナキナリ。

此ニ於テ勞働者保護ノ適用範圍ヲ明確ナラシムルノ必要益々急ニシテ、遂ニ一九〇八年十二月二十八日ヲ以テ、常時少クモ十人以上ノ職工ヲ使用スル事業ニ付テハ等シク營業條例第七編第四章ノ規定ヲ適用スルノ原則ヲ設ケ、本章中ニ於テハ工場ナル文字ヲ使用スルコトヲ避ケ一切ノ疑問ヲ一掃セリ。

手工場 (Handwerk) 獨逸營業條例中手工場ナル文字ヲ使用スルモ何等ノ定義ヲ與フルコトナシ、從テ其ノ意義モ亦判例ニ依テ決定スル外ナシ、而シテ手工場ト工場トノ區別ノ標準ニ付テハ工場ニ付テ既ニ述タル所ノ如シ。

工場ニ付抽象的ニシテ稍完備セル定義ヲ掲ケタルモノハ瑞西營業法ナルヘシ而カモ此ノ定義亦實際ノ適用上疑義ノ生スルヲ免レス聯邦參議院ハ此ノ抽象的ノ定義ニ對シ、一八九一年遂ニ之ニ具體的ノ標準ヲ與フルニ至リタルコト既ニ述ヘタル所ノ如シ。【註二】

第二節 職工ノ概念

職工ノ概念亦工場ノ定義ト等シク少數ノ文字ヲ以テ之ヲ明ニスルコト不能ナリ、今參考ノ爲ニ三ノ立法例ニ表レタル職工ノ定義ニ關スル規定ヲ摘録スレハ左ノ如シ。

英國

(工場及手工場法
第一百五十二條)

工場又ハ手工場ニ於テ勞働スル女工、少年工又ハ幼年工ニシテ製造又ハ手工ノ作業、作業場ノ掃除機械ノ注油又ハ掃除、其ノ他工場又ハ手工場ノ作業ニ關聯又ハ附屬シ、若ハ其ノ作業ノ目的又ハ製品ニ關聯シタル作業ニ従事スル者ハ、賃金ノ爲ニスルト否トヲ問ハス、本法ノ適用ニ付テハ其ノ工場又ハ手工場ニ使用セララルモノト看做ス、但シ本法ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス。

本法ニ於テハ徒弟ハ其ノ工場又ハ手工場ニ使用セララルモノト看做ス。【註一】
【註一】 此ノ定義ハ、職工ノ使用及報酬ノ爲ニスル勞働ナル題下ニ職工使用ノ意義ヲ定メタルモノニシテ一見職工ノ意義ヲ定メタルモノニ非サルカ如キ

観アルモ。是レ一八七五年エングランド傭主及職人法ニ於テ一般的ニ労働者ノ定義ヲ定メ、此ノ定義ニ於テハ「ウワロクメン」トハ明示又ハ暗示タルト口頭又ハ書面ヲ以テスルトヲ問ハス、勞務ニ服スルノ契約ヲ爲シ若ハ仕事又ハ労働ノ提供ヲ請負フ一切ノ労働者タルコトヲ定メ、農業鑛業等ノ労働者全般ニ渡リテ規定スルカ故ニ特ニ工業労働者ニ就テハ此ノ如キ契約ノ有無ヲ問ハサルノ例外ヲ設ケタルモノニシテ、實質上職工ノ定義ヲ定メタルモノト見ルヘシ、而シテ非保護職工ヲ此ノ内ニ加ヘサルハ英國ニ於テハ工場法ト補償法トハ別異ノ法式ヲ採ルカ故ニ、工場法ノ範圍内ニ於テハ非保護職工ヲ加フルノ要ナキカ故ナリ。

印度

賃金ノ爲ニスルト否トヲ問ハス

- (一) 機械又ハ手工ニ依ル製造
- (二) 機械又ハ手工ニ依ル製造ニ使用セラルル場所ノ掃除
- (三) 機械ノ一部又ハ全部ノ掃除又ハ注油

(四) 機械又ハ手工ニ依ル製造ニ附隨シ又ハ之ニ關聯シ竝製造又ハ工場ノ作業ノ

目的ニ關聯スル一切ノ作業

ニ付工場ニ於テ労働ヲナス者ハ其ノ工場ノ使用人トス。

瑞西

職工トハ工業主ノ營造物ニ於テ労働ニ従事スルモノヲ謂フ

今有名ナル瑞西工場監督官シニエーラー博士ノ説ニ從ヒ之ヲ説明スレハ左ノ如シ。

- (一) 労働者タルコト
 - (二) 工業主ヨリ賃金ヲ受クルコトヲ要件トセス
 - (三) 他人ノ爲ニ使用セラルルコトヲ必要トセス
 - (四) 家族モ職工タリ得ルコト
 - (五) 目見ヘ職工モ職工ナリ
 - (六) 下級事務ニ従事スル者モ職工ナリ
- 埃太利 (營業條例第 七十三條)

本法ニ於テ職工(Hills arbeiter)ト稱スルハ老幼男女ニ拘ハラズ營業ニ關シ、常時其ノ業務ニ従事スル一切ノ労働者(Arbeitsperson)ヲ謂フ、從テ(一)助手(二)工場職工【註二】(三)徒弟(四)營業ニ關シ下級ノ労働ニ使用セラルル一切ノ労働者ヲ包含ス(以下略ス)尙此ノ定義ヲ説明スレハ左ノ如シ。

- (一) 營利ヲ目的トスル業務ニ従事スルコト
- (二) 常時労働ニ従事スルコト
- (三) 下級ノ事務ニ従事スルモノヲモ包含ス
- (四) 家族モ職工ト爲リ得ルコト
- (五) 徒弟モ職工ナリ

【註二】 塊太利營業條例ハ工場職工(Fabrikarbeiter)ニ對シテハ特ニ定義ヲ掲ケス以上掲クル諸定義ハ精粗相同カラサルノミナラス、其ノ意義ニ於テモ亦相等シカラスト雖、大體ニ於テ左ノ二種ニ區別スルコトヲ得ヘシ。

英國及印度

塊太利及瑞西

- (一) 労働者タルコト 工場ノ目的タル作業又ハ之ニ營業ニ關スル一切ノ労働ニ

ニ關係アル作業ニ従事スルコト下級事務員ヲ含マス

従事スルモノ、高等ノ技師事務員ヲ含マスト雖下級ノ圖工事務員等ヲ含ム

- (二) 使用人タルコト 工場ニ於テ其ノ目的タル作業又ハ之ニ關係アル作業ニ

使用人タルコトヲ要セス

付労働ニ従事スルモノハ使用人ト見做ス

- (三) 報酬ヲ受ルコト 報酬ヲ受クコトヲ要セス

同上

徒弟…職工ナリ
家族…職工ナル場合アリ

- (四) 職業的ナルコト 工場ニ於テ一定ノ作業ニ従事スレハ足ル

規則的ニ労働ニ従事スヘキモノタルコト

尙印度及瑞西ノ法律ハ工場内ニ於テ作業ニ従事スルコトヲ要件トシ、英國及塊太利法ハ之ヲ要件トセス、但シ英國法ハ保護職工ニシテ工場内ニ作業スル者ハ其

ノ作業主ノ職工ト見做スノ特別規定ノ存ルコト既ニ述ヘタル所ノ如シ。
要之諸外國ノ立法例ニ現ハレタル職工ノ定義モ、工場ノ定義ト等シク法律適用
ノ便宜上行政上ヨリ專斷ニ之ヲ定メタルモノニシテ、必スシモ理論的根據ノ有無
ニ拘泥セサルモノノ如シ。

我國ニ於テハ工場法以外ノ法令中職工ナル文字ヲ使用シタルモノハ(一)官役職
工人夫扶助令(二)製材所職工定夫規則(三)海軍定期職工條例(四)砲兵工廠職工扶助令
等アリト雖、孰レモ抽象的ニ職工ノ定義ヲ掲ケス、且(二)以下ハ皆特殊ノ目的ヲ有ス
ル特別規定ニシテ一般のニ職工ナル概念ヲ定ムルノ資料タリ難シ、一般の扶助規
程タル官役職工人夫扶助令第一條ニ曰ク

政府ニ於テ使役スル職工、人夫、其ノ他ノ傭人自己ノ重大ナル過失ニ因ルニ非ス
シテ業務上傷痕ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ特別ノ規定アルモノ
ヲ除ク外本令ニ依リ扶助金ヲ給ス。

而シテ本令ノ規定全般ニ涉リ職工、人夫、其ノ他ノ傭人ナル文字ヲ常ニ連結シタ
ルママ使用シ職工人夫又ハ傭人ノ間ニ何等ノ差別的規定ヲ存セス故ニ本令ノ趣

旨ハ職工、人夫傭人等何等ノ名稱ヲ用フルニ拘ハラズ、下級ノ労働者ニ對シ法定ノ
場合ニ於テ一定ノ扶助ヲ爲スコトヲ定ムルモノニシテ、職工、人夫、其ノ他ノ傭人間
ニ區別ノ存スルコトヲ明言シタルモノトハ解スヘカラス、次ニ直接ニ職工ナル文
字ヲ使用セスト雖、現行工場法ノ職工ノ定義ヲ定ムルニ付觀過スヘカラサルモノ
ハ、礦夫ノ定義ヲ定メタル礦業法第八條ノ規定ナリトス、曰ク
本法ニ於テ礦夫ト稱スルハ礦業ニ従事スル勞役者ヲ云フ

工場立法ノ趣旨ニ基キ前記内外諸種ノ立法例ヲ參照シ現行工場法ニ於ケル
職工ノ意義ヲ推測スレハ凡左ノ如シ。

職工トハ主トシテ工場内ニ在リテ工場ノ目的トスル作業ノ本體タル業務ニ付
勞役ニ従事スルモノ及直接ニ其ノ業務ヲ助成スル爲勞役ニ従事スルモノヲ謂
フ、即チ工場ノ主タル作業ハ勿論之ニ關係アル作業例ヘハ場内運搬、工場設備ノ
手入修覆等ノ勞役ニ従事スル者ヲ包含ス

以上陳ヘタル所ニ依リ尙職工ノ觀念ヲ説述スレハ職工トハ

(一)勞役ニ従事スル者タルコト 主トシテ身體的ノ労働ニ従事スルモノニシテ

平職工、伍長、組長等ヲ含ムモ、技師、技手、事務員、製圖師等ヲ含マサルヲ常トス。

(二) 工場ノ目的トスル作業ノ本體タル業務ニ従事スルコト 工場ノ目的トスル作業トハ工場經營ノ目的タル事業ヲ謂フ、即チ物品ノ製造ヲ爲スモノニ在リテハ製造ノ作業、修繕ヲ爲スモノニ在リテハ修繕ノ作業、製造及修繕ヲ兼營スルモノニ在リテハ製造又ハ修繕ノ作業ヲ謂フノ類ナリ、作業ノ本體タル業務トハ補助作業即チ助成作業ニ對スルモノニシテ假ヘハ機械製造工場ニ於ケル鑄造、仕上、組立等ノ業務ハ製造ヲ目的トスル作業ノ本體タル業務ニシテ場内運搬機械ノ手入、注油等ハ其ノ補助作業ナリ。

工場ノ目的トスル作業ト何等ノ關係ナキ勞務ニ服スル門衛、給仕、便所ノ掃除夫、寄宿舎ノ賄方等ハ職工ニ非ス。

(三) 工場ノ目的トスル作業ヲ直接ニ助成スルモノモ亦職工ナルコト 直接ニ助成スル作業即直接ノ補助作業トハ主タル作業、即チ工場ノ目的トスル作業ニ密接ナル關係アル作業トシテ、例ヘハ製造工場ニ於ケル場内ノ運搬、作業場及機械ノ掃除、注油、其ノ他工場設備ノ手入及修繕等ハ直接ノ補助作業ニシテ専ラ作業場(必ス

シモ蔽圍シタル場所タルコトヲ要セス)外ニ在リテ原料又ハ燃料等ノ運搬ニ従事スルモノノ如キハ之ニ屬セス(通常人夫ト稱スルモノノ全部又ハ一部ハ之ニ屬ス)

(四) 工場内ニ於テ勞働スルコト 職工トハ主トシテ工場内ニ於テ勞働スル者ニシテ、織物工場ニ於ケル出機工、及電氣會社ニ於ケル電線路ノ保守ノミニ従事スル者ノ如キハ職工ニ非ス、蓋シ工場法ハ主トシテ場内勞役者ヲ保護スルノ精神タルコトハ立法當時ノ當局者ノ説明ニ徵スルモ明カナリ、所謂戶外勞働者ノ保護ハ之ヲ第二期以後ノ立法(工場法ヲ第一期トスレハ)ニ讓ルコトト爲シタルモノノ如シ。

(五) 雇傭關係ノ存在ハ必要ノ條件ニ在ラス 工業主ト職工トノ間ニ雇傭關係ノ存在スルハ之ヲ常態ト稱スルコトヲ得ルモ必シモ要素ト爲セルモノニ非ス、假ヘハ工業主カ他人ヲシテ一定ノ作業ヲ請負ハシメ、其ノ請負者カ自ラ雇傭シタル職工ヲ連レ來リテ作業ヲ爲ス場合、又ハ斯ノ如キ請負關係ナク、唯單ニ他人ヲシテ勞働者ヲ供給セシメ、其ノ供給者ニ於テ賃金ノ支拂、其ノ他ノ世話ヲ爲ス場合ニ於テモ、此等ノ勞働者カ前陳フル所ニ依リ工場内ニ於テ工業主ノ仕事ニ従事スル以上ハ孰モ其ノ工業主ノ職工タルヘキモノトス。

(六) 常時一定ノ工場ニ就業スルコトヲ要セス 常時其ノ工場ニ於テ就業スル者タルト臨時其ノ工場ニ於テ就業スルモノタルトヲ問ハス、他ノ條件ニシテ職工タルニ足ルモノナル時ハ等シク其ノ工場ノ職工タルヲ妨ケス、故ニ臨時職工、目見ヘ職工等ハ凡テ其ノ工場ノ職工タルモノトス。

(七) 報酬ノ有無ヲ問ハス

(八) 家族モ職工ト爲リ得 家族ハ職工ニ非サルヲ常態トス、然レトモ客觀的ニ職工タルノ常素ヲ具備スル場合、雇傭契約ニ準スヘキ條件ニ依リ又ハ報酬ヲ得テ勞働スル等ハ之ヲ職工ト看做ササルヘカラス。

(九) 見習職工モ亦職工ナリ 實質上ノ意義ニ於テ見習職工中徒弟タルモノト然ラサルモノトアリ、其ノ徒弟タルモノハ施行令ノ定ムル要件ヲ具備スルヲ要スルト共ニ行政廳ノ認可ヲ經タルモノナラサルヘカラス、斯ノ如キ徒弟ハ形式上職工ノ範圍ニ入ラス、全然別種ノモノトシテ徒弟ニ關スル施行令ノ規定ノ支配ノ下ニ立ツモノトス、然レモ徒弟タル實質及形式ヲ具備セスシテ單ニ見習ヲ爲ス者ハ通常之ヲ職工ノ中ニ數フヘキモノトス。

職工ノ觀念ノ概要ハ右述フルカ如シ尙職工タリヤ否ヤニ關シ疑アルモノニ付職工ト認ムヘキモノ及職工ニ非スト認ムヘキモノヲ例示スレハ左ノ如シ。

第一 職工ト認ムヘキモノ

- (一) 勞役ヲ直接ニ指揮監督スル組長、伍長、職工長ノ類
- (二) 工場建物ノ修繕ノ爲ニ常時使用シ居ル大工又ハ左官職
- (三) 臨時職工、日雇職
- (四) 職工カ自己ノ子女ヲ工場ニ同行シ仕事ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ子女モ亦職工トス
- (五) 入渠船舶汽罐掃除ノ爲メ臨時雇入ルル者(カン／＼蟲)

第二 職工ト認メサルモノ

- (一) 専ラ作業場外ニ在リテ運搬ニ従事スル人夫、便所寄宿舍ノ掃除夫及賄方
- (二) 門衛給仕
- (三) 生絲工場ニ於ケル教婦
- (四) 山林内ニ於テ伐木運搬ノ業務ノミニ従事スル者

(五) 入渠船舶ニ使用スル臨時掃除夫ニシテ單ニ注水雜巾掛等ノ如キ普通掃除ノ業務ノミヲ爲ス者、但シ機械其ノ他、パイプ、器具等ヲ取附、取外其ノ他之ニ準スヘキ業務ヲ爲ス者ハ職工トス

(六) 電氣事業ニ於テ單ニ電線路ノ保守ノミヲ爲ス者

(附) 職工ノ意義ニ關スル參考資料

英國ニ於テハ、ウワイクマンナル文字ハ、單ニ工業労働者ノミナラス農業、林業其ノ他ノ事業ニ使用セラルル労働者ヲ云フモノニシテ單ニ之ヲ職工ト解スルハ狹キニ失スルモノトス。又「ウワイクマン」(Workman)ト「レィバトラー」(Labourer)トニ付テハ普通ノ觀念ニ於テハ區別ヲ認メラル、即チ「ウワイクマン」トハ一定ノ職業トシテ労働ヲ爲スモノ、所謂熟練労働者ニシテ、「レィバトラー」トハ最下級ノ労働ヲ爲スモノニシテ其ノ労働ノ種類必スシモ一定セス所謂不熟練労働者ヲ云フモノトス。「スタンダード」(ウエブスター)兩辭典然レトモ是レ單ニ普通ノ觀念ニ於テ然ルニ過キス、労働者保護法タル工場法及補償法ニ於テハ此ノ如キ區別ヲ認メス、原則トシテ「ウワイクマン」即チ「レィバトラー」ナリトノ主義ニ從フモノト解セサルヲ得

ナルナリ。(以下職工ト譯スハ原文「ウワイクマン」ニシテ其ノ譯語ノ妥當ナラサルモ工場法ノ目的ニハ斯クスルモ大差ナキニ依リ便宜上職工ト譯ス、殊ニ補償法ニ於テハ身體的労働者ノミナラス下級ノ精神的勞務ニ服スルモノヲモ、ウワイクマント稱シ、普通ノ「ウワイクマン」ナル觀念ヨリ甚シク其ノ意義ヲ擴張シタリ、)

英國法令ニ於ケル「ウワイクマン」ノ一般の意義ハ、一八七五年傭主及職工法、セ、エムプロイヤーズ、アンド、ウワイクメン、アクトニ依リテ定マリ、此ノ定義ハ物給賃金法ニモ適用セラル、然レトモ工場法ニ於テハ、職工ノ使用ナル特別規定(第百五)アリテ就業禁止又ハ制限ニ關スル適用範圍ヲ明カニシ、又職工補償法ニ於テハ別ニ特種ノ定義ヲ掲ケテ補償ヲ受クルモノノ範圍ヲ明カナラシメタリ、(第十條)傭主及職工法ニ依ル職工ノ定義ハ左ノ如シ。

職工トハ農業、傭婢、年期職人、職人、手細工職人、鑛夫其ノ他ノ身體的労働ニ従事スル労働者ニシテ其ノ年齢如何ニ拘ラス、傭主ト労働ニ服スル契約ヲ爲シタルモノ、又ハ斯ノ如キ契約ニ基キ労働ヲ爲ス者ヲ云フモノニシテ、其ノ契約カ明示又ハ默示タルト口頭又ハ書面ニ依ルモノタルト、本法施行前ノモノタルト施行後ノモノ

ノタルト、又雇傭契約タルト請負契約タルトハ問フ所ニ非ラス、但シ家庭ノ僕婢ハ職工ト看做サス。

惟フニ此ノ定義ノ要點ハ「職工」ノ觀念ハ、傭主ト「勞務ニ服スル契約」又ハ自ラ仕事ヲ完成スル「請負契約」ニ基キテ「勞働」ニ從事スルモノタルコトニ在リテ、其ノ操ル所ノ勞務ノ性質如何ハ之ヲ問フニ非ラスト云フニ歸着ス、從テ「職工」(ウワークマン)トハ家庭ノ僕婢ヲ除キ傭主ト雇傭又ハ請負契約ニ基キテ身體的勞働ニ從事スル「勞働者」(レバライ)ナリト云フニ歸着スト云ハサルヘカラス。

然ルニ英國工場法第五十二條ハ工場法ノ範圍内ニ於テハ、苟モ工場又ハ手工場内ニ於テ一定ノ作業ニ從事スル保護職工ハ、其ノ工場ニ於テ使用セララルモノト看做スノ規定ヲ設ケタルカ故ニ、英國ニ於ケル工場法上ノ職工ノ意義ハ結極左ノ如クナルヘシ。

(一)工場主ト明示タルト又ハ默示タルトヲ問ハス勞務ニ服スル契約又ハ請負契約ニ基キ身體的勞働ヲナス者ハ、其ノ作業ノ性質カ工場ノ作業ニ關係ナキ者及工場外ニ於テ勞働スル者ヲモ包含スルモノトス、但シ工場法ノ規定カ場外勞働者ニ

及フ範圍ハ比較的多カラス、下請職工ニ對スル規定ノ重ナルモノハ名簿ノ備付物^{リスト}給貸金法ノ適用、危險又ハ有害ナル場所ニ於ケル就業ノ禁止等ニシテ、工場及手工場法第百〇七條乃至百十四條ニ之レヲ規定ス。

(二)工場又ハ手工場内ニ於テ工場ノ主タル作業之ニ關係アル作業、又ハ其ノ製品ニ關聯シタル作業ニ從事スル女子及幼少年者ハ契約ノ如何ニ係ハラス、工業主ノ使用スルモノト見做ス、徒弟モ亦使用職工ト見做ス。

補償法第十三條ニ曰ク、別段ノ定アル場合ノ外、本法ニ於テ職工ト稱スルハ工業主ト勞務ニ服スル契約又ハ徒弟契約ヲ結ヒ若ハ斯ノ如キ契約ニ基キ身體的勞働、事務的勞務其ノ他ノ勞務ニ服スル者ヲ謂フ、而シテ其ノ契約カ明示又ハ默示タルト口頭又ハ書面ニ依ルモノタルトハ問フ所ニ非ラス、但シ身體的勞働以外ノ勞務ニ服スルモノニシテ年報酬二千五百圓ヲ超ユル者、臨時雇入レタルモノニシテ工業主ノ營ム業務以外ノ仕事ニ從事スル者、請願巡查、自宅職人、及工業主ト同居ノ家族ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。

即チ職工補償法ニ於テ職工ト稱スルハ其ノ意義甚タ廣汎ニシテ苟モ工業主ト

明示又ハ默示、口頭又ハ書面等何等ノ形式又ハ方法タルヲ問ハス勞務ニ服スル契約又ハ「徒弟ノ契約」ヲ結ビ又ハ其ノ契約ニ基キ「勞務ニ服スル者」ヲ云フモノニシテ下級ノ精神的勞務ニ服スル者ヲ包含ス。

尙此ノ契約ハ必スシモ直接ノ契約タルコトヲ要セス、間接ノ契約ニテモ十分ナルコトニ付テハ同法第四條ノ規定スル所ニシテ、曰ク

(一)本法ヲ適用スヘキ職業ニ付、或者(本條ニ於テ之ヲ企業者ト稱ス)カ契約ニ依リ他人(本條ニ於テ之ヲ請負者ト稱ス)ヲシテ其ノ職業ニ關スル仕事ノ全部又ハ一部ヲ請負ハシメタル場合ニ於テ、其ノ仕事ノ爲メニ使用セララル職工カ其ノ仕事ノ爲災害ニ因リ損傷ヲ受ケタルトキハ企業主ハ其ノ職工ヲ自カラ直接ニ使用シタル場合ト同シク本法ニ從ヒテ其ノ損害ヲ補償スル責ニ任ス。其ノ損害補償ノ請求カ企業者ニ對シテ爲サレタルトキハ、本法ノ適用ニ付テハ其ノ企業者ヲ以テ雇主ニ代ハルモノト看做ス、但シ其ノ補償ノ金額ハ其ノ職工ヲ直接ニ使用シタル雇主ヨリ職工カ受取ルヘキ賃銀ニ依リ之ヲ計算ス可シ。

前段ノ契約カ打穀耕耘其ノ他ノ農業ニ關スルモノニシテ且請負者カ其ノ業務

ノ目的ノ爲ニ機械力ニ依リテ運轉スル機械ヲ使用スル場合ニ於テハ、其ノ業務ニ使用セララル職工ニ對スル本法規定ノ補償ニ付テハ其ノ請負者ノミ之ヲ辨償スル責ニ任ス。

(二)本條ノ規定ニ依リ企業主ニ補償責任アル場合ニ於テ、企業主ハ本條ノ規定ニ拘ラス其ノ職工ニ補償ヲ爲スノ義務ヲ負ヒタルヘキ他人ニ對シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得、此場合ニ於テ其ノ權利並賠償ノ額ニ付テ爭アルトキハ、當事者ノ合意ナキ限り本法ニ定メタル仲裁裁判ニ依リテ之ヲ決定ス可シ。

(三)本條ノ規定ハ職工カ企業主ニ對スル代リニ請負者ニ對シテ本法ノ補償ヲ請求スルコトヲ妨ケス

(四)本條ノ規定ハ企業者カ其ノ業務ヲ行フ構内又ハ其ノ指揮管理ニ屬スル場所以外ノ場所ニ於テ災害カ發生シタル場合ニ之ヲ適用セス。

之ヲ要スルニ英國工場法並補償法ハ職工保護ノ爲ニ必要ナル範圍ニ於テハ、職工ナル社會觀念及職工ノ意義ニ關スル一般規定ニ拘ラス、職工ノ使用若ハ工場勞働ノ實體ヲ基礎トシ雇傭關係ノ有無及其ノ操ル所ノ作業ノ如何ニ拘ラス、職工保

護ノ目的ニ適スル定義ヲ下シタルモノト云ハサルヘカラス。

獨乙 ニ於テハ「アルバイター」(Arbeiter)ナル文字ハ英語ノ「ウワイクマン」ノ如ク頗ル廣義ニ使用セラレ、身體的勞働ニ使用セラルル者即チ「ヒルフスアルバイター」ヲ總稱ス。而シテ英語ノ如ク「ウワイクマン」及「レイバトラー」ノ區別無ク熟練職工タルト不熟練職工タルトヲ間ハス孰レモ「アルバイター」ト稱ス、此點ニ於テ「ウワイクマン」ヨリモ廣キ意義ヲ有スルモノト云ハサルヘカラス。

「アルバイター」ノ意義ヲ正確ナラシムル爲ニハ、其ノ勞働ノ性質ニ依リ、農業勞働者、工業勞働者等ニ分チ又ハ勞働者ノ性質ニ從ヒ、熟練勞働者、不熟練職勞働者ト呼稱スルコトアリ。

然レトモ營業條例ニ於ケル「アルバイター」ノ意義ハ、此ノ社會上ノ觀念ヲ離レ、職工保護ノ目的ニ依リタルモノニシテ其ノ意義甚タ廣シ、營業條例第七編ニ於ケル工業勞働者中ニハ見習、助手、徒弟、營業使用人、職工長、技術者、及工場職工ヲ包含スルモノトス、而シテ第四章ニ所謂勞働者(常時少クトモ十人以上ノ勞働者ヲ使用スル事業)ノ意義ハ、營業條例第三百三十三條庚及同第五百五十四條ノ特別

規定ニ依リテ前記工業勞働者中ヨリ商業助手、商業徒弟、營業使用人、職工長、及技術者ヲ除キタルモノニシテ、専ラ工業上ノ見習、助手、及徒弟竝工場勞働者(Fabrikarbeit)ニ限ルモノトス。

工場勞働者ノ意義ニ付テハ一九〇八年營業條例改正前ニ於テハ第七編第四章ノ規定ヲ工場勞働者ノミニ適用シタルカ故ニ、其ノ定義ヲ如何ニスヘキカニ付テハ數々論議ノ原因タリシモ營業條例ヲ改正シ第四章ノ規定ヲ廣ク下級勞働者一般ニ及ホシタル結果、工場勞働者ノ意義ニ關スル問題ハ工場ノ意義ニ關スル問題ト共ニ自然消滅ニ歸シタルモノト云ハサルヘカラス、而シテ法律改正前ニ於ケル判例ニ依リ工場勞働者ノ意義ヲ説明スレハ左ノ如シ。

工場勞働者(即チ職工)トハ工場内ニ於テ其ノ工場ノ製品ノ製作ニ關係アル作業ヲ爲ス工業勞働者ヲ謂フ(一八八三年十二月十日帝國裁判所判決)。製作ニ何等ノ關係ナキ簿記、會計、製品ノ販賣又ハ集金ニ従事スル者ヲ含マス(一八八四年七月二十日判決)ト雖、工場勞働者カ此ノ種ノ商業的勞働ヲ兼ネ行フコトアルモ之カ爲工場勞働者タルコトヲ妨ケス(一八八四年七月二十日判決)。工場内ニ於テ規則正シ

ク且永續的ニ作業ニ従事スルコトヲ必要トセス。故ニ極メテ不規則ニ且短日ノ間工場ニ労働スル臨時労働者ノ如キモ工場労働者タルヲ妨ケス。又蔽圍シタル場所ニ於テ労働スルコトヲ必要トセス。故ニ煉瓦工場ニ於テ屋外ニテ型臺ノ煉瓦ヲ乾燥所ニ運搬スルモノ亦工場労働者ナリ。(一八八三年十二月十日判決)

工場内ニ於テ労働セサル者又暫時モ工場構内其ノ他工業主ノ監督權ノ及フ場所ニ於テ労働セサル者例ヘハ自宅ニ於テ彫刻工場ノ爲ニ彫刻ヲ爲ス彫刻師ノ如キハ工場労働者ニ非ス。(一八八八年十二月十八日判決)

之ヲ要スルニ獨逸ニ於テモ「アルバイター」ナル文字ハ職工保護ノ目的ニ依リ種々ナル意義ニ使用シ必ラスシモ其ノ意義一定セス。營業條例ニ於テハ「アルバイター」中ニハ見習助手徒弟及工場労働者ヲ包含ス。而シテ工場労働者ハ見習助手及徒弟ト之ヲ同列ニ置キ工場労働者中ニハ形式上見習助手及徒弟ヲ含マスト雖其ノ規定ノ實質ヲ見レハ見習助手及徒弟ハ凡テ第七編第一章(總則)及第四章ノ特別規定ニ付テハ工場労働者ト同様ノ規定ニ支配セラレ。加之第二章及第三章ニ於テハ寧工場労働者以上ニ特別規定ニ依リテ支配セラルルモノニシテ實際上工

場労働者中ニ包含セラルルモノニ異ラサルナリ從テ獨逸營業條例中正確ニ我工場法ノ職工ニ該當スル文字ナク唯「工場労働者」ハ我工場法ニ所謂「職工」ト略近似ノ意義ヲ有スルモノト謂フヲ得ヘシ。

奥太利ニ於テモ營業條例第七十三條ハ「本條例ニ於テ職工(Hilfsarbeiter)ト稱スルハ老幼男女ニ拘ラス營業ニ關シ當時其ノ業務ニ従事スル一切ノ労働者(Arbeitspersonen)ヲ謂フ」ト定義スルカ故ニ奥太利ニ於テハ「アルバイター」ト云ヒ又ハ「アルバイツベルゾーン」ト云フ文字ノ差ハ存スルモ營業條例上ニハ何等ノ差異ヲ存セス、換言スレハ業務ノ性質ニ依リテ「アルバイター」ト「アルバイツベルゾーン」トノ間ニ差等ヲ設ケサルナリ。但シ營業條例第五條丁ニ於テハ職工(Hilfsarbeiter)中ニハ日傭稼人(Maglicher)ヲ含マサルコトヲ規定セルモ職工ト日傭稼人トノ區別ハ其ノ操ル所ノ業務ノ性質如何ニ依リテ之ヲ區別スヘキモノニ非スシテ、雇傭契約ノ性質ニ依リテ之ヲ區別スヘキモノトス、但シ工業主カ日傭稼人ヲ職工トシテ取扱フハ妨ケ無シトシ明カニ日傭稼人トヲ區別スルコトハ至難ノコトタルコトヲ經驗シタルヲ

以テ、一八九三年、ザキーン商業會議所ハ職工ト日傭稼人トヲ區別スルコトハ單ニ其ノ區別ノ標準ヲ求ムルコト實際ニ於テモ複法文ノ規定ニ之ヲ表ハス上ニ於テモ困難ナル事情存スルノミナラス、之ヲ労働者保護法ノ立法上ノ精神ニ稽フルモ此ノ二者間ニ此ノ如キ區別ヲ設クルハ適當ニ非ラサルカ故ニ、日傭稼人ニ對シテモ職工ト同様ノ取扱ヲ爲スコトヲ希望ストノ決議ヲ爲シタリ。

第三節 工場法ノ適用範圍

第一項 概論

工場法ノ適用範圍トハ或工場カ其ノ工場ニ關シ、工場法ノ効果ヲ發生セシムル爲メニ具備スヘキ法定ノ條件ヲ謂フ。斯ノ如キ條件ヲ具備スル工場ヲ便宜上適用工場ト謂ヒ其ノ然ラサルモノヲ不適用工場ト稱スヘシ。尙之ヲ精確ニ謂ヘハ工場法ノ適用ヲ受クルモノハ工場ニ非シテ其ノ工場ノ工業主並其ノ工場ニ關シ工場法ノ規定ノ限度ニ於テ工場法ノ効果ノ及フ範圍ノ一般人ナルコトハ勿論ナリ。然レトモ以下工場法ノ用例ニ從ヒ工場ニ工場法ヲ適用ス、又ハ適用セス等ノ文

字ヲ使用スヘシ、工場法ノ適用範圍ニ關シテハ立案ノ沿革上數次ノ變遷ヲ經タリ。即チ或ハ五十人以上ノ職工徒弟ヲ使役スルコトヲ以テ條件ト爲シタルコトアリ、(明治三十一年案)或ハ常時三十人以上ノ職工徒弟ヲ僱使スルモノト爲シタルコトアリ、(明治三十五年案)或ハ全ク使用人員ヲ標準トセス(イ)原動力機ノ装置ト(ロ)事業ノ性質危險ナルカ又ハ衛生上有害ノ虞アルコトヲ以テ主タル條件トシタルコトアリ。(第二十六議會提出案)惟フニ明治三十一年案及明治三十五年案カ五十人又ハ三十人ヲ以テ限界ト爲シタルハ主トシテ中以上ノ大工場ヲ取締ルコトニ重キヲ置キタルモノナルコトヲ知ルヘク、第二十六議會提出案カ全ク人員ノ標準ヲ撤去シタルハ、先進國ニ於テ工場法ノ制定ヲ促スニ至リタル原因カ、用機工業及化學工業ノ發達ニ在ルコトニ留意シ、抽象的ニ適用ノ標準ヲ定メント期シタルモノナルヘシ。適用範圍ニ關スル立案ノ内容カ、斯ノ如キ變動ヲ來シタルノ事實ハ、適以テ本問題カ立法上最モ重要ナル關係ヲ有シ、而カモ絶對的ニ斷案ヲ下シ難キ問題ナリシコトヲ想見スルニ難カラス。最後ニ公表セラレタル法案ハ提出案ノ後ヲ承ケテ、原動力ノ使用ト危險又ハ不衛生ノ事業タルコトヲ條件トスルト同時ニ、常

時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノハ總テ法律ヲ適用スヘキモノトセリ。此ノ修正ハ法律適用ノ範圍ヲ擴張スルモノナルヲ以テ、施行上ノ困難ヲ増加スヘキハ豫期セラレタル所ナリト雖、斷然此ノ標準ヲ採用スルニ至リタルハ、惟フニ職工ノ使用待遇等ニ關スル弊害ハ、比較的少數ノ職工ヲ僱使スルモノニ於テ其ノ甚シキモノアルノミナラス、既ニ十人以上ノ職工ヲ僱使スルトキハ、其ノ工場ノ状態ハ家内工業ノ状態ヲ脱シテ、職工相互間ニ操業上ノ競争ヲ生シ、其ノ他群集的生活ニ伴フ各般ノ弊害ヲ生スルニ至ルヘク、且十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ハ、織物生絲等其ノ種類頗ル多ク、之ニ從事スル職工ノ員數亦尠カラス、此等多數職工ノ健康保全風紀ノ維持ハ、決シテ等閑ニ付ス可ラサルモノアルト同時ニ、千九百六年労働者保護萬國會議ニ於テモ亦十人以上ヲ使用スル工場ニ付條約ノ規定ヲ適用スヘキ旨ヲ規定セルニ據ルモノナリ。尤モ事業ノ性質ヨリスルモ、又集團トシテノ危害モ比較的少ク、且全國ニ於ケル工場數モ多カラスシテ、之ヲ除外スルモ他ニ何等影響ヲ及ホササルカ如キモノハ、別ニ適用ノ範圍外ニ置クヘキ旨ヲ指定セントスルノ精神ナリシナリ。

適用範圍ニ關スル明治四十三年ノ諮問ニ對スル答申ハ、百十六ノ中「二十人」ト修正スヘシト爲シタルモノ十五、三十人ト爲スヘシト爲シタルモノ五ニ過キサリキ。斯ノ如ク大體ニ於テ十人ヲ可トセリト雖、當時之ニ對シテ有力ナル反對說ヲ發表セラレタルハ、戸田博士ニシテ、其ノ要旨ハ、原動力ヲ用キサル小工場ニ工場法ヲ適用スルハ非常ニ困難ナルノミナラス、之ヲ適用スルトキハ種々ノ原因ヨリ利害相償ハサル不良ノ結果ヲ生セサルヲ得ス、故ニ原動力ヲ用キサル工場ニ對シテハ二十人以上ノ職工ヲ使用スルモノニ之ヲ適用スルヲ至當トス云々ト謂フニ在リタリ。此ノ說ハ日本工業協會カ、十人ヲ以テ最低限ト爲ストキハ、動モスレハ家内工業ト抵觸シ、從來簡易經濟的ニ發達シタル家内工業ヲ阻害スル憂アリ、故ニ二十人以上ト改メ可及的家内工業以上ノ工場ヲ以テ本法取締ノ範圍ヲ定ムルヲ要ス、ト答申シタルト、理由ノ一部及結論ニ於テ一致スルモノナリ。然レトモ

(一)二十人未滿ノ工場ト雖家内工業ノ範圍ヲ脱シテ工場組織ヲ有スルモノアルノミナラス、十人以上ノ工場ニ在リテハ既ニ副業ノ性質ヲ脱シテ專業トシテ經營スルモノ多シ。

(二) 二十人未満ノ小工場ニハ規律ナク節制ナキモノ多ク、或ハ無制限ニ職工ヲ使用シ、職工疲勞シテ業務ヲ執ルニ堪ヘサルニ及ンテ、或ハ之ヲ鞭撻シ、或ハ之ヲ拘禁シ、其ノ疾病用ニ堪ヘサルニ至リテ之ヲ放逐スル等、保安警察ノ注意ヲ要スルモノ多シ。

(三) 殊ニ我國ニ最モ多數ヲ占ムル織物工場ノ如キハ同業者間ノ競争激甚ナル爲、不知不識ノ間ニ不當又ハ不法ニ職工ヲ傭使スルニ至ルコトアリ。以上ノ事實ハ、法律適用ノ範圍ヲ二十人以上ニ限ルニ至ラサリシ根據ナリシナリ。

尙又十人以下ノ工場ハ原動力ヲ使用スルノ理由ノミニ依リ工場法ノ全部ヲ適用スルハ、適以テ家庭的手工業ヨリ半工場的用機工業ニ推移シツツアル我工業發達ノ趨勢ヲ阻止スルモノナルヲ以テ、此ノ種ノ工場ニ對シテハ單ニ原動力ヨリ生スル危害ノ取締ヲ爲スニ止メ、職工ノ傭使其ノ他ノ制限ハ一切之ヲ適用セサルコトトスヘシトノ意見アリ、此ノ說ハ生産調査會等ヨリ提出セラレ、第二十七議會提出法案ハ此ノ趣意ヲ以テ修正セラレタリ。

法律適用ノ範圍ハ以上陳フルカ如キ經過ト研究トヲ經テ議會ニ提出ヒラルルニ至リタリ、然ルニ衆議院ハ十人ヲ十五人ニ修正シタリ、此ノ修正ニ關シテハ何等理由トシテ公然論議セラレタルモノナシト雖、余輩ノ忖度スル所ヲ以テスレハ大凡左ノ諸點ニ歸スルモノノ如シ。

(一) 十人内外ノ工場ハ未タ準家内工業ノ域ヲ脱セサルモノ甚タ多シ、之ニ本法ヲ適用スルトキハ實施上少ナカラサル困難ヲ生スヘク、又最初ノ立法トシテ是迄取締ル必要ヲ認め難シ。

(二) 十人内外ノ工場ノ大多數ハ農家ノ副業トシテ經營セララルモノ甚タ多シ、之ニ對シ本法ヲ適用セハ爲ニ多數小民ノ副業ノ發達普及ヲ妨ケ、延イテ小民ノ生活上ニ思ハサル結果ヲ生スルカ如キ虞ナシトセス。

(三) 本法案ノ内容ヲ見ルニ就業時間夜間勞働其ノ他ノ制限ノ如キハ豫定主義ヲ取レルモノ多キヲ以テ、本法ノ適用ヲ受クル大工場ハ當分現狀ノ儘操業シ得ル爲格別苦痛ヲ感セス、換言スレハ大工場ハ恰モ法ノ適用外ニ立ツト同一ナレハ十五人以下ノ小工場モ亦當分適用ヲ除外スルヲ妥當ナリトス。

(四) 加之十五人以下ノ小工場ニ本法ヲ適用スルコトハ實施上少カラサル困難ヲ生シ、延イテ法律ノ威信ヲ損スルカ如キ不結果ヲ來スコトナキヲ保セス、左レハ實施上ノ周密ヲ期スル上ニ於テモ十五人ヲ相當ト爲スヘク、又十五人トナレバ自然專業的ト爲リ、工場組織ヲ完備セル工場ニ適用スルコトトナラン。之ヲ要スルニ、副業的又ハ家庭的工場多キ我國ノ現状ニ照シ、又中小民ノ副業ノ普及發展ヲ圖リ以テ社會ノ健全ナル發達ヲ期スルコトノ特ニ急要ナル今日ノ時勢ニ鑑ミ、更ニ又實施上ノ關係ニ鑑ミ適用ノ程度ヲ十五人以上ニ縮ムルヲ得策ナリト信ス。而シテ十五人以下ト雖危險又ハ衛生上有害ナル工場竝原動力ニ就テハ別ニ取締ノ途アルヲ以テ、此ノ程度ニ於テ工場ノ取締ヲ爲スハ最初ノ立法トシテハ最モ適切ナルモノナリ。

以下工場法ノ明文ニ依リ其ノ適用範圍ニ付少シク詳細ニ述フル所アルヘシ。

第二項 適用工場

工場法適用ノ範圍ハ積極消極ノ兩方面ヨリ定マル工場法ハ第一條第一項各號ニ於テ積極的ニ工場法ノ適用ヲ受クヘキモノヲ定メ、第二十四條ニ於テ特殊ノ工

場ニ對シ適用範圍擴張ノ權限ヲ省令ニ委任シ、第一條第二項ニ於テ消極的ニ勅令ヲ以テ其ノ適用ヲ除外スル場合アルヘキコトヲ定メ、以テ適用範圍ノ適切且明確ナランコトヲ期シタリ、本項ニ於テハ先ヅ積極的ノ範圍ヲ述ヘ消極的ノ範圍ハ之ヲ次項ニ讓ル。

工場法ノ適用ヲ受クル工場左ノ如シ

一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場

職工及工場ノ意義ハ既ニ述タル所ノ如シ、而シテ「常時」ノ意義モ亦之ヲ簡明ニ説明スルコト頗ル困難ナリト雖其ノ大意ヲ述フレハ左ノ如シ。

常時十五人以上ヲ使用スルトハ其ノ工場ノ事業ノ常態ニ於テ十五人以上ヲ使用スルモノヲ指スノ意ニシテ、常時トハ臨時ニ對スルノ語ニシテ一ケ年間又ハ一定期間ノ平均若ハ最低人員ト云フカ如キ意味ニ非ス、又使用ストハ現實且同時ニ勞働ヲ爲サシムルノ意ニ非ラスシテ工業主ト職工トノ間ニ使用關係ノ存在スルヲ以テ足ルモノトス、更ニ之ヲ詳説スレハ。

(一) 常時ノ觀念ハ事業ノ性質ニ依リテ異ル 一年ヲ通シテ作業ヲ爲スモノニ在